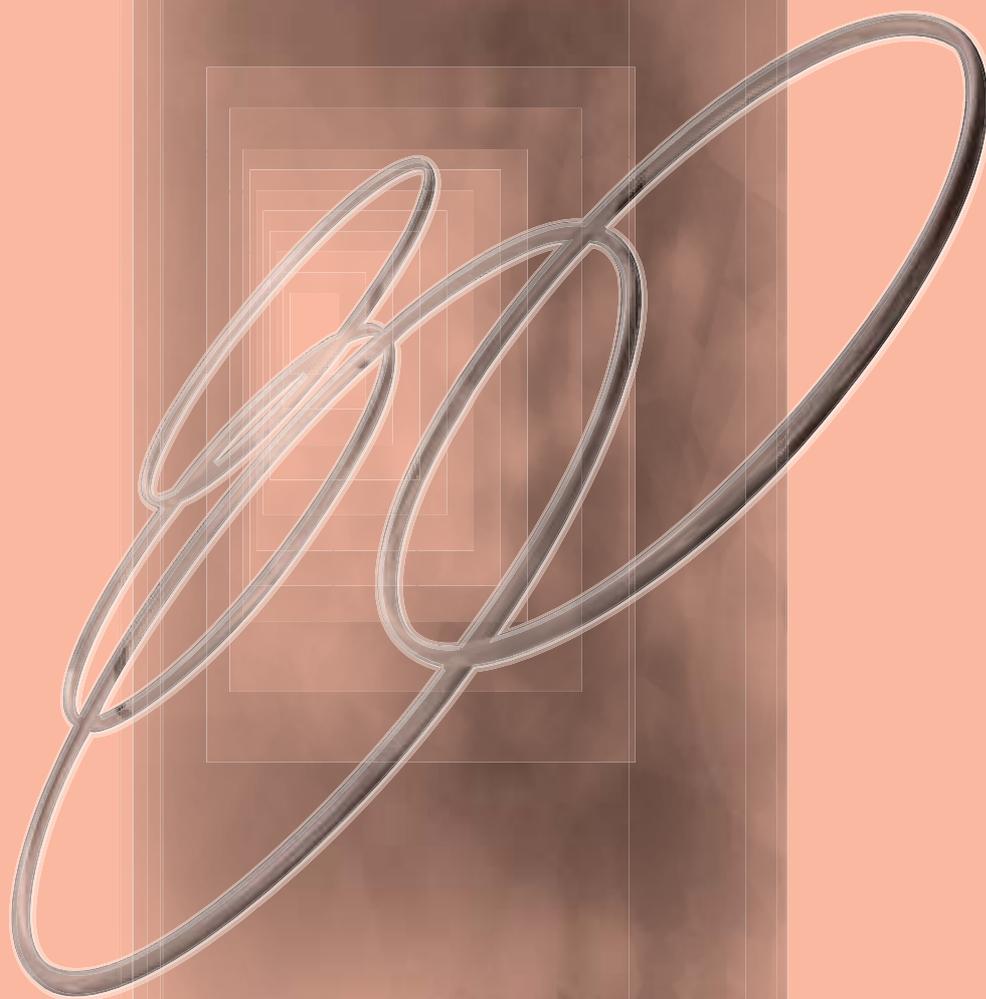


2007年度

シラバス

法学部



※「法学部シラバス」について・・・ 法学部長

※「シラバスの見方」

※「学則別表の見方」

I 学則別表

法律学科 2003～2007 年度入学生	I—1～2
国際関係法学科 2003～2007 年度入学生	I—3～4
法律学科 1999～2002 年度入学生	I—5～6
国際関係法学科 1999～2002 年度入学生	I—7～8

II 学科・入学年度別 目次一覧

法律学科 2003～2007 年度入学生	II—1～2
国際関係法学科 2003～2007 年度入学生	II—3～4
法律学科 1999～2002 年度入学生	II—5～6
国際関係法学科 1999～2002 年度入学生	II—7～8
共通 2002 年度以前入学生（基礎科目・外国語科目）	II—9

※ 注意（体育科目について）

2003 年度以降入学生対象の全学共通授業科目カテゴリ V「スポーツ・レクリエーション」と 2002 年度以前入学生対象の「体育 I・II」は合併授業です。
シラバスは『全学共通授業科目』のカテゴリ V を参照してください。

「法学部シラバス」について

法学部長 柴田 平三郎

シラバス (syllabus) とは、授業科目の内容などを要約した一覧のことです。学生諸君の教室内および教室外の勉学に資するために、本学はシラバスを冊子形式で作成しています。

冊子形式のシラバスは学部別に分冊化されており、「法学部シラバス」では、すべての法学部開設科目 (法律学科・国際関係法学科) を収載しています (ただし、演習等特別の開講形態のものは除く)。またインターネット上では、全学共通授業科目や他学部の開設科目についても見るすることができます。

これによって法学部のカリキュラムの全容がわかりますので、まずは全体に目をとおしみてみてください。科目ごとに、①講義目的および講義概要、②テキスト・参考文献、③評価方法、④学期授業計画、の4項目からなっています。書式の基本は共通ですが、記述の仕方にはおのずから教員の個性や教育理念が現れていることでしょう。

このうち、「講義目的および講義概要」欄には、教員による科目の位置づけや、受講者にとっての達成目標、および学期ごと授業の概略や講義の方法が記されています。「テキスト・参考文献」欄には授業で使用する教科書や参考とすべき文献の情報が載っています。「評価方法」欄を見れば、試験やレポートについて、また授業そのものについて、教員がなにを望んでいるかを知ることができます。さらに「学期授業計画」欄には、授業の詳細な内容とその進め方が、12週または24週分にわたって記載されていますので、受講者はこれを参考に学期ごとの学習計画を立てることができます。

シラバスは、学年初めの履修登録のときにだけ必要なものではありません。シラバスは教員と学生諸君とのあいだの授業に関する約束ですから、教員はこれに則して授業を進めたり成績評価をするべきですし、受講者もこれにしたがって授業に参加し成績評価を受けねばなりません。そのためには、授業期間をつうじてシラバスを参照する必要があります。

大学の授業は、教員と学生とが共同して作りあげるものです。その成否は、学生諸君の場合には成績として現れますし、教員の場合にはいわゆる授業評価によって試されることとなります。そのためにも、法学部の授業をさらに良くする第一歩として、学生諸君がこのシラバスを大いに活用されることを希望します。

【シラバスの見方】

「シラバス」は、科目の担当教員が、学期ごとの授業計画、講義概要、評価方法などを学生に周知することにより、受講する際の指針とし、授業の理解を深めることを目的に作成されたものです。学生諸君は、シラバスを良く読み、計画的な履修登録をしてください。

※2003年度以降入学者の開設科目は、すべて春学期または秋学期で完結します。

※2002年度以前入学者の開設科目は、原則通年で開講されます。（一部半期完結の科目を開設）

※目次の「履修不可学科」の表記
 外：外国語学部 養：国際教養学部 経：経済学部
 律：法律学科 国：国際関係法学科

***上段は、春学期科目です。**

03~07 律/国 ① 99~02 律/国 98以前 律	法思想史 / ***** ② 法哲学 / ***** 法哲学	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 春学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

03~07 律/国 ① 99~02 律/国 98以前 律	法哲学 / ***** ② 法哲学 / ***** 法哲学	③ 担当教員名
④ 講義目的、講義概要 【 秋学期 】	⑤ 授業計画 第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週	
⑥ テキスト、参考文献	⑦ 評価方法	

***下段は、秋学期科目です。**

【記載内容】

① 適用年度・適用学科

適用年度と適用学科について

【03~07 律/国】

2003年度~2007年度入学 法律学科/国際関係法学科を対象とした科目です。

【99~02 律/国】

1999年度~2002年度入学 法律学科/国際関係法学科を対象とした科目です。

【98以前 律】

1998年度以前入学 法律学科を対象とした科目です。

② ①の適用年度・学科に対応した科目名を記載
 (*****表示の学科には開設されていません)

③ 担当教員氏名

④ 授業の目的や講義全体の説明、学生への要望が記載してあります。

⑤ 学期の授業計画についての欄です。原則として各週ごとに講義するテーマが記載してあります。

⑥ 授業で使用するテキストや参考となる文献が記載してあります。

⑦ 半期完結科目は、春・秋の学期末に成績評価が出ます。2002年度以前入学者の通年科目は年度末に成績評価が出ます。

【注意事項】

1.登録条件

秋学期の科目には、春学期の科目履修登録または、単位の修得を条件にした科目があります。

2.2002年度以前入学者の半期完結科目

(法律学特講B、模擬国際裁判、国際関係法特講B、国際関係特講B、地域研究特講B)

(民法Ⅰ、商法Ⅱは週2コマ開講で半期完結)

3.受講制限の科目について

外国法講読、国際関係法講読、国際政治講読、外国法文献研究、国際関係法文献研究については、受講希望者数により選抜する場合があります。

4.定員

「全学共通授業科目」と合併開講している科目については定員を設けていますので、「授業時間割表」を参照してください。

「学則別表」の見方



なにをどれだけとったらいいの？



『学則別表』とは？

学則

第19条の3

法学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

(1) 法律学科

別表(Ⅲ-1およびⅣ)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(2) 国際関係法学科

別表(Ⅲ-2およびⅣ)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

学則で定められている各学科の別表に基づき、単位を修得します。
学則別表は、学科・入学年度によって異なります。
必ず自分が入学した年度の『履修の手引き』を参照してください。

新入生の皆さんは2007年度入学です。

知っておきたい用語集

- 単 位**・・・ 科目の学修量のこと。
科目には1単位または2単位（4単位の場合もあります）と必ず単位数がついています。
- 必修科目**・・・ 必ず単位を修得しなければならない科目。
- 選択必修科目**・・・ 定められた範囲の中から、必要な単位を修得しなければならない科目。
- 選択科目**・・・ 自由に選択できる科目。
- 進級要件**・・・ 第2学年から第3学年に進級するために必要な単位数のこと。
各学科で定められた要件を満たすことが必要。
- 卒業要件**・・・ 大学を卒業するまでに修得しなければならない単位数のこと。
各学科で必修科目、選択必修科目、選択科目として修得すべき単位数が決められています。

詳しくは『履修の手引』をご覧ください。

Q&A

Q. 入門科目で“選択必修4単位”とありますが、6単位修得してしまいました。これは卒業単位になるのでしょうか？

A. 答えはYESです。

「選択必修」科目で余分に修得した2単位は、「選択」科目の72単位に含まれ、卒業するための単位になります。

ナルホド！

Q&A

Q. 第二外国語8単位については、別表Ⅲ-1の他の科目で振り替えることができるとありますが、具体的にどの科目ですか？

A. 別表Ⅲ-1には、全学共通授業科目（別表Ⅳ）が含まれています。つまり、法学部の専門科目でもOK。全学共通授業科目でもOK。

ナルホド！

Q&A

Q. 法律学科の学生ですが、国際関係法学科の科目を16単位履修しました。すべて法律学科の卒業単位になりますか？

A. 答えは残念ながらNOです。

他学科の科目を履修した場合、12単位までは卒業要件になりますが、残りの4単位は「卒業要件外」単位となります。

ナルホド！

学則別表Ⅲ-1 法律学科授業科目表(抜粋)

部門	科 目	単位数	履修開始学期	政策法務コース			企業法務コース			法曹コース		
				必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
	フレッシュマンプログラム	2	1	2			2			2		
	公法入門	2	2									
	民法入門	2	2									
	刑法入門	2	2									
基	国際関係法入門	2	2		4							4
	政治学入門	2	2									
	基礎演習	2	4	2			2			2		
礎	社会科学概論	2	1									
	社会科学情報検索法a	2	2									
	社会科学情報検索法b	2	2									
	法思想史	2	3									
	法哲学	2	4									
法	日本法制史	2	3									
	日本近代史	2	4									
	西洋法制史a	2	3									
	西洋法制史b	2	4									
	法社会学a	2	3									
	法社会学b	2	4									
	法心理学a	2	3									
	法心理学b	2	4									
	英米法a	2	5									
	英米法b	2	6									
外	ドイツ法a	2	5									
	ドイツ法b	2	6									
国	フランス法a	2	5									
	フランス法b	2	6									
	アジア法a	2	5									
	アジア法b	2	6									
法	地域共同法a	2	5									
	地域共同法b	2	6									
	外国法講義 I	2	3									
	外国法講義 II	2	4									
	憲法 I	2	1	2								
	憲法 II	2	2	2								
	憲法 III	2	3	2								
公	行政法 I	2	3	2								
	行政法 II	2	4	2								
	行政法 III	2	5	2								
	比較公法	2	5									
法	租税法a	2	5									
	租税法b	2	6									
	地方自治法a	2	5									
	地方自治法b	2	6									
	教育法a	2	3									
	教育法b	2	4									
民	民法 I	4	3			4				4		
	民法 II	2	4									
	民法 III	2	3									
	民法 IV	2	4									
	民法 V	2	1									
	会社法	4	4			4				4		
事	手形・小切手法	2	5									
	商法総論・商行為	2	5									
	保険法	2	5									
法	国際私法a	2	3									
	国際私法b	2	4									
	国際取引法	2	5									
	刑法総論 I	2	3							2		
	刑法総論 II	2	4							2		
刑	刑事各論	2	3									
法	刑事政策a	2	5									
	刑事政策b	2	6									
特	法律学特講	2	5									
講	法曹特講	2	5								2	
	経済原論a	2	3									
	経済原論b	2	4									
問	会計学a	2	5									
連	会計学b	2	6									
	法政総合講座	2	3									
	演習 I a	2	5									
	演習 I b	2	6									
演	演習 II a	2	7									
習	演習 II b	2	8									
小	計			12	4	72	12	4	72	22	4	62
	全学共通授業科目(別表Ⅳ)											
全	学	「法テ」リー-I				4			4			4
		「法テ」リー-II										
総	合	「法テ」リー-III			20						20	
科	目	「法テ」リー-IV										
		「法テ」リー-V										
	英語科目			8*	8**		8*	8**		8*	8**	
	英語以外の外国語科目											
	合 計			24	32	72	24	32	72	34	32	62
				128			128			128		

備考

(1) 省略

なお 第二外国語8単位については、別表Ⅲ-1の他の科目で振り替えることができる。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは国際関係法学科の科目の単位をもって代用できる。

卒業するためには最低128単位の修得が必要

学則別表

法律学科授業科目表(学則別表より)2003年度以降入学者用

部門	科 目	単位数	履修開始学期	政策法務コース			企業法務コース			法曹コース		
				必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
基 礎 法	フレッシュマンプログラム	2	1	2			2			2		
	公法入門	2	2									
	民法入門	2	2									
	刑事法入門	2	2		4			4			4	
	国際関係法入門	2	2									
	政治学入門	2	2									
	基礎演習	2	4	2			2			2		
	社会科学概論	2	1									
	社会科学情報検索法a	2	1									
	社会科学情報検索法b	2	2									
	法思想史	2	3									
	法哲学	2	4									
	日本法制史	2	3									
	日本近代法史	2	4									
	西洋法制史a	2	3									
	西洋法制史b	2	4									
	法社会学a	2	3									
	法社会学b	2	4									
	法心理学a	2	3									
法心理学b	2	4										
外 国 法	英米法a	2	5									
	英米法b	2	6									
	ドイツ法a	2	5									
	ドイツ法b	2	6									
	フランス法a	2	5									
	フランス法b	2	6									
	アジア法a	2	5									
	アジア法b	2	6									
	地域共同体法a	2	5									
	地域共同体法b	2	6									
公 法	外国法講読 I	2	3									
	外国法講読 II	2	4									
	憲法 I	2	1	2						2		
	憲法 II	2	2	2						2		
	憲法 III	2	3									
	行政法 I	2	3	2								
	行政法 II	2	4	2								
	行政法 III	2	5									
	比較公法	2	5									
	租税法a	2	5									
	租税法b	2	6									
	地方自治法a	2	5									
	地方自治法b	2	6									
	教育法a	2	3									
	教育法b	2	4									
民 事 法	民法 I	4	3				4			4		
	民法 II	2	4									
	民法 III	2	3									
	民法 IV	2	4									
	民法 V	2	1									
	会社法	4	4				4			4		
	手形・小切手法	2	5									
	商法総則・商行為	2	5									
	保険法	2	5									
	国際私法a	2	3									
	国際私法b	2	4									
刑 事 法	国際取引法	2	5									
	刑法総論 I	2	3							2		
	刑法総論 II	2	4							2		
	刑法各論	2	3									
	刑事政策a	2	5									
	刑事政策b	2	6									
						72			72			62

学則別表

社会法	労働法a	2	3												
	労働法b	2	4												
	社会保障法a	2	5												
	社会保障法b	2	6												
	環境法a	2	3												
	環境法b	2	4												
	経済法	2	5												
	消費者法	2	5												
	知的財産権法a	2	5												
	知的財産権法b	2	6												
手続法	民事訴訟法a	2	5												
	民事訴訟法b	2	6												
	民事執行・保全法	2	5												
	倒産法	2	5												
	刑事訴訟法a	2	3												
	刑事訴訟法b	2	4												
国際関係	国際法I	2	3												
	国際法II	2	4												
	国際法III	2	5												
	国際人道法	2	6												
	国際政治学a	2	3												
	国際政治学b	2	4												
	日本政治外交史a	2	3												
日本政治外交史b	2	4													
政治	政治学原論a	2	3												
	政治学原論b	2	4												
	日本政治論a	2	3												
	日本政治論b	2	4												
	地方自治論a	2	5												
	地方自治論b	2	6												
	政治思想史a	2	5												
	政治思想史b	2	6												
	行政学a	2	5												
	行政学b	2	6												
特講	法律学特講	2	5												
	法曹特講	2	5						2						
関連	経済原論a	2	3												
	経済原論b	2	4												
	会計学a	2	5												
	会計学b	2	6												
総合講座	法政総合講座	2	3												
演習	演習I a	2	5												
	演習I b	2	6												
	演習II a	2	7												
	演習II b	2	8												
	小計				12	4	72	12	4	72	22	4	62		
全学共通授業科目（別表Ⅳ）															
全学総合科目	カテゴリーⅠ	4					4				4				
	カテゴリーⅡ		20					20				20			
	カテゴリーⅢ														
	カテゴリーⅣ														
	カテゴリーⅤ														
外国語科目	英語科目	8*	8**				8*	8**			8*	8**			
	英語以外の外国語科目														
合計				24	32	72	24	32	72	34	32	62			
				128			128			128					

備考

- (1) *外国語は、第一外国語としてEnglish、ドイツ語、フランス語のうちいずれか一カ国語とする。
 **Englishを第一外国語とする場合、第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、朝鮮語のうち、いずれか一カ国語とする。ドイツ語、フランス語を第一外国語とする場合は、既習者にかぎる。また、その場合は、Englishを第二外国語とする。
 第一外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。
 第二外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。
 なお、第二外国語8単位については、別表Ⅲ-1の他の科目で振り替えることができる。
 - (2) 全学共通授業科目のうち、「全学総合講座」4単位を必修として履修する。
 - (3) 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は、選択科目の単位数に算入することができる。ただし、全学共通授業科目・外国語を除く。
 - (4) 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは国際関係法学科の科目の単位をもって代用できる。
- 本表は2003年度入学者より適用する。

学則別表

国際関係法学科授業科目表(学則別表より)2003年度以降入学者用

部門	科目	単位数	履修開始学期	必修	選択必修	選択
基	フレッシュマンプログラム	2	1	2		
	公法入門	2	2			
	民法入門	2	2		4	
	刑事法入門	2	2			
	国際関係法入門	2	2			
	政治学入門	2	2			
	基礎演習	2	4	2		
	社会科学概論	2	1			
	社会科学情報検索法a	2	1			
	社会科学情報検索法b	2	2			
	憲法I	2	1			
	憲法II	2	2			
	民法I	4	3			
	国際法I	2	3			
	国際法II	2	4			
	国際法III	2	5			
	国際政治学a	2	3			
	国際政治学b	2	4			
	比較法概論a	2	3			
	比較法概論b	2	4			
	国際私法a	2	3			
	国際私法b	2	4			
	国際人道法	2	6			
比較政治a	2	5				
比較政治b	2	6				
国際関係法	国際組織法	2	3			
	国際人権法a	2	3			
	国際人権法b	2	4			
	国際環境法a	2	5			
	国際環境法b	2	6			
	国際経済法	2	5			
	国際開発協力法	2	5			
	国際租税法	2	5			
	国際取引法	2	5			
	国際知的財産権法	2	5			
	国際家族法	2	5			
	国際民事訴訟法	2	5			
	模擬国際裁判	2	5			
	国際関係法特講	2	5			
比較法・外国法	比較公法	2	5			
	比較私法	2	5			
	比較会社法a	2	5			
	比較会社法b	2	6			
	地域共同体法a	2	5			
	地域共同体法b	2	6			
	英米法a	2	5			
	英米法b	2	6			
	ドイツ法a	2	5			
	ドイツ法b	2	6			
フランス法	フランス法a	2	5			
	フランス法b	2	6			
アジア法	アジア法a	2	5			
	アジア法b	2	6			
関連法	憲法III	2	3			
	民法II	2	4			
	民法III	2	3			
	商法総則・商行為	2	5			
	会社法	4	4			
	行政法I	2	3			
	行政法II	2	4			
	刑法総論I	2	3			
	刑法総論II	2	4			
	刑法各論	2	3			
	刑事政策a	2	5			
刑事政策b	2	6				

80

学則別表

国 際 政 治	国際関係論a	2	3			
	国際関係論b	2	4			
	日本政治外交史a	2	3			
	日本政治外交史b	2	4			
	平和学a	2	5			
	平和学b	2	6			
	国際協力論a	2	5			
	国際協力論b	2	6			
	国際関係史a	2	5			
	国際関係史b	2	6			
	アメリカ政治外交史a	2	5			
	アメリカ政治外交史b	2	6			
	国際政治特講	2	5			
	国 際 経 済	現代経済論a	2	3		
現代経済論b		2	4			
日本経済論a		2	5			
日本経済論b		2	6			
国際経済論a		2	5			
国際経済論b		2	6			
国際金融論a		2	5			
国際金融論b		2	6			
多国籍企業論a		2	5			
多国籍企業論b		2	6			
比 較 ・ 地 域 研 究	政治学原論a	2	3			
	政治学原論b	2	4			
	日本政治論a	2	3			
	日本政治論b	2	4			
	西洋政治史a	2	5			
	西洋政治史b	2	6			
	西洋政治思想史a	2	5			
	西洋政治思想史b	2	6			
	行政学a	2	5			
	行政学b	2	6			
	アジア政治論a	2	5			
	アジア政治論b	2	6			
	地方自治論a	2	5			
	地方自治論b	2	6			
地域研究特講	2	5				
文 献 講 読	国際関係法講読Ⅰ	2	3			
	国際関係法講読Ⅱ	2	4			
	外国法講読Ⅰ	2	3			
	外国法講読Ⅱ	2	4			
	国際政治講読Ⅰ	2	3			
	国際政治講読Ⅱ	2	4			
総合講座	法政総合講座	2	3			
演 習	演習Ⅰa	2	5			
	演習Ⅰb	2	6			
	演習Ⅱa	2	7			
	演習Ⅱb	2	8			
小 計				4	4	80
全学共通授業科目（別表Ⅳ）						
全 学 総 合 科 目	：カテゴリーⅠ			4	16	
	：カテゴリーⅡ					
	：カテゴリーⅢ					
	：カテゴリーⅣ					
	：カテゴリーⅤ					
外国語 科目	：英語科目			12*		
	：英語以外の外国語科目				8**	
合 計				20	28	80
				128		

備考

(1) *外国語は、Englishを第一外国語とする。

**第二外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、朝鮮語のうち、いずれか一か国語とする。

第一外国語は1学年に6単位、2学年に6単位、合計12単位を修得するものとする。

第二外国語は1学年に4単位、2学年に4単位、合計8単位を修得するものとする。

なお、第二外国語8単位については、別表Ⅲ-2の他の科目で振り替えることができる。

(2) 全学共通授業科目のうち、「全学総合講座」4単位を必修として履修する。

(3) 所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は、選択科目の単位数に算入することができる。

ただし、全学共通授業科目・外国語を除く。

(4) 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは法律学科の科目の単位をもって代用できる。

○本表は2003年度入学者より適用する。

学則別表

法律学科授業科目表（学則別表より）1999年度～2002年度入学者用

科 目 群	部 門	科 目	単 位 数	I 類				II 類				備 考
				履 修 開 始 学 年	必 修	選 択 必 修	選 択	履 修 開 始 学 年	必 修	選 択 必 修	選 択	
外 国 語 科 目	第 一 外 国 語	英語 I	2	1				1				ドイツ語またはフランス語を第一外国 と語る場合は既習者にかぎる。 第一外国語がドイツ語・フランス語の 者は第二外国語は英語となる。 第二外国語8単位については、基礎 科目および専門科目で振り替えること ができる。
		ドイツ語 I	2	1	4			1	4			
		フランス語 I	2	1				1				
		英語 II	2	2				2				
		ドイツ語 II	2	2	4			2	4			
		フランス語 II	2	2				2				
	第 二 外 国 語	ドイツ語 I	2	1				1			4	
		英語 I	2	1				1				
		フランス語 I	2	1				1				
		スペイン語 I	2	1			4	1				
		ロシア語 I	2	1				1			4	
		中国語 I	2	1				1				
		朝鮮語 I	2	1				1				
		ドイツ語 II	2	2				2				
		英語 II	2	2				2				
		フランス語 II	2	2				2				
	スペイン語 II	2	2			4	2					
	ロシア語 II	2	2				2					
	中国語 II	2	2				2					
	朝鮮語 II	2	2				2					
小 計				8		8		8		8		
				16				16				
基 礎 科 目	社 会 科 学	法学入門	4	1	4			1	4		20	
		社会科学概論	4	1				1				
		政治学入門	4	1				1				
		経済学	4	1				1				
		社会学	4	1				1				
		社会思想史	4	1				1				
		社会科学情報検索法	4	1				1				
	人 文 科 学	歴史学概論	4	1				1				
		国語表現法	4	1				1				
		心理学	4	1			20	1				
		文化人類学	4	1				1				
	自 然 科 学	自然科学概論	4	1				1				
		地球環境論	4	1				1				
		情報処理	4	1				1				
		統計学	4	1				1				
		健康学	4	1				1				
	体 育	体育 I	2	1				1				
		体育 II	2	1				1				
	基礎演習	基礎演習	4	2	4			2	4			
	小 計				8		20		8			20
				28				28				

学則別表

専 門 科 目	基 礎 法	法哲学	4	3				3			*は半期完結科目である。 所定の単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位数に参入される。 卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは国際関係法学科の科目の単位をもって代用できる。(詳細は、授業時間割表参照)
		日本法制史	4	3				3			
		西洋法制史	4	3				3			
		法社会学	4	3				3			
	外 国 法	法心理学	4	3				3			
		英米法	4	3				3		4	
		ドイツ法	4	3		4		3			
		フランス法	4	3				3			
		地域共同体法	4	3				3			
	公 法	外国法文献研究	4	2				2			
		憲法Ⅰ	4	1	4			1	4		
		憲法Ⅱ	4	2	4			2		4	
		行政法Ⅰ	4	2	4			2			
		行政法Ⅱ	4	3	4			3			
		比較憲法	4	3				3			
		税法	4	3				3			
		地方自治法	4	3				3			
	民 事 法	教育法	4	3				3			
		民法Ⅰ	4	1	4			1	4		
		民法Ⅱ	4	2		4		2	4		
		民法Ⅲ	4	2				2	4		
		民法Ⅳ	4	3				3	4		
		民法Ⅴ	4	3				3	4		
		商法Ⅱ	4	2				2	4		
		商法Ⅲ	4	3				3	4		
		商法Ⅰ	4	3				3		4	
		商法Ⅳ	4	3				3			
		国際私法	4	3				3			
		国際取引法	4	3				3			
		刑 事 法	刑法Ⅰ	4	1	4		32	1	4	
	刑法Ⅱ		4	2		4		2			
	刑事政策		4	3				3			
	社 会 法	社会保障法	4	3				3			
		労働法	4	2		4		2		4	
		経済法	4	3				3			
		環境法	4	2				2			
		消費者法	4	3				3			
	手 続 法	知的財産権法	4	3				3			
		刑事訴訟法	4	3		4		3		4	
		民事訴訟法	4	3				3			
民事執行・保全法		4	3				3				
国 際 関 係	倒産法	4	3				3				
	国際法Ⅰ	4	2	4			2				
	国際法Ⅱ	4	3				3				
	国際政治学	4	2				2				
政 治	日本政治外交史	4	2				2				
	政治学原論	4	2	4			2				
	地方自治	4	3				3		4		
	政治思想史	4	3		4		3				
特 講	行政学	4	3				3				
	法律学特講A	4	3				3				
関 連	法律学特講B	2*	3				3				
	経済原論	4	2				2				
演 習	会計学	4	3				3				
	総合講座 法政総合講座	4	2				2				
演 習	演習Ⅰ	4	3				3				
	演習Ⅱ	4	4				4				
小 計				32	24	32		36	20	32	
				88			88				
合 計				48	24	60		52	20	60	
				132			132				

学則別表

国際関係法学科授業科目表（学則別表より）1999年度～2002年度入学者用

科 目 群	部 門	科 目	単 位 数	履 修 開 始 学 年	必 修	選 択 必 修	選 択	備 考	
外 国 語 科 目	第一 外国語	英語Ⅰ	2	1	6			第二外国語8単位については、基礎科目および専門科目で振り替えることができる。	
		英語Ⅱ	2	2	6				
	第二 外国語	ドイツ語Ⅰ	2	1					4
		フランス語Ⅰ	2	1					
		スペイン語Ⅰ	2	1					
		中国語Ⅰ	2	1					
		ロシア語Ⅰ	2	1					
		朝鮮語Ⅰ	2	1					
		ドイツ語Ⅱ	2	2					
		フランス語Ⅱ	2	2					
		スペイン語Ⅱ	2	2					
		中国語Ⅱ	2	2					
	ロシア語Ⅱ	2	2						
	朝鮮語Ⅱ	2	2						
小 計				12			8		
					20				
基 礎 科 目	社会 科学	国際関係法入門	4	1	4			20	
		社会科学概論	4	1					
		経済学	4	1					
		社会学	4	1					
		社会思想史	4	1					
	社会科学情報検索法	4	1						
	人文 科学	歴史学概論	4	1					
		国語表現法	4	1					
		心理学	4	1					
		文化人類学	4	1					
	自然 科学	自然科学概論	4	1					
		地球環境論	4	1					
		情報処理	4	1					
		統計学	4	1					
	体 育	体育Ⅰ	2	1					
		体育Ⅱ	2	1					
	基礎演習	基礎演習	4	2	4				
小 計				8			20		
					28				
専 門 科 目	基 本	憲法Ⅰ	4	1	4			24	
		民法Ⅰ	4	1	4				
		国際法Ⅰ	4	2	4				
		国際政治学	4	2	4				
		比較法原論	4	2					
		国際私法	4	2					
		国際法Ⅱ	4	3					
	比較政治	4	3						
	国 際 関 係 法	国際組織法	4	2	4				
		国際人権法	4	2	4				
		外国人法	4	3					
		国際環境法	4	3					
		国際経済法	4	3					
		国際開発協力法	4	3					
		国際租税法	4	3					
国際取引法		4	3						
国際労働法	4	3							
国際知的財産権法	4	3							
国際家族法	4	3							

*は半期で完結する科目である。

所定の単位数を超えて修得した選択必修の科目の単位は選択科目の単位数に参入される。

卒業に必要な選択科目のうち、12単位までは法律学科の科目の単位をもって代用できる。(詳細は、授業時間割表参照)

学則別表

専 門			国際民事訴訟法	4	3	8			
			模擬国際裁判	2*	3				
			国際関係法特講A	4	3				
			国際関係法特講B	2*	3				
	比 較 法 ・ 外 国 法			比較憲法	4				3
				比較契約法	4				3
				比較会社法	4				3
				比較刑事法	4				3
				比較社会保障法	4				3
				地域共同体法	4				3
		英米法	4	3					
		ドイツ法	4	3					
		フランス法	4	3					
		アジア法	4	3					
		地域の法特講	2*	3					
関 連 法			憲法Ⅱ	4	2	4			
			民法Ⅱ	4	2				
			商法Ⅰ	4	2				
			商法Ⅱ	4	2				
			行政法	4	2				
			刑法	4	2				
科 関 係	国 際 政 治	国 際 政 治	国際関係論	4	2	4			
			日本政治外交史	4	2				
			平和学	4	3				
			国際協力論	4	3				
			第三世界論	4	3				
			国際関係史	4	3				
			アメリカ政治外交史	4	3				
			国際関係特講A	4	3				
	国際関係特講B	2*	3						
	国 際 経 済			現代経済理論	4	2	**		
				日本経済論	4	3			
				国際経済論	4	3			
				国際金融論	4	3			
				多国籍企業論	4	3			
目 比 較 ・ 地 域 研 究			政治学	4	2	4			
			日本政治論	4	2				
			西洋政治史	4	3				
			西洋政治思想史	4	3				
			行政学	4	3				
			アジア政治論	4	3				
			地方自治論	4	3				
			地域研究特講A	4	3				
			地域研究特講B	2*	3				
文 献 研 究			国際関係法文献研究	4	2	4			
			外国法文献研究	4	2				
			国際関係文献研究	4	2				
総 合 講 座			法政総合講座	4	2				
演 習			演習Ⅰ	4	3				
			演習Ⅱ	4	4				
小 計						24	36	24	
							84		
合 計						44	36	52	
							132		

**国際経済部門は、2科目8単位まで卒業単位に参入される。

目 次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専 門 科 目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
フレッシュマンプログラム		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	国	1
公法入門		市川 須美子	水1	2	外	養	経	国	2
	公法入門	高佐 智美	水1	1	外	養	経	国	3
民法入門		明田川 昌幸	水2	2	外	養	経	国	3
	民法入門	梅田 武敏	火1	1	外	養	経	国	4
刑法入門		安部 哲夫	水1	2	外	養	経	国	5
	刑法入門	中空 壽雅	火2	1	外	養	経	国	6
国際関係法入門		櫻井 雅夫	水3	2	外	養	経	国	7
	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	国	7
政治学入門		星野 昭吉	水1	2	外	養	経	国	8
	政治学入門	津田 由美子	水1	1	外	養	経	国	8
社会科学概論－1	社会科学概論－2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	国	9
社会科学情報検索法a	社会科学情報検索法b	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	国	10
法思想史	法哲学	堅田 剛	木3	2					11
西洋法制史a	西洋法制史b	藤田 貴宏	火2/木4	2					12
法社会学a	法社会学b	森 謙二	月2	2					13
法心理学a	法心理学b	渡辺 昭一	金5	2					14
英米法a	英米法b	田島 裕	月3	3				国	15
ドイツ法a		滝沢 誠	火2	3	外	養		国	16
	ドイツ法b	宗田 貴行	木2	3	外	養		国	17
フランス法a	フランス法b	小川 健	金1	3				国	18
アジア法a	アジア法b	大村 泰樹	月2	3				国	19
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3				国	20
外国法講読Ⅰ		磯部 哲	火3	2	外	養	経	国	21
外国法講読Ⅰ		市川 須美子	水3	2	外	養	経	国	22
外国法講読Ⅰ		田島 裕	金3	2	外	養	経	国	23
	外国法講読Ⅱ	堅田 剛	木2	2	外	養	経	国	23
	外国法講読Ⅱ	石井 保雄	金1	2	外	養	経	国	24
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	火1	2	外	養	経	国	25
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	大藤 紀子	金1	1	外	養	経	国	26
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	古関 彰一	木3	1	外	養	経	国	27
憲法Ⅲ		加藤 一彦	火2	2				国	28
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	木藤 茂	火3	2				国	29
行政法Ⅲ		磯部 哲	金3	3					30
比較公法		高佐 智美	木3	3				国	31
租税法a	租税法b	阿部 徳幸	金1	3					32
地方自治法a		磯部 哲	金1	3					33
	地方自治法b	市川 須美子	金1	3					33
教育法a	教育法b	市川 須美子	金2	2	外	養	経		34
民法Ⅰ		常岡 史子	火1・木2	2	外	養	経	国	35
民法Ⅰ		藤田 貴宏	水1・木4	2	外	養	経	国	36
	民法Ⅱ	遠藤 研一郎	火1	2				国	37
民法Ⅲ		亀岡 倫史	木3	2				国	38
	民法Ⅳ	藤田 貴宏	火3	2					39
民法Ⅴ		常岡 史子	木1	1					40
	会社法	明田川 昌幸	金1・金2	2				経 国	41
	会社法	梅田 武敏	月2・水1	2				経 国	42
手形・小切手法		潘 阿憲	水4	3					43
商法総則・商行為		梅田 武敏	月4	3				国	44

目次

【法律学科】2003～2007年度入学生

専門科目

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	国	
保険法		明田川 昌幸	火2	3					45
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				国	46
	国際取引法	土屋 弘三	金3	3				国	47
刑法総論 I	刑法総論 II	内山 良雄	火2	2				国	48
刑法総論 I	刑法総論 II	中空 壽雅	木3	2				国	49
刑法各論	刑法各論	野村 稔	火3	2				国	50
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				国	51
労働法a	労働法b	石井 保雄	月1	2					52
社会保障法a	社会保障法b	新田 秀樹	火2	3					53
環境法a	環境法b	一之瀬 高博	木1	2					54
	経済法	山部 俊文	木4	3					55
消費者法		岩重 佳治	金2	3					56
知的財産権法a	知的財産権法b	長塚 真琴	木3	3					57
民事訴訟法a	民事訴訟法b	小川 健	金2	3					58
民事執行・保全法		小川 健	木3	3					59
倒産法		小川 健	木2	3					60
刑事訴訟法a	刑事訴訟法b	滝沢 誠	木2	2					61
国際法 I	国際法 II	鈴木 淳一	火1	2				国	62
国際法 III	国際人道法	安保 公人	月3	3				国	63
国際政治学a	国際政治学b	星野 昭吉	月2	2	外	養		国	64
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	木3	2	外	養		国	65
政治学原論a	政治学原論b	福永 文夫	金2	2				国	66
地方自治論a	地方自治論b	雨宮 昭一	火3	3				国	67
政治思想史a	政治思想史b	柴田 平三郎	火2	3				国	68
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	木1	3				国	69
法律学特講(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)	法律学特講(青少年保護法各論—被害者としての青少年)	安部 哲夫	火4	3					70
法律学特講(初めての著作権法)	法律学特講(著作権法の諸問題)	長塚 真琴	水1	3				経	71
法律学特講(経済刑法1)	法律学特講(経済刑法2)	野村 稔	火2	3					72
法律学特講(行政過程論)		木藤 茂	火1	3					73
法律学特講(被害者学)		滝沢 誠	水2	3					74
法律学特講(相続法)		常岡 史子	水1	3					75
法律学特講(物権法上の諸問題)		遠藤 研一郎	火1	3					37
	法律学特講(生命保険)	明田川 昌幸	火2	3					45
	法律学特講(医事法)	磯部 哲	金3	3					30
	法律学特講(刑法各論の重要問題)	内山 良雄	木1	3					76
	法律学特講(商行為)	梅田 武敏	月4	3					44
	法律学特講(消費者法)	岩重 佳治	金2	3					56
	法律学特講(憲法政治と裁判所)	加藤 一彦	火2	3					28
	法律学特講(不法行為法の重要問題)	亀岡 倫史	木3	3					38
	法律学特講(企業法)	潘 阿憲	水4	3					43
	法律学特講(借地借家法)	渡邊 貢	火2	3					77
	法曹特講(刑事法3)	中空 壽雅	木2	3	外	養	経	国	78
	法曹特講(民事法2)	亀岡 倫史	木4	3	外	養	経	国	79
経済原論a	経済原論b	野村 容康	火1	2	外	養	経		80
会計学a	会計学b	内倉 滋	火2	3				経	81
法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」		常岡 史子	水3	2	外	養	経	国	82
	法政総合講座「市民生活の安全と法」	安部 哲夫	水3	2	外	養	経	国	82

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
フレッシュマンプログラム		各専任教員	水2・水3	1	外	養	経	律	1
公法入門		市川 須美子	水1	2	外	養	経	律	2
	公法入門	高佐 智美	水1	1	外	養	経	律	3
民法入門		明田川 昌幸	水2	2	外	養	経	律	3
	民法入門	梅田 武敏	火1	1	外	養	経	律	4
刑法入門		安部 哲夫	水1	2	外	養	経	律	5
	刑法入門	中空 壽雅	火2	1	外	養	経	律	6
国際関係法入門		櫻井 雅夫	水3	2	外	養	経	律	7
	国際関係法入門	櫻井 雅夫	水3	1	外	養	経	律	7
政治学入門		星野 昭吉	水1	2	外	養	経	律	8
	政治学入門	津田 由美子	水1	1	外	養	経	律	8
社会科学概論－1	社会科学概論－2	堅田 剛	火1	1	外	養	経	律	9
社会科学情報検索法a	社会科学情報検索法b	滝沢 誠	木1	1	外	養	経	律	10
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	大藤 紀子	金1	1	外	養	経	律	26
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	古関 彰一	木3	1	外	養	経	律	27
民法Ⅰ		常岡 史子	火1・木2	2	外	養	経	律	35
民法Ⅰ		藤田 貴宏	水1・木4	2	外	養	経	律	36
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	鈴木 淳一	火1	2				律	62
国際法Ⅲ	国際人道法	安保 公人	月3	3				律	63
国際政治学a	国際政治学b	星野 昭吉	月2	2	外	養		律	64
比較法概論a	比較法概論b	田島 裕	月1	2					83
国際私法a	国際私法b	山田 恒久	火1	2				律	46
比較政治a	比較政治b	津田 由美子	木3	3					84
国際組織法-1	国際組織法-2	鈴木 淳一	火3	2	外	養			85
国際人権法a	国際人権法b	高佐 智美	木1	2					86
国際環境法a	国際環境法b	一之瀬 高博	火2	3					87
国際経済法		宗田 貴之	金1	3					88
国際開発協力法		櫻井 雅夫	木2	3					89
	国際租税法	石村 耕治	木2	3					90
	国際取引法	土屋 弘三	金3	3				律	47
国際知的財産権法		長塚 真琴	金2	3					91
国際家族法		常岡 史子	木4	3					92
	国際民事訴訟法	山田 恒久	木4	3					93
	模擬国際裁判	鈴木 淳一	月2	3	外	養	経		94
国際関係法特講(海洋法)	国際関係法特講(安全保障国際法)	安保 公人	月4	3					95
	国際関係法特講(国際経済法)	宗田 貴之	金1	3					88
	国際関係法特講(国際人権関連文書研究)	高佐 智美	木3	3					31
	国際関係法特講(グローバル化と知的財産権)	長塚 真琴	金2	3					91
	国際関係法特講(国際開発協力法)	櫻井 雅夫	木2	3					89
比較公法		高佐 智美	木3	3				律	31
比較私法		亀岡 倫史	木4	3					39
比較会社法a	比較会社法b	周 剣龍	水2	3					96
地域共同体法a	地域共同体法b	大藤 紀子	木3	3				律	20
英米法a	英米法b	田島 裕	月3	3				律	15
ドイツ法a		滝沢 誠	火2	3	外	養		律	16
	ドイツ法b	宗田 貴行	木2	3	外	養		律	17
フランス法a	フランス法b	小川 健	金1	3				律	18

目 次

【国際関係法学科】2003～2007年度入学生

春学期開講科目名	秋学期開講科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科				ページ
					外	養	経	律	
アジア法a	アジア法b	大村 泰樹	月2	3				律	19
憲法Ⅲ		加藤 一彦	火2	2				律	28
	民法Ⅱ	遠藤 研一郎	火1	2				律	37
民法Ⅲ		亀岡 倫史	木3	2				律	38
商法総則・商行為		梅田 武敏	月4	3				律	44
	会社法	明田川 昌幸	金1・金2	2				経 律	41
	会社法	梅田 武敏	月2・水1	2				経 律	42
行政法Ⅰ	行政法Ⅱ	木藤 茂	火3	2				律	29
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	内山 良雄	火2	2				律	48
刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	中空 壽雅	木3	2				律	49
刑法各論	刑法各論	野村 稔	火3	2				律	50
刑事政策a	刑事政策b	安部 哲夫	月3	3				律	51
日本政治外交史a	日本政治外交史b	福永 文夫	木3	2	外	養		律	65
平和学a	平和学b	星野 昭吉	水2	3					97
国際協力論a	国際協力論b	片岡 貞治	月2	3					98
国際関係史a	国際関係史b	永野 隆行	月2	3	外	養			99
国際政治特講(カントの政治思想(1))	国際政治特講(カントの政治思想(2))	杉田 孝夫	木2	3					100
現代経済論a	現代経済論b	阿部 正浩	火1	2				経	101
日本経済論a	日本経済論b	波形 昭一	火5	3	外	養		経	102
国際経済論a	国際経済論b	益山 光央	火3	3				経	103
	国際金融論a	山本 美樹子	月2	3				経	104
	国際金融論b	山本 美樹子	月3	3				経	104
多国籍企業論a	多国籍企業論b	小林 哲也	木3	3				経	105
政治学原論a	政治学原論b	福永 文夫	金2	2				律	66
西洋政治史a	西洋政治史b	井上 スズ	水1	3					106
西洋政治思想史a	西洋政治思想史b	柴田 平三郎	火2	3				律	68
行政学a	行政学b	雨宮 昭一	木1	3				律	69
アジア政治論a	アジア政治論b	上村 幸治	月4	3					107
地方自治論a	地方自治論b	雨宮 昭一	火3	3				律	67
	地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)	今井 圭子	月2	3					108
地域研究特講(中・東欧とロシア1)	地域研究特講(中・東欧とロシア2)	志摩 園子	火2	3					109
国際関係法講読Ⅰ		高佐 智美	火2	2	外	養		経	110
国際関係法講読Ⅰ		宗田 貴之	木2	2	外	養		経	111
	国際関係法講読Ⅱ	土屋 弘三	金2	2	外	養		経	111
外国法講読Ⅰ		磯部 哲	火3	2	外	養		経 律	21
外国法講読Ⅰ		市川 須美子	水3	2	外	養		経 律	22
外国法講読Ⅰ		田島 裕	金3	2	外	養		経 律	23
	外国法講読Ⅱ	堅田 剛	木2	2	外	養		経 律	23
	外国法講読Ⅱ	石井 保雄	金1	2	外	養		経 律	24
	外国法講読Ⅱ	木藤 茂	火1	2	外	養		経 律	25
国際政治講読Ⅰ		津田 由美子	水1	2	外	養		経	112
	国際政治講読Ⅱ	星野 昭吉	水1	2	外	養		経	113
法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」		常岡 史子	水3	2	外	養		経 律	82
	法政総合講座「市民生活の安全と法」	安部 哲夫	水3	2	外	養		経 律	82

目次

【法律学科】1999～2002年度入学生

専門科目

科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	国	
法哲学	堅田 剛	木3	3				11
西洋法制史	藤田 貴宏	火2/木4	3				12
法社会学	森 謙二	月2	3				13
法心理学	渡辺 昭一	金5	3				14
英米法	田島 裕	月3	3			国	15
ドイツ法	(春)滝沢 誠/(秋)宗田 貴行	火2/木2	3	外		国	16・17
フランス法	小川 健	金1	3			国	18
地域共同体法	大藤 紀子	木3	3			国	20
外国法文献研究	(春)田島 裕/(秋)堅田 剛	金3/木2	2	外	経	国	23
憲法Ⅰ	大藤 紀子	金1	1	外	経	国	26
憲法Ⅰ	古関 彰一	木3	1	外	経	国	27
憲法Ⅱ	加藤 一彦	火2	2			国	28
行政法Ⅰ	木藤 茂	火3	2			国	29
行政法Ⅱ	磯部 哲	金3	3			国	30
比較憲法	高佐 智美	木3	3			国	31
税法	阿部 徳幸	金1	3				32
地方自治法	磯部 哲/市川 須美子	金1	3				33
教育法	市川 須美子	金2	3				34
民法Ⅰ	(春)常岡 史子	火1・木2	1	外	経	国	35
民法Ⅰ	(春)藤田 貴宏	水1・木4	1	外	経	国	36
民法Ⅱ	遠藤 研一郎	火1	2				37
民法Ⅲ	亀岡 倫史	木3	2			国	38
民法Ⅳ	(春)亀岡 倫史/(秋)藤田 貴宏	木4/火3	3			国	39
民法Ⅴ	(春)常岡 史子	水1・木1	3				40
商法Ⅱ	(秋)明田川 昌幸	金1・金2	2		経	国	41
商法Ⅱ	(秋)梅田 武敏	月2・水1	2		経	国	42
商法Ⅲ	潘 阿憲	水4	3			国	43
商法Ⅰ	梅田 武敏	月4	3				44
商法Ⅳ	明田川 昌幸	火2	3				45
国際私法	山田 恒久	火1	3			国	46
刑法Ⅰ	内山 良雄	火2	1			国	48
刑法Ⅰ	中空 壽雅	木3	1			国	49
刑法Ⅱ	(春)野村 稔/(秋)内山 良雄	火3/木1	2			国	50・76
刑事政策	安部 哲夫	月3	3				51
社会保障法	新田 秀樹	火2	3				53
労働法	石井 保雄	月1	2				52
環境法	一之瀬 高博	木1	2				54
消費者法	岩重 佳治	金2	3				56
知的財産権法	長塚 真琴	木3	3				57
刑事訴訟法	滝沢 誠	木2	3				61
民事訴訟法	小川 健	金2	3				58

目 次

【法律学科】 1999～2002年度入学生

専 門 科 目

科 目 名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	国	
国際法Ⅰ	鈴木 淳一	火1	2			国	62
国際法Ⅱ	安保 公人	月3	3			国	63
国際政治学	星野 昭吉	月2	2	外		国	64
日本政治外交史	福永 文夫	木3	2	外		国	65
政治学原論	福永 文夫	金2	2			国	66
地方自治	雨宮 昭一	火3	3			国	67
政治思想史	柴田 平三郎	火2	3			国	68
行政学	雨宮 昭一	木1	3			国	69
法律学特講B(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)	(春)安部 哲夫	火4	3				70
法律学特講B(青少年保護法各論—被害者としての青少年)	(秋)安部 哲夫	火4	3				70
法律学特講B(初めての著作権法)	(春)長塚 真琴	水1	3		経		71
法律学特講B(著作権法の諸問題)	(秋)長塚 真琴	水1	3		経		71
法律学特講B(経済刑法1)	(春)野村 稔	火2	3				72
法律学特講B(経済刑法2)	(秋)野村 稔	火2	3				72
法律学特講B(行政過程論)	(春)木藤 茂	火1	3				73
法律学特講B(被害者学)	(春)滝沢 誠	水2	3				74
法律学特講B(借地借家法)	(秋)渡邊 貢	火2	3				77
経済原論	野村 容康	火1	2	外	経		80
会計学	内倉 滋	火2	3		経		81
法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」/「市民生活の安全と法」	(春)常岡 史子/(秋)安部 哲夫	水3	2	外	経	国	82

目次

【国際関係法学科】1999～2002年度入学生

専門科目

科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	律	
憲法Ⅰ	大藤 紀子	金1	1	外	経	律	26
憲法Ⅰ	古関 彰一	木3	1	外	経	律	27
民法Ⅰ	(春)常岡 史子	火1・木2	1	外	経	律	35
民法Ⅰ	(春)藤田 貴宏	水1・木4	1	外	経	律	36
国際法Ⅰ	鈴木 淳一	火1	2			律	62
国際政治学	星野 昭吉	月2	2	外		律	64
比較法原論	田島 裕	月1	2				83
国際私法	山田 恒久	火1	2			律	46
国際法Ⅱ	安保 公人	月3	3			律	63
比較政治	津田 由美子	木3	3				84
国際組織法	鈴木 淳一	火3	2	外			85
国際人権法	高佐 智美	木1	2				86
国際環境法	一之瀬 高博	火2	3				87
国際経済法	宗田 貴行	金1	3				88
国際開発協力法	櫻井 雅夫	木2	3				89
国際知的財産権法	長塚 真琴	金2	3				91
模擬国際裁判	(秋)鈴木 淳一	月2	3				94
国際関係法特講B(海洋法)	(春)安保 公人	月4	3				95
国際関係法特講B(安全保障国際法)	(秋)安保 公人	月4	3				95
比較憲法	高佐 智美	木3	3			律	31
比較会社法	周 劍龍	水2	3				96
地域共同体法	大藤 紀子	木3	3			律	20
英米法	田島 裕	月3	3			律	15
ドイツ法	(春)滝沢 誠/(秋)宗田 貴行	火2/木2	3	外		律	16・17
フランス法	小川 健	金1	3			律	18
アジア法	大村 泰樹	月2	3				19
憲法Ⅱ	加藤 一彦	火2	2			律	28
民法Ⅱ-1	亀岡 倫史	木3	2			律	38
民法Ⅱ-2	(春)亀岡 倫史/(秋)藤田 貴宏	木4/火3	2			律	39
商法Ⅰ	潘 阿憲	水4	2			律	43
商法Ⅱ	(秋)明田川 昌幸	金1・金2	2		経	律	41
商法Ⅱ	(秋)梅田 武敏	月2・水1	2		経	律	42
行政法-1	木藤 茂	火3	2			律	29
行政法-2	磯部 哲	金3	2			律	30
刑法-1	内山 良雄	火2	2			律	48
刑法-1	中空 壽雅	木3	2			律	49
刑法-2	(春)野村 稔/(秋)内山 良雄	火3/木1	2			律	50・76
日本政治外交史	福永 文夫	木3	2	外		律	65
平和学	星野 昭吉	水2	3				97
国際協力論	片岡 貞治	月2	3				98
国際関係史	永野 隆行	月2	3	外			99
国際関係特講B(カントの政治思想(1))	(春)杉田 孝夫	木2	3				100
国際関係特講B(カントの政治思想(2))	(秋)杉田 孝夫	木2	3				100
現代経済理論	阿部 正浩	火1	2		経		101
日本経済論	波形 昭一	火5	3	外	経		102

目 次

【国際関係法学科】 1999～2002年度入学生

専 門 科 目

科 目 名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	律	
国際経済論	益山 光央	火3	3		経		103
国際金融論	山本 美樹子	月2/月3	3		経		104
多国籍企業論	小林 哲也	木3	3		経		105
政治学	福永 文夫	金2	2			律	66
西洋政治史	井上 スズ	水1	3				106
西洋政治思想史	柴田 平三郎	火2	3			律	68
行政学	雨宮 昭一	木1	3			律	69
アジア政治論	上村 幸治	月4	3				107
地方自治論	雨宮 昭一	火3	3			律	67
地域研究特講B(中・東欧とロシア1)	(春)志摩 園子	火2	3				109
地域研究特講B(中・東欧とロシア2)	(秋)志摩 園子	火2	3				109
地域研究特講B(ラテンアメリカ政治経済論)	(秋)今井 圭子	月2	3				108
国際関係法文献研究	(春)宗田 貴行/(秋)土屋 弘三	木2/金2	2	外	経		111
外国法文献研究	(春)田島 裕/(秋)堅田 剛	金3/木2	2	外	経	律	23
法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」/「市民生活の安全と法」	常岡 史子/安部 哲夫	水3	2	外	経	律	82

目 次

【法律・国際関係法学科共通】 2002年度以前入学生

基 礎 科 目

基礎科目 科目名	担当教員	曜日 時限	開始 学年	履修不可の 学部・学科			ページ
				外	経	法	
法学入門	内山 良雄	木3	1	外	経	国	114
国際関係法入門	内山 良雄	木3	1	外	経	律	114
社会科学概論	堅田 剛	火1	1				9
政治学入門	星野 昭吉／津田由美子	水1	1	外	経	国	8
社会科学情報検索法	滝沢 誠	木1	1	外	経		10
統計学	富田 幸弘	月2	1		経		115
統計学	富田 幸弘	月3	1		経		115
統計学	本田 勝	火3	1		経		116
統計学	本田 勝	火4	1		経		116
統計学	松井 敬	火2	1		経		117
統計学	松井 敬	火3	1		経		117
健康学	中野 隆史	火4	1		経		118
基礎演習	(春)明田川昌幸/(秋)高佐智美	水1／水2	2	外	経		3

※上記以外の「基礎科目」と外国語科目については、全学共通授業科目との合併授業です。

履修を希望する場合は、教務課法学部担当係で合併一覧表を受け取って下さい。

03～07 律／国 99～02 律／国 98以前 律	フレッシュマンプログラム / フレッシュマンプログラム ***** / ***** *****	担当者	各専任教員
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この授業は、法学部の新入生全員が最初の学期（一年次の春学期）に履修する科目です。18人程度のクラスに分かれ、演習（ゼミナール）形式で授業が行われます。この授業では、大学での勉学の心がまえ、勉強の方法、専門的な書物の読み方、論文・レポートの書き方、報告や討論のしかたなどを学びます。大学生としてどのように勉学に取り組んでゆくかの指針を与えることが目的の科目です。</p> <p>各担当教員は、クラス・アドバイザーを兼ねていますので、履修のしかたや勉強にしかたなど、何でも相談してください。</p>		<p>具体的な授業計画は、第一回目の授業の際に、各担当教員から配布されます。</p> <p>基本的には、講義の聞き方、ノートを取り方、文献の読み方、レポートの書き方などを、各数回行います。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
各担当教員から、開講時に指示があります。		出席、報告、レポート等の課題、授業への参加度などにより総合的に評価されます。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	公法入門 / 公法入門 ***** / ***** *****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法改正」という一つのテーマにつき、6人の教員がそれぞれの研究や関心に則して交代で講義を行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 日本国憲法の成り立ち（古関） 2 憲法改正の動き（大藤） 3 憲法改正の限界（大藤） 4 憲法改正に関する具体的論点（大藤） 5 9条の理念と実際の運用（高佐） 6 憲法改正案の検討（高佐） 7 国民投票法案（磯部） 8 地方自治（磯部） 9 新教育基本法の内容と特徴（市川） 10 教育基本法の改正と憲法改正（市川） 11 現行憲法と行政のあり方（木藤） 12 日本国憲法の未来（古関） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業において各教員が指示する。 六法持参のこと。		授業開始時に指示する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	民事法入門 / 民事法入門 基礎演習 / 基礎演習 基礎演習	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民事法とは、民法、商法などの民事実体法と民事手続法の総称ですが、この講義では、民事法の特別法としての性格も有する労働法や知的財産権法等の社会経済法も含めて取り扱います。また、民事法に限らず、実定法学をより深く理解するためには、法哲学等の基礎法学についての知識・理解も欠かせません。そこで、法哲学を民事法との関わりの中で取り上げます。これによって、基礎法学への道しるべともなればと考えます。受講生が民事法について興味・関心を抱き、今後の学習につながれば幸いです。各回の講義は、民事法に関連する本学の各教員により、オムニバス（乗り合い）方式によって行います。</p>		<p>(予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民事法の内と外 2 民法 総論、法律行為 3 民法 所有権 4 民法 契約違反 5 民法 不法行為 6 商法 会社法 7 商法 手形法・小切手法 8 労働法 9 民事手続法 10 民事手続法 11 知的財産権法 12 民事判例の学び方 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>常岡史子・小柳春一郎編『基本民事法』成文堂（2005年）。 第1回からテキストを使用して講義を行うので テキストをあらかじめ用意しておくことが望ましい。</p>		<p>定期試験の成績を中心に評価を行う。必要に応じて、各回ごとに、レポート・小テスト等を実施する。 なお、第1回はレポートを課す予定である。</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	公法入門 / 公法入門 基礎演習 / 基礎演習 基礎演習	担当者	高佐 智美
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「憲法改正」という一つのテーマにつき、6人の教員がそれぞれの研究や関心に則して交代で講義を行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 日本国憲法の成り立ち（古関） 2 憲法改正の動き（大藤） 3 憲法改正の限界（大藤） 4 憲法改正に関する具体的論点（大藤） 5 9条の理念と実際の運用（高佐） 6 憲法改正案の検討（高佐） 7 国民投票法案（磯部） 8 地方自治（磯部） 9 新教育基本法の内容と特徴（市川） 10 教育基本法の改正と憲法改正（市川） 11 現行憲法と行政のあり方（木藤） 12 日本国憲法の未来（古関） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>授業において各教員が指示する。 六法持参のこと。</p>		<p>授業開始時に指示する。</p>	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	民事法入門 / 民事法入門	担当者	梅田 武敏
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民事法とは、『私人間の法的関係に関する国家の評価基準』です。より具体的にいえば、「民事実体法」（民法、商法、労働法、知的財産法等）と、実体法が定める内容を国家が実力により実現するための手続きを規定した「民事手続法」（民事訴訟法、民事執行法、破産法等）を総合した法律の総称であります。故に、民事法は『私人間の関係に関する法規範』とも表現されたりします。</p> <p>講義は先ず、広範な民事法全体を鳥瞰し、次いで、個別の各法分野が民事法全体の中で如何なる位置を占めているのかを明らかにします。続いて、各個別法分野における中心的な事項の解説、の順序を予定しております。</p> <p>講義の最大の目的は、受講者が今後研究対象にするであろう専門科目の選択の指針を提示するところにあります。無論、提示した指針の延長線上に、各種法律の定める諸事項が、「法制度全体、そして社会の中で如何なる意味を有するのか」に関する認識形成が受講者においてなされるべき、との要請を込めております。更に、講義をとおして、学問。研究の楽しさ・面白さも学んでください。</p> <p>毎回の各講義は、民事法を担当する教員のオムニバス形式によって行われます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① 民事法とは ② 民法—沿革、権利主体 ③ 民法—契約 ④ 民法—所有権 ⑤ 民法—債務不履行 ⑥ 民法—不法行為 ⑦ 商法—会社法 ⑧ 商法—手形・小切手 ⑨ 労働法 ⑩ 民事訴訟法 ⑪ 民法と商法 ⑫ 知的財産法 <p>講義の都合により若干変更する場合がある</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：常岡史子・小柳春一郎編『基本民事法』 2005・成文堂</p>		<p>期末試験を中心にして行う</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	刑事法入門 / 刑事法入門 ***** / ***** *****	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑事法の世界は、「犯罪」とは何をいうのか、というように、犯罪概念を形成（規範定立）するところから（刑事立法論、刑法改正論）考察がはじまるものである。そこでは、犯罪と刑罰の歴史およびそれらに対する思想の学習から始めなければならない。「近代刑法」が誕生して以来、「刑法」に記載された「犯罪」の成立をめぐる「解釈論」が積み重ねられてきた。「刑事法学」は、この「解釈論」を中心とする「刑法学」と、その行為者の犯罪を捜査し訴追して犯罪立証をすすめてゆく、いわば手続きとしての「刑事訴訟法学」、そして犯罪の現状を把握し、適切な犯罪対策としての「刑事制裁論」「刑罰論」を展開して犯罪者の処遇を講ずる「刑事政策学」から構成されている。学期を進むと、いずれ刑事法のそれぞれの学習を深めることになるが、その前に、刑事法全般について鳥瞰する必要がある。</p> <p>そこで本授業では、まず刑事法の基本理念やその役割を論じ、刑法の歴史と刑法学の系譜とを通覧し、刑事司法の全領域における現代的課題について論じることとする。</p> <p>2009年には、重大な刑事事件に関する裁判員制度がいよいよスタートする。受講者には、犯罪報道や刑事裁判に関する報道に注意しつつ講義に臨んでもらいたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法とは何か。刑法の条文を読んでみよう。 2. 刑事裁判とは何か。判例を読んでみよう。 3. 刑事制裁の意義について。刑罰とは何か。 4. 刑法学とは何か。近代刑法の基本原理。 5. 刑法解釈の実際。類推解釈の禁止について。 6. 刑事司法（警察・検察・裁判・矯正・保護）の流れと課題 7. 刑事裁判の基本原則（証拠主義をめぐる問題） 8. 誤った裁判と死刑囚 9. 国民の司法参加について（裁判員制度、検察審査会について） 10. 刑事裁判と少年審判 11. 犯罪論のポイント (不作為犯、正当防衛、中止犯、共犯など) 12. 生命の刑法的保護をめぐる諸問題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考教材：安部哲夫ほか『新版現代法学入門（第4版）』尚学社、井田良『基礎から学ぶ刑事法（第3版）』有斐閣		学期末試験によって評価する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献			

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	刑事法入門 / 刑事法入門	担当者	中空 壽雅
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この授業では、法学部で学習する刑法、刑事訴訟法、刑事政策の見取り図を学生諸君にもってもらい、2年生以降の学習に役立ててもらうことを目標とします。刑事法は犯罪が発生した場合に犯人を逮捕して裁判を行い、刑務所で処遇することの全般に係わる法律群をさしますが、それぞれの法分野について大まかな理解をしてもらいたいと思っています。</p> <p>実際の授業では、まず刑事法、特に刑法で多用される専門用語をなるべく身近な言葉に置き換えて理解してもらい、その理解を前提にどんな議論が行われているかを説明します。もちろん、ときおり、ニュースなどで騒がれている事件を取り上げて、刑事法がどのように機能しているかも説明をして、社会におきる生の事件と法律がどう係わるかを理解してもらいたいと考えています。</p> <p>できるだけ興味深い講義にしたいと思っていますので、積極的に参加して下さい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事法とは何か 2. 刑法を理解するための前提条件 3. 刑法の役割 (第1章テーマ1) 4. 犯罪とは何か(第1章テーマ2) 5. 犯罪とは何か (第1章テーマ2) 6. 犯罪にはどんな形態があるか (第1章テーマ3) 7. 人のいのちと刑法(第1章テーマ4) 8. 人はなぜ犯罪を犯すのか(第3章テーマ2) 9. 罰することの意味(第3章テーマ3) 10. 刑事訴訟手続 (その1) (第2章) 11. 刑事訴訟手続 (その2) (第2章) 12. まとめと刑法の答案作成法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキスト：三井誠他『入門刑事法 第3版』有斐閣		基本的には定期試験で評価します。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際関係法入門 / 国際関係法入門 ***** / ***** *****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的, 講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 専門課程に進む前に、身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要となる術を提供するわけです。</p> <p>授業を進めるにあたっては、ビデオとパワーポイントを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 3 国際連合と法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人間の安全保障(1) 人権・人道と法 7 人間の安全保障(2) 貧困・難民と法 8 人間の安全保障(3) 環境と法 9 人間の安全保障(4) 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 国際経済(1) 貿易・投資自由化と法 11 国際経済(2) 地域統合と法 12 国際経済(3) 開発と法</p>	
テキスト, 参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際関係法入門 / 国際関係法入門 ***** / ***** *****	担当者	櫻井 雅夫
講義目的, 講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 専門課程に進む前に、身につけなければならない法学・国際法・国際関係に関する基礎知識を提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] 単に法分科論を頼りにばらばらの知識を詰め込もうとするものではありません。例えば、公法とは何か、国際法とは何かということを勉強することよりも、何が問題か、その問題をどう解決するかということにウエイトを置くのです。</p> <p>国際関係法とは何かということはもちろん勉強しますが、それよりも今地球規模でどのような問題が起こっているかを知り、専門課程に進んでからその問題を解決するさいに必要となる術を提供するわけです。</p> <p>授業を進めるにあたっては、ビデオとパワーポイントを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>[総論] 1 法, 国際, 国際法, 国際関係, 国際関係法 2 第二次世界大戦—太平洋戦争を中心に— 3 国際連合と法</p> <p>[各論] 4 戦争・平和維持・安全保障と法 5 軍縮と法 6 人間の安全保障(1) 人権・人道と法 7 人間の安全保障(2) 貧困・難民と法 8 人間の安全保障(3) 環境と法 9 人間の安全保障(4) 児童・薬物・犯罪・エイズ・地雷と法 10 国際経済(1) 貿易・投資自由化と法 11 国際経済(2) 地域統合と法 12 国際経済(3) 開発と法</p>	
テキスト, 参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『国際関係法入門』東京：有信堂。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	政治学入門 / 政治学入門 政治学入門 / **** 政治学入門	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日、われわれの生存や日常生活の在り方は政治世界の在り方に大きく依存している。われわれが好むと好まざるにかかわらず、無条件に政治がわれわれの社会生活に浸透し、それを自由に左右している。政治の世界がますます巨大化し、複雑化し、その不確実性を高めると同時に、一層その魔力性を高めている。それだけに、政治世界を形成し、動かしていくメカニズム、存在意義、そして政治世界に内在する課題を体系的に見定めていかねばならない。その上で、好ましい政治世界の創造のための方向と条件を検討していく必要がある。政治世界を描き、説明し、その動きを予測し、そして変革していくに不可欠な基本的枠組みを理論的観点から模索していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに－政治世界への理論的アプローチと現代政治世界の課題－ 2 政治的概念の歴史性 (1)：全体の枠組み 3 政治的概念の歴史性 (2)：日本と中国の政治概念の比較検討 4 政治的概念の歴史性 (3)：古代ギリシャ世界 5 政治的概念の歴史性 (4)：近代世界 6 政治的概念の歴史性 (5)：現代世界 7 政治文化 8 国家と国民 9 政治権力 (1) 10 政治権力 (2) 11 議会政治と民主主義 (1) 12 議会政治と民主主義 (2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
開講後に参考文献リストを配布する。		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	政治学入門 / 政治学入門 政治学入門 / **** 政治学入門	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学の基礎的な知識や分析枠組みの習得を目的とする。日本を中心とした多様な政治事象を取り上げ、問題点の内実とアプローチの方法について説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに－政治を見る眼 2. 組織された集団－「鉄の三角同盟」 3. 官と民－規制緩和と民営化 4. 企業と政治 5. 選挙 6. 国と地方－地方分権 7. マスコミと政治 8. 国会 9. 内閣 10. 官僚と政治 11. 国際環境と日本 12. 現代の国際社会 	
テキスト、参考文献		評価方法	
真淵勝・久米郁男・北山俊哉 『はじめて出会う政治学』（有斐閣）		定期試験を中心に評価する。授業中に小テストを行う場合もある。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98以前 律	社会科学概論－1 / 社会科学概論－1 社会科学概論 / 社会科学概論 社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>社会科学は法学・政治学・経済学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましよう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>春学期は、テキストとして浅羽通明氏の『右翼と左翼』を用います。同氏は、「みえない大学本舗」の主宰者として知られています。本書では、社会科学で多用される「右翼」と「左翼」の概念をめぐって、その歴史的意味と今日的意義が問われています。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。「覚える」のではなく「考える」授業です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 「右」と「左」とは何か——辞書を引いてみる 2 「右」と「左」とは何か——辞書を引いてみる(続) 3 フランス革命に始まる——「右」と「左」の発生 4 フランス革命に始まる——「右」と「左」の発生(続) 5 「自由」か? 「平等」か?——19世紀西洋史の「右」と「左」 6 「ナショナル」か? 「インターナショナル」か?——19～20世紀世界史の「右」と「左」 7 戦前日本の「右」と「左」——「国権と民権」・「顕教と密教」 8 戦前日本の「右」と「左」——「国権と民権」・「顕教と密教」(続) 9 戦後日本の「右」と「左」——憲法第9条と安保体制 10 戦後日本の「右」と「左」——憲法第9条と安保体制(続) 11 現代日本の「右」と「左」——理念の大空位時代 12 現代日本の「右」と「左」——理念の大空位時代(続) <p>※ 以上は、だいたいの目安です。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
浅羽通明『右翼と左翼』幻冬舎新書、2006年 ※参考文献は、授業の中で紹介します。		中間レポートと学期末試験の成績を基本とし、自由提出レポートと出席状況を加味して、総合的に評価します。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98以前 律	社会科学概論－2 / 社会科学概論－2 社会科学概論 / 社会科学概論 社会科学概論	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>社会科学は法学・政治学・経済学・社会学等の総称ですが、実は人間社会についての総合的・学際的な学問という性格を有しています。この意味での社会科学には人文科学も含まれます。法や政治や経済を完成した制度としてではなく、生きた人間関係に引き戻して見直してみましよう。この授業をつうじて、学生諸君が主体的に考えるヒントを提示できればと思います。</p> <p>秋学期は、テキストとして長谷部恭男氏の『憲法とは何か』を用います。同氏は、現代憲法学の第一人者です。本書では、法制度としての憲法と政治制度としての立憲主義の関係がわかりやすく説かれています。憲法改正問題についても、逃げることなく正面から論じています。</p> <p>講義では、テキストに即しながら、社会科学的諸問題を一人ひとりの生き方の問題として、批判的に捉え返してみます。「覚える」のではなく「考える」授業です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 立憲主義の成立(ドン・キホーテとハムレット、立憲主義の成立、日本の伝統と公私の区分) 2 立憲主義の成立(続)(本性への回帰願望?、憲法改正論議を考える、「国を守る責務」について) 3 冷戦の終結とリベラル・デモクラシーの勝利(国家の構成原理としての憲法、三種の国民国家、等) 4 冷戦の終結とリベラル・デモクラシーの勝利(続)(原爆の投下と核の均衡、立憲主義と冷戦後の世界、等) 5 立憲主義と民主主義(立憲主義とは何か) 6 立憲主義と民主主義(続)(民主主義とは何か、民主主義になぜ憲法が必要か) 7 新しい権力分立?(ブルース・アッカーマン教授の来訪、首相公選論について) 8 新しい権力分立?(続)(日本はどこまで「制約された議院内閣制」といえるか、二元的民主政) 9 憲法典の変化と憲法の変化(「憲法改正は必要か」という質問、国民の意識と憲法改正) 10 憲法典の変化と憲法の変化(続)(実務慣行としての憲法、憲法とそれ以外の法) 11 憲法改正の手続(改憲の発議要件の緩和) 12 憲法改正の手続(続)(憲法改正国民投票法について) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
長谷部恭男『憲法とは何か』岩波新書、2006年 ※参考文献は、授業の中で紹介します。		中間レポートと学期末試験の成績を基本とし、自由提出レポートと出席状況を加味して、総合的に評価します。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	社会科学情報検索法 a / 社会科学情報検索法 a 社会科学情報検索法 / 社会科学情報検索法 *****	担当者	滝沢 誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的 社会科学（主として法律学・政治学）を学ぶ上で、必要不可欠な情報の収集・分析・加工の技術を学ぶことを、主たる目的とする。情報収集の手段には、大別して、マニュアル（紙媒体）によるものと、コンピューターシステム（CD-ROM、オンラインデータベース、インターネット）を利用するものとが考えられる。本講義では、この両者を扱う。</p> <p>講義概要 もとより、収集された情報は、分析・加工をまわって意味のあるものとなる。したがって、その加工・分析には専門的な法律学・政治学の学習・研究が不可欠なはいうまでもない。したがって、最新の情報を適切な方法で獲得する技術の習得とほぼ同様に、法律学・政治学の基礎的な知識の修得もその内容とする。そうした意味で、本講義は、単なるコンピューターの操作の習熟を目的とするものではなく、法律学・政治学を学ぶ上での基礎知識を習得する目的をも持つものである。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODクシヨン 2 パソコンの基本操作①…全般 3 パソコンの基本操作②…ファイル管理 4 パソコンの基本操作③…文字入力 5 Internet の基礎・メールの基礎・情報倫理 6 MS-Word の基礎① 7 MS-Word の基礎② 8 MS-Word の基礎③ 9 MS-Excel の基礎① 10 MS-Excel の基礎② 11 MS-Excel の基礎③ 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
未定		講義の内容の性質上、出席の状況、レポート、受講の様子を特に重視する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	社会科学情報検索法 b / 社会科学情報検索法 b 社会科学情報検索法 / 社会科学情報検索法 *****	担当者	滝沢 誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的 社会科学（主として法律学・政治学）を学ぶ上で、必要不可欠な情報の収集・分析・加工の技術を学ぶことを、主たる目的とする。情報収集の手段には、大別して、マニュアル（紙媒体）によるものと、コンピューターシステム（CD-ROM、オンラインデータベース、インターネット）を利用するものとが考えられる。本講義では、この両者を扱う。</p> <p>講義概要 講義は原則として法学部教員がオムニバス形式で行うが、獨協大学図書館の協力を得て、演習形式で実施することもある。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODクシヨン 2 図書館と図書館資料の検索－その 1 3 図書館と図書館資料の検索－その 2 4 図書館と図書館資料の検索－その 3 5 法学文献入門 6 法令・判例・政府出版物 7 外国法①…外国法文献入門 8 外国法②…英米法 9 外国法③…大陸法 10 情報化社会と知的財産法 11 国際法・国際機関－その 1 12 国際法・国際機関－その 2 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは、後日、指定する。 参考文献：いしかわ他『リーガル・リサーチ』（日本評論社）</p>		講義の内容の性質上、出席の状況、レポート、受講の様子を特に重視する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法思想史 / **** 法哲学 / **** 法哲学	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法哲学は法についての哲学的な考察をめざします。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とていうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。</p> <p>広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。</p> <p>「法思想史」では、おおむね古代ギリシアから第二次世界大戦後までの主要な西洋法思想を論じます。単なる学説史の羅列で終わらず、それぞれの時代背景や多様な法思想を担ってきた人物像にまで迫るつもりです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法思想史とは何か 2 ギリシアの法思想 (ソフィストとソクラテス、プラトンの法思想、アリストテレスの法思想) 3 自然法論の成立と展開 (ローマ法とストア派の自然法論、キリスト教の自然法論) 4 自然法・自然権・社会契約論 (イギリス市民革命期の法思想、フランス啓蒙期の法思想) 5 功利主義 (近代自然法論の理論的枠組への批判、功利主義の法思想の展開) 6 ドイツ観念論の法思想 (啓蒙期自然法思想、カントの法哲学、ヘーゲルの法哲学) 7 分析法学から歴史法学へ (法実証主義の成立と分析法学、歴史法学の展開——「身分から契約へ」) 8 ドイツ近代法律学の展開 (サヴィニーの歴史法学、サヴィニーの法律学、サヴィニー以後の法律学の展開) 9 大陸の法学革新運動 (自由法運動の前史と背景、エールリッヒの法思想、カントロヴィッツと自由法運動) 10 アメリカ法思想とプラグマティズム (プラグマティズム法学、社会学的法学からリアリズム法学へ) 11 ケルゼンの法思想 (純粋法学と法実証主義、価値相対主義と正義論・自然法論) 12 ドイツ法思想の変遷 (ラートブルフの法価値論、法実証主義と自然法論のかなたへ) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田中成明・竹下賢・深田三徳・亀本洋・平野仁彦『法思想史』第2版、有斐閣Sシリーズ、1997年		中間レポートと学期末試験の成績を基本とし、自由提出レポートと出席状況を加味して、総合的に評価します。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法哲学 / **** 法哲学 / **** 法哲学	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法哲学は法についての哲学的な考察をめざします。このことは、法解釈学では扱いきれない、あらゆる法的問題を引き受けることを意味します。法の哲学とていうものの、実際には歴史学あり文学あり社会学あり、要するに法から離れないかぎり何でもありの「法雑学」なのです。</p> <p>広義の法哲学は、「法思想史」(法学説の歴史的考察)と狭義の「法哲学」(法的課題の個別的検討)に分かれます。独立した科目として、前者を春学期、後者を秋学期に配当しますが、できるだけ通年で履修することを推奨します。2年生から受講することができます。</p> <p>「法哲学」では、現代日本の法システムを中心に、法と法学が抱える諸問題を哲学的に検討します。法哲学はとかく実践的な法律学から乖離しがちですが、できるだけ現実的課題との架橋を意識した講義を心がけます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法へのアプローチ (法のイメージと体験から、法の全体的な仕組み、法をどうみるか) 2 どのような法があるか (法の存在形式、制定法、慣習法・判例・条理、法領域の主な種別) 3 法の機能 (法の規範的機能、法の社会的機能) 4 法と強制 (法が強制的であるということ、犯罪と刑罰、刑罰の性質とその正当化、法的強制の多様化と変貌) 5 法と道徳 (法と道徳の関係、法による道徳の強制) 6 法と正義 (法の目的と正義、主な正義観念と法、法内在的目的としての合法性、現代正義論の動向) 7 裁判制度 (法と裁判、わが国の裁判制度、裁判手続) 8 裁判の機能 (裁判に対する期待と現実、現代型訴訟と政策形成機能、紛争解決機能と代替的手続) 9 法の解釈 (法の解釈と継続形成、法解釈の技法、法解釈の目的と規準、法解釈における利益衡量・価値判断) 10 法的思考 (法的思考とリーガル・マインド、法的思考の特質、法的思考の社会的評価) 11 法学という学問とその教育 (法学の諸分野、法政策学と基礎法学、法学教育と法曹養成) 12 法の考え方と使い動かし方 (現代日本の法状況、問題の所在とその背景、法の支配の実現のために) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田中成明『法学入門』有斐閣、2005年 ※『法「哲」学入門』ではありません。		中間レポートと学期末試験の成績を基本とし、自由提出レポートと出席状況を加味して、総合的に評価します。	

03～07 律/国	西洋法制史 a / *****	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	西洋法制史 / *****		
98 以前 律	西洋法制史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>古代ローマから 19 世紀のヨーロッパに至る法制度及び法律学の史的変遷の概要について講義します。</p>		<p>1: ガイダンス 2: 古代ローマの法 (1) 3: 古代ローマの法 (2) 4: 古代ローマの法 (3) 5: 中世封建社会とゲルマン法 (1) 6: 中世封建社会とゲルマン法 (2) 7: 教会法 8: ローマ法の再生 9: ローマ法の継受 10: 人文主義法学、自然法思想 11: 法典編纂 12: まとめと補充</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の講義で指示します。		学期末試験	

03～07 律/国	西洋法制史 b / *****	担当者	藤田 貴宏
99～02 律/国	西洋法制史 / *****		
98 以前 律	西洋法制史		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>西洋法制史に関する専門的な文献（外国語文献を含む）を輪読検討します。原則として「西洋法制史 a」既習者を対象とします。</p>		ゼミ形式で進めます。	
テキスト、参考文献		評価方法	
配布あるいは指示します。		出席や発言の頻度等の受講態度	

03～07 律/国	法社会学 a / ****		
99～02 律/国	法社会学 / ****	担当者	森 謙二
98 以前 律	法社会学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代から現代への法の変化について考えていきたいと思ひます。講義の目標は、現在私たちが生きている「現代」をどのように理解するか、法がどのような役割を果たすか、という問題を念頭におきながら、社会と法の仕組みについて講義をしていきたいと思ひます。</p> <p>今、法のあり方が大きく変動しようとしています。一つは、法化社会ということばに代表されるように、社会(特に企業)に対して法令遵守 (compliance) が求められ、個人に対しては法的素養が求められるようになってきました。法化社会がこれからどのように展開するか、まだはつきりしていませんが、法や法学教育のあり方に大きな変化を与えることになるでしょう。</p> <p>この講義の対象となる領域は、「市民社会」と「家族」です。これからの不確実なリスク社会の中で、法がどのような役割を果たすべきなのか、そのような問題についても言及できればと考えています。</p>		<p>授業計画、</p> <p>I 法社会学はどのような学問か? 法社会学と他の社会諸科学</p> <p>II 市民社会と法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代市民法の構造 2.市民的公共性の成立と世論 3.市民的公共性の崩壊 4.社会法の形成と福祉国家論 5.公共的親密圏 (地域社会) 6.リスク社会と法 <p>III 家族と法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代家族の成立 2.家族機能の解除 3.「家族の個人化」現象 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>エールリッヒ『法社会学の基礎理論』みすず書房・ヴェーバー『法社会学』創文社・ハーバーマス『公共性の構造転換』未来社、その他の文献は講義中に指示します。</p>		<p>試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト=60%、小レポート=10%、出席=30% です。</p>	

03～05 律/国	法社会学 b / ****		
99～02 律/国	法社会学 / ****	担当者	森 謙二
99 以前 律	法社会学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本社会はどのような社会なのか、近代から現代までの変化を中心に講義を進めていきます。</p> <p>日本における近代法の展開といっても、実定法の形成を念頭に置いているのではなく、近代天皇制を支える社会構造がどのように形成されたのか、ヨーロッパ型の近代社会とどこに違いがあったのか、について考えていきます。</p> <p>戦後の日本においては、戦前と戦後がどのように繋がり、どのように断絶していたかという問題から、20世紀末以降に「日本型」と呼ばれる社会システムがどのように壊れていったのかについて考えていきます。</p>		<p>I.日本社会と法…問題の視座</p> <p>II 明治国家の中の日本</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.近代法の受容の条件 2.近代天皇制と国家神道 3.明治国家と家一祖先祭祀の意味 4.日本型近代家族の成立 5.近代家族一ヨーロッパと日本 6.年功序列と終身雇用制 (戦前と戦後の連続性) <p>III 戦後日本の法体制とその変動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.冷戦構造の確立と戦後改革 2.高度成長と日本型福祉国家 3.冷戦構造の崩壊一日本安保体制 4.戦後日本家族の展開-「日本型近代家族」の崩壊 5.ポスト冷戦後の日本社会と法 —— リスク社会と法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>水林彪他編『法社会学史』(山川出版社)・清水・森・岩上・山田編『家族革命』(弘文堂)・森謙二『墓と葬送の現代』東京堂出版、その他の文献は講義中に指示します。</p>		<p>試験・小レポート・出席などを総合的に見て、評価します。成績のつける上での配分は、テスト=60%、小レポート=10%、出席=30% です。</p>	

03～07 律/国	法心理学 a / *****		
99～02 律/国	法心理学 / *****	担当者	渡辺 昭一
98 以前 律	法心理学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法心理学は、民事および刑事司法システムへの心理学的知見の提示と応用に関連する学問領域である。この講義では、法執行過程におけるさまざまな心理学的問題について、最近の研究と具体的な事例を紹介し、法心理学への理解を深めることを目的とする。</p> <p>法心理学は、目撃証言の評価、捜査面接、犯罪者プロファイリング、法廷証言、犯罪者の処遇、犯罪被害者支援、犯罪者の心理と行動および理論構築など、法執行のすべてのプロセスにわたる領域を含んでいる。春学期は、これらの領域のうち、目撃者の証言、捜査面接、虚偽検出検査（ポリグラフ検査）などについて、事例や裁判例を紹介しながら講義する予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 法心理学とは何か 2 目撃者の証言（1）：目撃者の記憶 3 目撃者の証言（2）：顔の識別と再構成 4 目撃者の証言（3）：写真面割り 5 捜査面接：目撃者と被害者の面接 6 取調べと自白（1）：否認の心理 7 取調べと自白（2）：取調べ 8 取調べと自白（3）：自白の心理 9 虚偽検出検査（1）：検査の方法と妥当性 10 虚偽検出検査（2）：法的諸問題 11 犯罪情報分析（1）：分析の手法 12 犯罪情報分析（2）：海外の動向 	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺昭一編『捜査心理学』北大路書房 2004年		出席、試験による。	

03～07 律/国	法心理学 b / *****		
99～02 律/国	法心理学 / *****	担当者	渡辺 昭一
98 以前 律	法心理学		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>秋学期は、犯罪者プロファイリング（犯人像推定）、児童虐待、最近の少年非行の特徴と非行少年の処遇、犯罪被害者支援、犯罪予防などについて、具体的な事例を交えながら講義する予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪者プロファイリング（1）：FBIの手法 2 犯罪者プロファイリング（2）：英国の手法 3 地理的プロファイリング 4 犯罪手口情報分析 5 犯罪者の心理と行動（1） 6 犯罪者の心理と行動（2） 7 犯罪者の心理と行動（3） 8 犯罪者の心理と行動（4） 9 環境犯罪学：犯罪の防止 10 少年非行と非行少年の処遇 11 犯罪被害者支援 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
渡辺昭一編『捜査心理学』北大路書房 2004年 渡辺昭一著『犯罪者プロファイリング』角川書店（新書判）2005年		出席、試験による。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	英米法 a / 英米法 a 英米法 / 英米法 英米法	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>英米法の総論を講義する。コモン・ローの形成の歴史を概説し、英米法は判例法主義をとっているため、裁判所および法律家に注目することが重要であることを説明する。また、コモン・ローとエクイティの関係を説明する。長い歴史の中で生まれてきた判例法の体系が、近代の議会民主制により修正されたことを説明する。議会による立法の意義を説明する。そして、このようにして成長したイギリス法が、アメリカ合衆国において、どのように継受されたかを概説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 英米法研究の意義 2 イギリス法の歴史性 3 イギリス法の裁判官 4 イギリスの裁判所 5 陪審制 6 先例拘束性 7 イギリス憲法—法の支配 8 国会の法律の解釈 9 アメリカにおける継受 10 アメリカ合衆国憲法 11 二元的法律制度（連邦と州） 12 前半（総論）のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『イギリス法入門』（信山社、2001年）		定期試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	英米法 b / 英米法 b 英米法 / 英米法 英米法	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>英米法各論を講義する。法理論の形成の歴史的順序に従って、主要な法領域の諸理論を説明する。第一は、土地法・家族法である。第二は、契約法である。第三は、不法行為法（とくに過失責任の理論）・刑法である。アメリカで展開された自然法論および憲法理論を説明する。アメリカ法が生んだプラグマティズム・リアリズムの法理論を説明する。物品売買契約（UCC など）および消費者保護の問題を説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 英米法の形成 2 土地法・信託法・家族法 3 契約法 4 不法行為法（主に過失責任） 5 刑法 6 アメリカ憲法（自然法論） 7 違憲立法審査 8 プラグマティズムの法理論 9 アメリカとの契約（UCC） 10 企業取引のためのアメリカ法 11 学問としての英米法（合理主義） 12 全体のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『アメリカ憲法』（2004年）の外、随時紹介する。		定期試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	ドイツ法 a / ドイツ法 a ドイツ法 / ドイツ法 ドイツ法	担当者	滝沢 誠
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>わが国の法制度は、西欧諸国の法制度、特に、ドイツ法及びアメリカ法の影響を強く受けながら、発達してきました。そのため、わが国の法制度の基礎となった外国の法制度を展望することは、わが国の法制度の理解や解釈に役立ったり、わが国の法制度において解決できない問題点を解決する指針を与えることもあります。</p> <p>その一方で、法制度は、社会から浮遊したものではなく、その社会のあり方と密接に結びついています。そのため、ドイツの法制度を理解することは、ドイツの社会及び文化の理解につながることもあると思われます。</p> <p>そこで、本講義では、履修者がドイツの法制度、社会あるいは文化に興味があることを前提として、わが国の法制度と比較しながら、ドイツの法制度、社会及び文化の特徴、両国に共通する法的な問題点をいくつか選び出し、それらの解決策を模索したいと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. ドイツ連邦共和国 (Bundesrepublik Deutschland) 3. ボン基本法 連邦制度 (Bundessystem) 4. ボン基本法 連邦機関 (Bundesorgan) 5. ボン基本法 基本権 (Grundrechte) 6. 民事法 (民法、商法) の特徴 7. 刑事法 (刑法) の特徴 8. ドイツ法のヨーロッパ法化 (Europäisierung des deutschen Rechts) . 9. 司法制度 (I) 10. 司法制度 (II) 11. ナチスと司法 (I) Weisse Rose 12. ナチスと司法 (II) Weisse Rose 	
テキスト、参考文献		評価方法	
村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』改訂第6版 (有斐閣、2005年)		受講生の構成により、評価方法を決めますので (現時点では、出席、報告、レポート及び小テストを予定)、必ず、初回の授業に出席してください。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	ドイツ法 b / ドイツ法 b	担当者	宗田 貴行
99～02 律／国	ドイツ法 / ドイツ法		
98 以前 律	ドイツ法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的]</p> <p>わが国の法体系は、ドイツの法律を参考にしたところが大きいため、わが国の法律を理解するためにはドイツ法の理解が大いに助けになります。卒業後に民間の企業の法務部や営業部などで働くことを考えている学生に対して、どのようなマーケティング方法が法に触れるものであるのかについて理解できるように、ドイツを中心とした世界の諸国の不招請勧誘規制、特に迷惑メール規制に関する知識を提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要]</p> <p>まず、不招請勧誘とはなにか、とくに迷惑メールとは何かについて、拙著を使って、OECD や EU の報告書や、わが国の総務省や経済産業省や内閣府の報告書をもとに説明します。次に、これらの報告書や判例等を参考にして、日本の不招請勧誘に対する法的規制を説明します。さらに、諸外国すなわち、アメリカ、EU 諸国などの不招請勧誘に対する法的規制を説明した上で、ドイツの法的規制を説明します。最後に、わが国の不招請勧誘に対する法規制の今後の課題を説明します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ドイツ法への招待・ドイツ法の調べ方 2 不招請勧誘規制・迷惑メール規制とは 3 日本の規制① 4 日本の規制② 5 アメリカ・EU の規制 6 ドイツ以外の EU 諸国の規制 7 ドイツの規制① 8 ドイツの規制② 9 ドイツの規制③ 10 世界の最新の展開 11 日本の課題 12 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行『迷惑メール規制法概説』レクシスネクシス・ジャパン（雄松堂出版）2006年。各自購入してください。		出席を重視します。出席状況とレポートで成績を決めます。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	フランス法 a / フランス法 a フランス法 / フランス法 フランス法	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>フランス法は、近代法の先駆けとなったナポレオン法典の制定以来、世界各国の近代および現代の法制に大きな影響を与えてきている。日本法にも、ドイツ法や英米法と並んでこの国の法制は強い影響を与えており、日本法の理解のためにその学習は欠くことができない。</p> <p>また、今後わが国が諸外国と様々な関係を続け、その関係を発展させていくためには外国諸制度に対する対応や調整がどうしても必要となってくるであろう。この点でも、国連および EU の主要な構成国であるとともに国際取引の分野に影響力のあるこの国の法制や法認識の理解は我が国にとって重要なものであり続ける筈である。</p> <p>フランス法学習の導入を担当する科目として、本講義では、世界の中におけるフランス法の位置づけを理解した上、フランス法の基礎的な知識を学ぶとともに、フランス法学の特質が解るように授業をすすめていければと考えている。</p> <p>春学期は、日本やフランスの法制度理解に必要な基礎的な問題を概観する。</p>		<p>講義項目：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法と国家 2 大陸法と英米法 3 近代日本法の成立 4 連邦制と単一国家 5-8 主要各国の国家機構 9 国際機構 10 超国家機構 11 フランス法学と日本法学 12 フランス法の影響力 <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。受講者が適正な規模であった場合は、受講者に交代で報告をしてもらうことも考える。</p> <p>試験やレポート、報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口俊夫『概説フランス法 上』（東京大学出版会）1978； ・ 滝沢正『フランス法』2版（三省堂）2002. 		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポート又は報告を課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	フランス法 b / フランス法 b フランス法 / フランス法 フランス法	担当者	小川 健
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に、日本やフランスの国家制度、法制度の世界のなかでの位置付けを確認した上で、秋学期には裁判機構をはじめとする国家機構や関係する主な国際機構・超国家機構について講義形式で概説する予定である。</p> <p>受講者の講義への積極的な参加を期待する。受講者が適正な規模であった場合は、受講者に交代で報告をしてもらうことも考える。</p> <p>試験やレポート、報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>講義項目：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フランス現行憲法（第五共和制）の成立 2 元首 1 3 元首 2 4 行政機関 1 5 行政機関 2 6 立法機関 7 裁判機関 1 8 裁判機関 2 9 国家機関の間の調整 10 EU とは何か 11 EU の機構 12 EU 法とフランス国内法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野村敬造訳「フランス共和国憲法」（宮沢俊義編『世界憲法集』第四版 241 頁以下）1983； ・ 『フランスの裁判法制』小島武司他編 中央大学出版部 1991； ・ 庄司宏宏『EU 法 基礎編』（岩波書店）2003. 		希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポート又は報告を課して救済の道を確保しておいたほうがよいと思う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	アジア法 a / アジア法 a ***** / アジア法 *****	担当者	大村 泰樹
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>東アジア、東南アジアを中心にアジア諸国の法制度（主として公法制度）を概観し、その特質を検討します。また南アジア諸国の法制度やイスラム法にも可能な限り言及したいと考えています。「アジア法」の理解には、単に法制度にとどまらず、歴史、文化、経済等にも関わる理解も必要になってくるため包括的な講義になると考えています。観念的に議論をするのではなく、行動でアジアに関わっていってくれるような受講生を生み出すことが目的です。本年度は教員（大村）の都合で授業計画が変則になる可能性があります。</p> <p>成績評価の方法は、春・秋期の最後の授業日に試験に代わる教室レポートを行います。課題の範囲は、通常、試験日の二週間前に告知します。レポートの時間は90分で、自筆ノートの持ち込みも可能です。すでにある資料をまとめるだけでなく、「自分の意見」を組み立てることが求められています。単位取得には最大限の配慮をしますが、出席は重視します。</p>		<p><春期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. 総論（欧米近・現代法システムとアジア諸国法） 3. 〃 4. 〃 5. 東南アジア（タイ国） 6. 〃（ 〃 ） 7. 〃（ 〃 ） 8. 〃（マレーシア） 9. 〃（ 〃 ） 10. 〃（シンガポール） 11. 〃（ 〃 ） 12. 春期教室レポート 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書として作本編『アジア諸国の憲法制度』、大村=小林編『東アジアの憲法制度』（共にアジア経済研究所）		試験に代わる「教室レポート」を行います。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	アジア法 b / アジア法 b ***** / アジア法 *****	担当者	大村 泰樹
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期に同じ		<p><秋期></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東南アジア（インドネシア） 2. 〃（ 〃 ） 3. 〃（フィリピン） 4. 〃（ 〃 ） 5. 〃（インドシナ3国） 6. 南アジア（インド） 7. 〃（ 〃 ） 8. 東アジア（韓国） 9. 〃（ 〃 ） 10. 〃（中国） 11. 〃（ 〃 ） 12. 秋期教室レポート 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書として作本編『アジア諸国の憲法制度』、大村=小林編『東アジアの憲法制度』（共にアジア経済研究所）		試験に代わる「教室レポート」を行います。	

03~07 律/国 99~02 律/国 98 以前 律	地域共同体法 a / 地域共同体法 a 地域共同体法 a / 地域共同体法 地域共同体法	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ヨーロッパは、近代以降、いわゆる「国民国家」を基礎に栄えてきたと言えるが、各国の主権を制限する、これまでとは異なる独自の地域的国際法として発展してきたのが、EC（欧州共同体）/EU（欧州連合）法である。</p> <p>授業では、EC/EU 法発展の歴史、EC/EU の組織や政策決定過程を概観する。</p> <p><参考文献> ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） その他、教室で紹介する。</p> <p>条約の条文に関しては、 ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』（第5版）東信堂 などを参照のこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. EC/EU 法発展の歴史 3. 主要機関① 4. 主要機関② 5. 小まとめ 6. 欧州憲法条約 7. EC/EU 法の性質 8. EC/EU 法の立法形式 9. 小まとめ 10. EC 法/EU 法の実効性 11. EC/EU 法の国内的救済 12. おわりに <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 基礎編』（岩波書店） 		<p>試験期間中の論述試験の結果による評価。 随時小テストを行う。</p>	

03~07 律/国 99~02 律/国 98 以前 律	地域共同体法 b / 地域共同体法 b 地域共同体法 / 地域共同体法 地域共同体法	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>2004年5月に10カ国、2007年1月に2カ国の東欧・南欧諸国が新規に加盟したことにより、EUは、現在では27の加盟国を擁する。この27カ国内においては、モノ・人・サービス・資本の自由移動が実現し、通商などの経済分野を中心とするさまざまなルール、関税、行政手続等が単一化される（EC法分野）。また、警察・刑事司法分野、外交安全保障分野でも加盟国間の法の接近、相互承認、政府間協力が推進されている。</p> <p>授業では、判例集、教科書を用いながら、具体例の検討などを通じ、主としてEC/EU法と加盟国法との関係を理解するとともに、EUにおける民主主義の理念や人権保障についても検討したい。</p> <p><参考文献> ・須網隆夫著『ヨーロッパ経済法』（新世社） ・田中俊郎著『EU の政治』（岩波書店） その他、教室で紹介する。</p> <p>条約の条文に関しては、 ・山手・香西・松井編集代表『ベーシック条約集』（第5版）東信堂 などを参照のこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 共同市場と域内市場 3. モノの自由移動① 4. モノの自由移動② 5. 小まとめ 6. 人の自由移動① 7. 人の自由移動② 8. 競争法・経済通貨同盟 9. 小まとめ 10. 警察・刑事司法協力 11. 基本権の保障対外関係 12. おわりに <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・中村民雄・須網隆夫編『EU 法基本判例集』（日本評論社） ・庄司克宏著『EU 法 政策編』（岩波書店） 		<p>試験期間中の論述試験の結果による評価。 随時小テストを行う。</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	外国法講読 I / 外国法講読 I ***** / ***** *****	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>フランス語文法の正確な理解と、それを元に法律学の専門書を読む力（の少なくとも基礎）を身につけることが、本講義の目的である。努力する覚悟さえあれば、初心者でも歓迎する。</p> <p>当初はフランス公法の入門書、又は「生命倫理と法」に関する概説的文章ないし著名な判例等を精読することを考えていたが、もう少し初歩的な訓練が望ましいと判断した場合には、仏語新聞・雑誌の簡単な記事等を用いることにしたい。いずれにせよ、初回の授業で参加者と相談する。</p> <p>スタイルとしては、毎回とくに担当者を定めることなく受講者に和訳してもらおうこととなるだろう。和訳を吟味しながら、必要に応じて文法の解説のほか、日本法との比較検討なども行っていきたい。</p>		<p>第1回 授業の進め方、テキスト選定等について相談。手始めに短い文章を読んでみる（辞書持参のこと）。</p> <p>第2回以降 テキスト・関連文献講読 （随時、受講者の能力、要望等を考慮の上、テキストや授業の進め方を調整する。）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・テキストはこちらで準備をする予定である。 ・仏和辞書（ロワイヤル仏和中辞典、プチ・ロワイヤル、ディコ、クラウンなどどれでもかまわない） 		出席のほか、毎回の準備の程度、質疑における発言等、授業に対する参加貢献度を総合的に判断する。無断欠席は、それ以降の本授業への出席を認めない。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	外国法講読 I / 外国法講読 I ***** / ***** *****	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ語既修者を対象にドイツ法の文献を読む能力の育成とドイツ法の基礎知識の修得を目指します。</p> <p>昨年は秋学期開講で、ドイツ基本法の解説を読みました。履修者にとって初めての専門文献への取り組みだったので、なかなか量的には進めませんでしたが、いちおう所期の目的を達成できたように思います。意欲的にドイツ法文献に取り組みたい方を対象にしています。ドイツ語未修者は遠慮してください。</p>		<p>受講者と相談して決めたテキストを、担当部分を決めて順番に訳しながら議論します。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
受講者と相談して決めます。		日常の受講態度で評価します。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / ***** ***** / ***** *****	担当者	*****
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	外国法講読Ⅰ / 外国法講読Ⅰ 外国法文献研究 / 外国法文献研究 外国法文献研究	担当者	田島 裕
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>外国の法律に関係する英文の文書を読むために必要な基本的な知識を教える。教材は、受講生と相談のうえ、決めることにするが、英米の法制度を全体として理解するのに役立つものを選ぶ予定である。法律英語は、普通の英語とはかなり違っているのは、法律家がエチケットをわきまえた人たちであるためであり、受講生もそのエチケットを身につけることが必要となる。古典的な本を読むことを通じて、外国の法文化と伝統を理解し、広い国際的な視野をもった学生を育てたい。</p>		<p>受講生に割当て、外書を順に読んでゆく。できるだけ自主的に積極的に全員が参加してくれることを期待している。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
第1回の講義のときに相談のうえ決める。		レポートに平常点（授業への貢献度）を加算する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	外国法講読Ⅱ / 外国法講読Ⅱ 外国法文献研究 / 外国法文献研究 外国法文献研究	担当者	堅田 剛
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>英語文献の講読をつうじて、法の基礎理論の理解をめざします。私の専門は法哲学および法思想史ですので、教材として採用する文献は、どうしても法哲学や法思想史に関連したものになってしまいます。ただ実際に目的とするのは法の基礎理論ですから、学科やコースに関わりなく、法学部の学生であるならば、言葉の壁はともかくとしても、容易に理解できる内容の文献を選びました。</p> <p>下記のテキストはけっして新しいものではないのですが、内容の平易さという点では、これを越えるものはなかなか見あたりません。著者のC・J・フリードリヒは、法哲学者であると同時に政治学者でもあり、英米法ばかりでなくドイツ法にも詳しい、非常に幅の広い学者です。</p> <p>授業の具体的な進め方は、受講者の顔ぶれを見てから決定しますが、少人数の授業になるものと予想されますので、それなりの積極的な取り組みが必要です。外国語の文献講読には、少なくとも「音読」と「読解」と「解説」の三つの要素が不可欠と思われませんが、受講者には、このうち声を出して文章を読み、その意味を解釈する（単なる英文和訳ではありません）ことをやってもらいます。それだけで終わっては物足りないので、それに私が簡単な解説を加えることで、理解を確実なものにします。</p>		<p>下記のテキストのうち、PART TWO: Systematic Analysis の部分を講読します。内容は以下のとおりです。</p> <p>20: Justice, Equality, and the Common Man 21: Law, Authority, and Legitimacy 22: Law and Order—The Problem of the Breach of Law 23: Constitutional Law as the Basis of the Legal System 24: Peace and the World Community of Law</p> <p>授業の性格上、週ごとの進度までは示せませんのでご了承ください。また、上記の項目は目安にすぎません。状況により、進度は変わります。</p> <p>※テキストについても、変更の可能性がります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
Carl Joachim Friedrich; <i>The Philosophy of Law in Historical Perspective</i> , 2nd Edition, The University of Chicago Press, 1963 (コピーを用意します。)		出席状況を含む平常点で、総合的に評価します。	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	外国法講読Ⅱ / 外国法講読Ⅱ	担当者	石井 保雄
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講は、フランス語の法律文献の講読を通じて、フランス語の読解力を修得するとともに、比較法的研究を行なうものである。</p> <p>具体的には、下記の文献（比較的平易で読みやすい）を読むことを通じて、フランスにおける「精神的ハラスメント <i>harcèlement moral</i>」問題とその法的処理を取り上げる。これは、日本でいう「いじめ・嫌がらせ」あるいは最近の流行言葉にいう「パワー・ハラスメント」に相当するものである。すなわち、いじめ・嫌がらせは中学や高校等の学校社会のみならず、企業社会ともいべき職場を含む、大人の世界にもみられる。さらに、それは協調性や集団性が重視される日本のみならず、欧米社会にもあり、今日世界的に関心もたれている。本講義では、2002年に、これを規制する立法を制定したフランスの制度や議論を、日本の場合と比べながら、考えて見たい。</p> <p>テキストは、コピーを配布する。なお参考文献として、拙稿「フランスにおける精神的ハラスメントの法理」季刊労働法208号（2005）および同「職場いじめ・嫌がらせの法理——フランス法とを比較した素描的考察」水野勝教授古稀記念『労働保護法の再生』（信山社・2005）所収をあげておく。</p>		<p>参考までに、テキストの目次をあげておく。</p> <p>I La violence morale au travail II L'état du droit III Le harcèlement moral dans la fonction publique IV Ou commence le harcèlement? V Les principaux types de harcèlement VI Comment réagir ? VII Se faire aider VIII Prouver le harcèlement IX Obtenir réparation</p> <p>* IIないしIVから始める予定である。 ** 「外国語」としてのフランス語を既習、または受講する予定はなくとも、簡単なフランス語の文法知識を有することは、必要である。少なくとも、本講読を通じて、修得しようという意欲は最低限もってほしい。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
Philippe Ravisy, <i>Le harcèlement moral au travail</i> , 2e ed., Delmas, 2002		「講読」への参加が不可欠であり、出席を重視する。	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	外国法講読Ⅱ / 外国法講読Ⅱ	担当者	木藤 茂
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ドイツ語・ドイツ文法の基礎的知識のある方を対象に、ドイツ法に関するドイツ語の文献を講読し、ドイツ法についての理解を深めることを目的とします。</p> <p>具体的な文献については、開講時にいくつかの候補を示した上で、受講者の興味・関心も考慮しながら決めたいと思いますが、いずれにしても、教員の専門分野からして、ドイツ公法の分野の文献になるものと思われます。</p> <p>なお、ドイツ語の文法や会話に関する講義ではないので、ドイツ語未修者や語学としてのドイツ語の能力向上のみを目的とする方は、ご遠慮ください。</p>		<p>受講者による輪読の形式とします。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>開講時に受講者と相談した上で決定します。</p>		<p>出席を重視した上で、輪読の際の発表の内容や講義への参加の度合いなども含めて総合的に判断して評価します。</p>	

03~07 律/国 99~02 律/国 98 以前 律	憲法 I / 憲法 I 憲法 I / 憲法 I 憲法 I	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本国憲法の基礎的な理解を得ることを目標とする。憲法Ⅱ・Ⅲの理解を助けるべく、憲法とは何か、人権や統治の基本的な問題について扱いたい。</p> <p>また、改憲の動きを踏まえ、国民投票や憲法改正の限界等につき検討する。</p> <p>論点ごとに、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 (テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献)</p> <p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』(法律文化社) ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』(有斐閣) ・辻村みよ子『憲法』(日本評論社) ・大津浩他『憲法四重奏』(有信堂高文社) <p><判例集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ』(有斐閣) ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』(法学書院) <p><小型六法> (必携)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法の意味と特質 2. 日本国憲法の基本原理 3. 国民主権とその発現 4. 象徴天皇制 5. 平和主義と第9条 6. 憲法改正と国民投票 7. 人権の観念 8. 人権の享有主体① 9. 人権の享有主体② 10. 人権と公共の福祉 11. 経済的自由と公共の福祉 12. 人権の私人間効力 <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店) ・井口秀作他『いまなぜ憲法改正国民投票法なのか』(蒼天社) 		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

03~07 律/国 99~02 律/国 98 以前 律	憲法 II / 憲法 II 憲法 I / 憲法 I 憲法 I	担当者	大藤 紀子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法上の基本的人権の保障についての理解を深める。事例を通じた具体的争点の把握が主として重要となる。</p> <p>論点毎に、講義・教科書・参考文献・判例集を参考に、各自ノート整理をすること。 (テキストの内容を理解し、ノートをまとめる際、参考にすべき文献)</p> <p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山内敏弘編『新現代憲法入門』(法律文化社) ・野中俊彦他『憲法Ⅰ』(有斐閣) ・辻村みよ子『憲法』(日本評論社) ・大津浩他『憲法四重奏』(有信堂高文社) <p><判例集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ』(有斐閣) ・右崎正博・浦田一郎編『基本判例 憲法』(法学書院) <p><小型六法> (必携)</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生命・自由・幸福追求権 2. 法の下での平等 3. 思想・良心の自由 4. 信教の自由 5. 政教分離原則 6. 表現の自由① 7. 表現の自由② 8. 学問の自由 9. 人身の自由と刑事手続上の人権 10. 生存権 11. 教育を受ける権利 12. 労働基本権 <p>(多少の変更がありうる)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』(岩波書店) 		試験期間中の論述試験の結果による評価。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	憲法Ⅰ / 憲法Ⅰ 憲法Ⅰ / 憲法Ⅰ 憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
憲法講義の入門編です。日本国憲法を理解する上で、基礎的と考えられる諸問題について講義します。憲法Ⅱ（人権）憲法Ⅲ（統治機構）を理解しやすくすることを目的としています。		1 開講にあたって（近代憲法とは何か） 2 基本的人権の歴史 3 基本的人権適用の限界 4 外国人の人権 5 基本的人権の私法関係への適用 6 明治憲法の構造 7 平和主義と憲法9条 8 日米安保条約の構造 9 国民主権と人民主権 10 代表民主制と直接民主制 11 選挙権の法的性格と選挙定数 12 春学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第三版』（岩波書店、2002年）、芦部・高橋編『憲法判例百選・第4版Ⅰ』（有斐閣、2000年）		春学期の最後の試験期間中に1回論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価をします。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	憲法Ⅱ / 憲法Ⅱ 憲法Ⅰ / 憲法Ⅰ 憲法Ⅰ	担当者	古関 彰一
講義目的、講義概要		授業計画	
日本国憲法の人権諸条項について基本的な考え方を講義することを目的として、日本国憲法第3章に定める人権諸条項を講義します。		1 平等権の概念 2 平等権をめぐる学説・判例 3 信教の自由と政教分離 4 表現の自由の意義 5 表現の自由と名誉・プライバシー 6 表現の自由と知る権利 7 表現の自由と検閲 8 学問の自由／教育権 9 生存権の意義と学説・判例 10 環境権の法的性格と判例 11 営業の自由とその制約 12 秋学期のまとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第三版』（岩波書店、2002年）、芦部・高橋編『憲法判例百選・第三版Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2000年）		秋学期の最後の試験期間中に1回論述式の試験を行い、その結果に基づいて評価をします。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	憲法Ⅲ / 憲法Ⅲ 憲法Ⅱ / 憲法Ⅱ 憲法Ⅱ	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>憲法の統治構造について勉強する。憲法人権論を踏まえて、人権実現のためのあるべき政治制度論を受講者と共に論じていきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 国民代表機関としての国会 3. 衆議院の選挙制度 4. 参議院の選挙制度 5. 国会の法的地位 6. 国会の権能 7. 議院内閣制 8. 議院内閣制における解散権の機能 9. 内閣の権能 10. 財政 	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編著『新2版 現代憲法入門講義』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣）		定期試験による。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	法律学特講（憲法政治と裁判所） / **** 憲法Ⅱ / 憲法Ⅱ 憲法Ⅱ	担当者	加藤 一彦
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>裁判所論を中心に講義を進める。特に違憲審査制について、外国憲法との比較法の視点から勉強する。また、憲法Ⅲでふれることのできない平和主義、憲法改正論についても言及する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 司法権の観念 3. 司法制度概要 4. 司法権の独立と裁判官の職権の独立 5. 違憲審査制の仕組み 6. 憲法訴訟論（1） 7. 憲法訴訟論（2） 8. 平和主義と9条 9. 平和主義と編和的生存権論 10. 憲法改正権 11. 憲法改正の限界 	
テキスト、参考文献		評価方法	
加藤・植村編著『新2版 現代憲法入門講義』（北樹出版） 高橋ほか編『憲法判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣）		定期試験による。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98以前 律	行政法Ⅰ / 行政法Ⅰ 行政法Ⅰ / 行政法－1 行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政」というと、とかく抽象的に聞こえがちですが、現実には、みなさん1人1人が、日々の生活の中で、様々な形で行政というものにかかわっているはずですが。</p> <p>「行政法学」は、行政はどのような考え方に基づいてどのように行われているのか、そして私たちは行政との間でどのような立場に立っているのか、ということ、を、法律的側面から分析・理解する学問である、と言えるでしょう。</p> <p>現代では、私たちの意識や社会の変化にあわせて、行政の役割が見直される機会が増え、行政の手法も複雑・高度化してきていますが、そのような多岐にわたる行政の活動を体系的に整理するために構築されてきたのが、「行政法総論」ないし「行政作用法総論」と言われる分野です。</p> <p>「行政法Ⅰ」では、その前半部分を扱います。したがって、秋学期の「行政法Ⅱ」を引き続き履修することで初めて、行政法総論を概観したことになります。</p> <p>具体的には、行政法学の対象と役割、行政法の基本原則、行政機関等の基礎概念を学んだ後、伝統的に行政活動の典型的な行為形式とされてきた行政行為を取り上げます。</p> <p>なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中の方を対象とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政の概念、現代行政の変容 2. 行政法学の意義と役割（公法と私法）、法源 3. 行政法の基本原則 4. 行政主体と行政機関 5. 行政上の法律関係と私人の地位 6. 行政行為（1）（伝統的行政行為論、分類） 7. 行政行為（2）（行政行為と裁量） 8. 行政行為（3）（行政行為と行政手続①） 9. 行政行為（4）（行政行為と行政手続②） 10. 行政行為（5）（行政行為の効力） 11. 行政行為（6）（行政行為の瑕疵と救済） 12. 行政行為（7）（行政行為の取消し・撤回、附款） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストとして、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）を使用します。参考文献等は、初回の講義で紹介いたします。</p>		<p>学期末の筆記試験によることとします。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98以前 律	行政法Ⅱ / 行政法Ⅱ 行政法Ⅰ / 行政法－1 行政法Ⅰ	担当者	木藤 茂
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「行政」というと、とかく抽象的に聞こえがちですが、現実には、みなさん1人1人が、日々の生活の中で、様々な形で行政というものにかかわっているはずですが。</p> <p>「行政法学」は、行政はどのような考え方に基づいてどのように行われているのか、そして私たちは行政との間でどのような立場に立っているのか、ということ、を、法律的側面から分析・理解する学問である、と言えるでしょう。</p> <p>現代では、私たちの意識や社会の変化にあわせて、行政の役割が見直される機会が増え、行政の手法も複雑・高度化してきていますが、そのような多岐にわたる行政の活動を体系的に整理するために構築されてきたのが、「行政法総論」ないし「行政作用法総論」と言われる分野です。</p> <p>「行政法Ⅱ」では、春学期の「行政法Ⅰ」に引き続き、その後半部分を扱います。</p> <p>具体的には、行政行為以外の様々な行政の活動の形式、行政の実効性確保の手段の態様、行政情報の公開など現代行政において重視され近年具体化されたいくつかの制度を学びます。</p> <p>なお、行政法をより良く理解するためには、憲法や民法の基礎的な知識が不可欠ですので、原則として、それらの講義を履修済または履修中で春学期の「行政法Ⅰ」（又はこれに相当する講義）を履修した方を対象とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 春学期の復習－秋学期への導入を兼ねて 2. その他の行為形式（1）（行政立法①） 3. その他の行為形式（2）（行政立法②） 4. その他の行為形式（3）（行政計画） 5. その他の行為形式（4）（行政契約） 6. その他の行為形式（5）（行政指導） 7. 行政の実効性確保（1）（強制執行、行政罰） 8. 行政の実効性確保（2）（即時強制、その他の手法） 9. 行政情報の収集（行政調査、行政文書） 10. 行政情報の管理と利用（1）（情報公開） 11. 行政情報の管理と利用（2）（個人情報保護） 12. 政策形成と行政法（政策評価） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストとして、北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本〔第3版〕』（法律文化社、2006年）を使用します。参考文献等は、初回の講義で紹介いたします。</p>		<p>学期末の筆記試験によることとします。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	行政法Ⅲ / **** 行政法Ⅱ / 行政法-2 行政法Ⅱ	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>行政は、法のもとに、法の命じるところに従って活動せねばならないが、行政過程の様々な活動に起因して必然的に、行政主体と私人との間に紛争（多くは、行政の活動に対する私人の不服）が生じる。この紛争が発生したとき、つまり、私人の権利利益が侵害されたとき又はされそうになったときに、いかに私人を救済できるかが問題となる。これにかかる法が、行政救済法である。</p> <p>本講義では、行政救済法のしくみとして、行政活動に伴って国民に生じた損失・損害を填補する国家補償制度（損失補償制度、国家賠償制度）と、違法又は不当な行政活動の是正を通じて国民の権利を保護する行政争訟制度（行政不服申立制度、行政訴訟制度）とを取り上げる。</p> <p>受講者は、すでに行政法Ⅰ及びⅡを履修し、「行政法総論」について基礎的な知識を修得していることがのぞましい。</p> <p>近時の重要な判例等、具体的な素材を多く用いることに留意したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 損失補償 1（概念、補償の要否） 2. 損失補償 2（補償の内容） 国家賠償 1（制度の沿革、意義等） 3. 国家賠償 2（国賠法 1 条の諸要件、規制権限不行使） 4. 国家賠償 3（国賠法 2 条の諸要件、水害訴訟など） 5. その他の問題点（予防接種禍など） 6. 行政不服申立て 1（沿革、種類、対象等） 7. 行政不服申立て 2（審査権の範囲・手続、特別な制度） 8. 行政訴訟 1（行政訴訟の概念、性格、沿革、種類） 9. 行政訴訟 2（訴訟要件） 10. 行政訴訟 3（審理手続等） 11. 行政訴訟 4（訴訟の終了、仮の救済） 12. 予備 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：北村=佐藤=佐伯=高橋『行政法の基本—重要判例からのアプローチ [第3版]』（法律文化社、2006年）。参考書・判例集は初回に紹介する。</p>		<p>学期末の試験による（旧カリ「行政法Ⅱ」（4単位）の履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法律学特講（医事法） / **** 行政法Ⅱ / 行政法-2 行政法Ⅱ	担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、医療及び先端生命科学をめぐって惹起される倫理的・法的・社会的諸問題を取り上げ、法律学、とくに行政法学の視点から考察を加えようとするものである。具体的な講義の内容は、授業計画（予定）の項を参照のこと。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療関連法規概観、医療に関する 3 つの責任 2. 医師の行為に関する法と制度（医師法、保助看法等の資格と業務の規制法） 3. 医行為概念の再検討（救急医療、たん吸引） 4. わが国の医療体制をめぐる現代的課題（医療安全対策、EBM、カルテ開示、医療行政体制の特徴等） 5. 医療と法と生命倫理（生命倫理の基本原則）、クローン技術規制法の検討（法令・ガイドライン・学会による自主規制の異同等） 6. 人工妊娠中絶、ヒト胚の操作・研究利用の是非 7. 生殖医療技術の法規制、着床前・出生前診断と障害児の「生まれる権利」 8. 脳死、臓器移植 9. 安楽死、尊厳死・治療行為の中止 10. 輸血拒否—自己決定とパターナリズムの問題 11. 医学研究をめぐる諸問題、被験者保護と法 12. 予備 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは特に指定しない。参考文献は各回テーマに応じて紹介をする。</p>		<p>学期末の試験による（旧カリ「行政法Ⅱ」（4単位）の履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）。さらにレポートを課すことも考えている。</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	比較公法 / 比較公法 比較憲法 / 比較憲法 比較憲法	担当者	高佐 智美
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：アメリカ憲法の特徴を概観した上で、日本との相違あるいは類似点を比較検討することで、日米双方の憲法に対する理解を深めることを目的としています。</p> <p>概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アメリカ憲法史 ② アメリカ憲法の理念、内容、特色 ③ アメリカにおける統治制度 ④ アメリカにおける人権問題と判例の考え方 ⑤ 日本における類似の事例との比較検討 		<p>春期前半（概要の①～③）までは一般の講義スタイルで、こちらがレクチャーします。</p> <p>春期後半及び秋期はゼミ形式で行います。各学生にこちらが指定したアメリカの憲法判例の中から好きなものを選んで、それについて報告をしてもらい、それについて全員で議論します。</p> <p>（実際に報告をしてもらう前に、こちらから報告の仕方・レジュメの作り方についてレクチャーを行います）</p> <p><u>注：この講義は春期と秋期で連続して成り立っていますので、受講者はそのつもりで受講してください。</u></p> <p>自分たちで文献を調べ、レジュメを作って報告し、さらに他の人と質疑応答を行うことで一つの問題についてより理解を深めることができますし、また、こうしたプレゼンの仕方を身につけることは実社会に出ても役に立ちますので、ぜひチャレンジしてみてください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
特になし。随時講義中に指示する。		詳しくは本講義のサイトの Information 参照（本講義のサイトへのアクセス方法：獨協大学 HP→総合案内→ゼミ・授業→授業→学部授業の中で「比較憲法」をクリック）	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / 国際関係法特講（国際人権関連文書研究） 比較憲法 / 比較憲法 比較憲法	担当者	高佐 智美
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：アメリカ憲法の特徴を概観した上で、日本との相違あるいは類似点を比較検討することで、日米双方の憲法に対する理解を深めることを目的としています。</p> <p>概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アメリカ憲法史 ② アメリカ憲法の理念、内容、特色 ③ アメリカにおける統治制度 （ここまで春期の内容） ④ アメリカにおける人権問題と判例の考え方 ⑤ 日本における類似の事例との比較検討 		<p>春期の内容を踏まえた上で、引き続き、各学生にアメリカ憲法の判例について報告をもらい、それについて全員で議論します。</p> <p><u>春期の比較公法（憲法）を履修していることが前提なので報告の仕方についてのレクチャーは秋期は行いませんので注意してください。</u></p> <p><u>注：この講義は春期と秋期で連続して成り立っていますので、受講者はそのつもりで受講してください。</u></p> <p>自分たちで文献を調べ、レジュメを作って報告し、さらに他の人と質疑応答を行うことで一つの問題についてより理解を深めることができますし、また、こうしたプレゼンの仕方を身につけることは実社会に出ても役に立ちますので、ぜひチャレンジしてみてください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
特になし。随時講義中に指示する。		詳しくは本講義のサイトの Information 参照。 <u>春期の比較公法（憲法）を履修していることを前提としていますので、春期未履修者は受講しないように。</u>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	租税法 a / ***** 税法 / ***** 税法	担当者	阿部 徳幸
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>学生諸君にとって「税」は、日常生活において身近な存在である反面、「税法」は、法律の中でも遠いところに位置する存在ではないだろうか。したがって、税法は、マイナーなイメージがあるかもしれない。</p> <p>本講座においては、このような立場の税法の基礎理論を中心に、法律学としての租税法の視点から講義を行う。講義の方法については、なるべく税務の現場での実態（税理士実務を中心に）を、つまり実際の事例を紹介しながら行う。講義の目的としては「理解する」というところに重点を置き、わかりやすい講義を心がけたい。</p> <p>さあ、みんなで「明るく」「楽しく」「元氣よく」、租税法を勉強しよう。</p> <p>なお、租税法 a においては、租税法の基礎理論を中心に講義を行う。租税法 b における租税実定法を理解するためには必須である。極力租税法 b を併せて履修して欲しい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、税法学の特質 2、租税法律主義 3、租税条例主義 4、租税回避 5、税法の体系 6、応能負担原則 7、課税最低限 8、租税手続法－確定手続 9、租税手続法－税務調査 10、租税処罰法 11、租税救済法－不服申立 12、租税救済法－税務訴訟 	
テキスト、参考文献		評価方法	
北野弘久編『現在税法講義 4 訂版』法律文化社 北野弘久著『税法学原論第五版』青林書院 北野弘久著『納税者の権利』岩波新書		毎回の講義への出席を重視する。学年末に基本的項目につき論文式の筆記試験を行う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	租税法 b / ***** 税法 / ***** 税法	担当者	阿部 徳幸
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>学生諸君にとって「税」は、日常生活において身近な存在である反面、「税法」は、法律の中でも遠いところに位置する存在ではないだろうか。したがって、税法は、マイナーなイメージがあるかもしれない。</p> <p>本講座においては、このような立場の税法の基礎理論を中心に、法律学としての租税法の視点から講義を行う。講義の方法については、なるべく税務の現場での実態（税理士実務を中心に）を、つまり実際の事例を紹介しながら行う。講義の目的としては「理解する」というところに重点を置き、わかりやすい講義を心がけたい。</p> <p>さあ、みんなで「明るく」「楽しく」「元氣よく」、租税法を勉強しよう。</p> <p>なお、租税法 a においては、租税法の基礎理論を中心に講義を行う。租税法 b においては、所得税法、消費税法を中心に講義を行う。その基礎として租税法 a の知識が必要である。極力租税法 a と併せて履修して欲しい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、税法学の特質 2、所得税法－所得概念 3、所得税法－納税義務の範囲 4、所得税法－所得分類 5、所得税法－給与所得課税 6、所得税法－人的控除 7、消費税法－消費税の基礎 8、消費税法－多段階付加価値税 9、消費税法－非課税・ゼロ税率 10、法人税法－法人税法の基礎 11、地方税法 12、税の使途 	
テキスト、参考文献		評価方法	
北野弘久編『現在税法講義 4 訂版』法律文化社 北野弘久著『税法学原論第五版』青林書院 北野弘久著『納税者の権利』岩波新書		毎回の講義への出席を重視する。学年末に基本的項目につき論文式の筆記試験を行う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	地方自治法 a / **** 地方自治法 / **** 地方自治法		担当者	磯部 哲
講義目的、講義概要		授業計画		
<p>本講義は、地方公共団体の行政活動を規律する法律＝「地方自治法」にまつわる話しが中心ですが、けっしてそういう名前の法律を第1条から読んでいくという類のものではありません。「地方行政」という、私たちの日常生活と密接に関係する素材を対象に、その組織や運営が、いかなる理念の下どのように定められているかを知り、地方行政と市民生活との法的かかわりについて勉強し、地方自治の今後の課題などにも思いをめぐらしてみたい、ということになります。抽象的な理論ばかりでなく、具体的な事例を多く用いることを考えています。</p> <p>地方「行政」を「法」的に検討するわけですから、地方自治法の講義とあわせ、「行政法ⅠⅡ」も並行して履修するか、あるいは履修済みであることが望ましいです。また、できるだけ秋学期の「地方自治法 b」も続けて履修するようにしてください。</p> <p>その他、講義の概要等については、授業計画（予定）を参照してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方行政と住民の生活、地方分権改革・新地方自治法のあらまし 2. 地方自治の歴史、「地方自治の本旨」、自治の原理、住民の地位—直接請求制度等 3. 地方公共団体の種類・区域（市町村合併問題） 4. 地方公共団体の事務 5. 国と地方公共団体の関係—国の関与の種類と手続 6. 地方公共団体の活動とその法形式①—法令の遵守責任と自主解釈権 7. 地方公共団体の活動とその法形式②—条例制定権の範囲と限界 8. 地方公共団体の活動とその法形式③—要綱行政 9. 住民が地方行政を監視するためのしくみ—監査、住民訴訟 10. 住民訴訟をめぐる判例のうごき 11. 自主財政権—課税権、地方交付税、国の補助金 12. 公有財産の利用と管理 		
テキスト、参考文献		評価方法		
テキスト・参考文献は、初回に指示・紹介をする。		学期末の試験による（なお、旧カリ「地方自治法」（4単位）履修者は、春と秋二回とも試験を受けること）		

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	地方自治法 b / **** 地方自治法 / **** 地方自治法		担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画		
<p>地方自治体を実際に動かしている公務員についての法制度を概説する。行政機関における公務員の位置付け、相互関係などをみたあとで、公務員関係における法紛争を判例を素材に検討したい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> (1) 講義の進め方と概要 (2) 行政機関と公務員 (3) 公務員の任用 (4) 外国人の公務員への任用 (5) 公務員の昇格・転任 (6) 公務員の退職 (7) 公務員の労働基本権 (8) 公務員と市民的自由 (9) 公務員の懲戒・分限法制 (10) 公務員の服務 (11) 公務員と職務命令 (12) 公務災害補償 		
テキスト、参考文献		評価方法		
兼子仁「地方公務員法」北樹出版、2006年		受講者の状況を見てレポート・試験などを組み合わせます。		

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	教育法 a / ***** 教育法 / ***** 教育法	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法は、教育の場で生じるさまざまな問題を、法的視点から、つまり、権利義務関係の視点から整理して、教育問題の分析・解決を提起してゆく法分野です。現在、学校でも、家庭でも、子どもに対する人権侵害が多発しています。教師の体罰で子どもが心身に重大な被害を受ける事例もあとを絶たないし、統計的には減少しているとされるいじめも、むしろ、学校では常態化しており、いじめ裁判はむしろ増加しています。この講義では、学校での子どもの人権侵害を具体的な裁判事例をとして法的に分析し、教育法の考え方と現時点での理論的到達点を入門的に解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における子どもの人権侵害——問題化の経緯と分類 2 体罰裁判とその特徴——体罰裁判の判例動向 3 体罰裁判の新しい展開——障害児体罰・スポーツ体罰 4 いじめと裁判——中野富士見中事件 図いわき小川中事件 5 いじめ自殺と予見可能性——津久井町立中野中いじめ自殺事件 6 いじめ調査・報告義務訴訟 7 丸刈り校則裁判 8 修徳高校パーマ校則裁判 9 都立高校原級留置き訴訟 10 信教の自由と学校教育——エホバの証人退学事件 11 内申書・指導要録開示訴訟 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください。</p>		試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	教育法 b / ***** 教育法 / ***** 教育法	担当者	市川 須美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>教育法の現代的問題状況の把握(教育法 a)を前提に、教育法のより体系的な理解のために、教育法の基礎概念である教育人権の問題状況と、教育と国家との関係の原理的なあり方と現実の緊張関係を分析します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後教育改革と憲法・教育基本法法制 2 教育と国家——学テ裁判 3 教科書裁判 (1) 4 教科書裁判 (2) 5 障害児の学習権——特殊学級入級処分取消訴訟 6 子どもの市民的自由——内申書裁判 7 親の教育権——日曜日訴訟 8 親の教育権——七尾養護学校事件 9 教師の教育の自由——伝習館高校事件 10 教師の教育の自由と日の丸・君が代 11 教師の良心の自由 12 教育基本法改正問題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは指定しませんが、講義時に教育関係の小六法を携行してください</p>		試験	

03～07 律/国	民法 I / 民法 I		
99～02 律/国	民法 I / 民法 I	担当者	常岡 史子
98 以前 律	民法 I		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、民法第一編「総則」を扱う。民法典はパンデクテン方式と呼ばれる編成方法をとっており、「総則」編はそれ以下の編に共通の事項を集めてまとめて規定したものと位置づけられるが、その内容は単なる概念の定義・集成ではなく、民法のエッセンスを含むものといえる。すなわち、「総則編」中、人の能力や法律行為は、意思表示を基礎とする権利義務の体系としての民法の根幹に関する規定であり、また、時効は、意思表示によらない権利変動の代表的なものとして重要である。本講義では、法律行為の中心的存在である契約をモデルに、受講者が今後民法を学習していく上で欠かすことのできないこれら総則の知識を習得させ、民法的思考力を涵養することを目的とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 民法典の構造と基本理念 2 法律行為：契約とは何か 3 契約の有効要件 4 無効と取消し 5 意思表示(1)：心理留保と虚偽表示 6 意思表示(2)：錯誤 7 意思表示(3)：詐欺・強迫 8 自然人：権利能力・意思能力・行為能力 9 法人(1)：法人の能力 10 法人(2)：法人の不法行為 11 権利能力なき社团 12 小テスト 13 代理(1)：代理権 14 代理(2)：代理行為 15 代理(3)：無権代理 16 代理(4)：表見代理 17 時効(1)：消滅時効 18 時効(2)：取得時効 19 時効(3)：占有 20 時効(4)：時効の中断・停止 21 時効(5)：時効の効果 22 条件・期限(1) 23 条件・期限(2) 24 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
内田貴『民法 I』[第 3 版] 東京大学出版会		学期の中間に行う小テストと学期末に行う定期試験の成績によって評価する。	

03～07 律/国	***** / *****		
99～02 律/国	***** / *****	担当者	*****
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	民法 I / 民法 I	担当者	藤田 貴宏
99～02 律／国	民法 I / 民法 I		
98 以前 律	民法 I		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【春学期週 2 回開講】 法律行為論及び物権変動論を中心に、民法（財産法）の基本的論点について講義します。</p>		1・2：ガイダンス、民法の全体像と基本概念 3・4：意思表示の瑕疵と法律行為の有効性 5・6：物権と債権 7・8：物権変動(1) 9・10：物権変動(2) 11・12：法律行為の無効・取消と第三者保護 13・14：時効 15・16：代理(1) 17・18：代理(2) 19・20：行為能力と法定代理 21・22：物権的請求権、相隣関係 23・24：共同所有、法人	
テキスト、参考文献		評価方法	
大村敦志『基本民法 I』（有斐閣）		学期末試験	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	法律学特講（物権法上の諸問題）／ ＊＊＊＊＊＊ 民法Ⅱ ／ ＊＊＊＊＊＊ 民法Ⅱ	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、物権法上の基礎的諸問題について立体的・多角的に捉えられるような視点を持つことを目標とする。講義の各回とも、基礎的知識があることを前提に、特定のテーマについて深く掘り下げて探求することとしたい。時間的制約により通常の財産法の授業ではなかなか触れる余裕がないであろう部分（比較的細かい学説の対立や立法趣旨）にも、可能な限り立ち入って検討を加えるつもりである。受講者が少ない場合には、その利点を活かし、ある程度の双方向授業を実施し、より受講者の知識を深めることができると考えている。</p> <p>旧カリ（02 以前）の学生は、後期の担保物権（下記参照）に関する講義と合わせて 4 単位を認定することとなる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① 物権的請求権 ② 対抗要件、権利保護要件、権利行使要件 ③ 無効・取消・解除と登記 ④ 時効・相続と登記 ⑤ 建築物の所有権の帰属 ⑥ 占有制度の意義、即時取得 ⑦ 担保物権の全体像 ⑧ 抵当権侵害 ⑨ 物上代位に基づく差押 ⑩ 法定地上権 ⑪ 譲渡担保 ⑫ 動産担保の競合 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業時に、『法学教室』や『法学セミナー』に掲載の論文のコピーなどを適宜配布する予定である。		期末試験を予定しているが、履修人数が少人数のときは、ある程度の双方向授業を前提とした評価に変更する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	民法Ⅱ ／ 民法Ⅱ 民法Ⅱ ／ ＊＊＊＊＊＊ 民法Ⅱ	担当者	遠藤 研一郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>担保物権に関する諸制度、各条文の理解を深めることを目的とする。授業は、以下のとおり、およそ 2 段階に分けて実施する予定である（ただし、基礎→応用と進むのではなく、適宜、組み合わせる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第 1 段階（基礎）・・・担保法の諸制度・各条文の趣旨・要件・効果の基礎的理解 ② 第 2 段階（展開）・・・基礎的知識を前提とした、担保法上の諸問題に関する検討 		<ul style="list-style-type: none"> ① ガイダンス、基礎(1) 担保法とは ② 基礎(2) 留置権 ③ 展開(1) 留置権に関する解釈論上の諸問題 ④ 基礎(3) 先取特権 ⑤ 展開(2) 先取特権に関する解釈論上の諸問題 ⑥ 基礎(4) 質権 ⑦ 基礎(5) 抵当権① ⑧ 展開(3) 抵当権に関する解釈論上の諸問題① ⑨ 基礎(6) 抵当権② ⑩ 展開(4) 抵当権に関する解釈論上の諸問題② ⑪ 基礎(7) 抵当権③ ⑫ 基礎(8) 譲渡担保 	
テキスト、参考文献		評価方法	
教科書は指定しない。各自が選定した基本書を使用すること。毎回、プリントを配布する。		期末試験を原則とする（出席調査は一切行わない）。ただし、加点対象・任意提出のレポートを受け付ける。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	民法Ⅲ / 民法Ⅲ 民法Ⅲ / 民法Ⅱ－1 民法Ⅲ	担当者	亀岡 倫史
講義目的、講義概要		授業計画	
<p><講義概要、講義目的> 本講義では、債権の目的、債権の効力、多数当事者の債権債務関係、債権譲渡、債権の消滅など、民法典第三編債権第一章総則（債権総論といわれる部分）に規定されている各種法制度についての基本（条文、基本概念、各種法制度の仕組みなど）を学ぶ。</p> <p><講義の進め方> 講義に際しては、①なぜそのようなルールや制度が設けられているのか（制度趣旨）、②いかなる要件のもとにいかなる解決が図られているか（要件・効果）などの基本事項について、具体的な事例にそくして解説する。</p> <p>講義は、指定したテキストと毎回配布するレジュメにそくしてすすめていく。</p> <p><履修者への要望> 法律学の議論の出発点は、法律の条文です。ですから、毎回、必ず六法を持参し、条文を参照しながら講義を聴いてもらいたい。また、法律の学習には積み重ねが必要である。授業には毎回必ず出席するように。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス・債権法序説・債権の目的 2. 弁済による債権の実現とその他の債権消滅原因 3. 債務不履行（1） 4. 債務不履行（2） 5. 債権譲渡 6. 債務引受・契約上の地位の譲渡 7. 相殺 8. 債権者代位権 9. 債権者取消権 10. 保証 11. 多数当事者の債権債務関係—とりわけ連帯債務 12. 予備日 <p>※第1回目の講義のガイダンスでは、講義概要・講義の進め方・成績評価の方法・参考文献等について説明する。 ※以上は、一応の予定である。内容変更や順序の入れかえ等があり得ることに留意されたい。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
内田貴『民法Ⅲ[第3版]債権総論・担保物権』（東京大学出版会、2005年）*なお、本講義の対象は、同書の3～381頁までである。その他の参考文献については、授業中に適宜紹介します。		試験により評価します。試験の実施方法・評価基準などについては、第一回目の講義の際に説明します。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法律学特講（不法行為法の重要問題） / **** 民法Ⅲ / 民法Ⅱ－1 民法Ⅲ	担当者	亀岡 倫史
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、不法行為法についてひととおり学んだことのある（あるいは学びつつある）学生諸君を対象に、さらなるステップアップを図るため、不法行為法の重要問題について詳しく検討することを目的とします。</p> <p>授業計画に示したような10のテーマにつき、①事例形式の設問、②参考判例・参考文献リスト、③検討のためのヒントなどを盛り込んだレジュメを毎回事前配付し、それに基づいた受講生諸君の予習を前提に、質疑応答による双方向授業（ソクラテスメソッド）を行います。</p> <p>また、最後の第12回目の授業では、不法行為法の最新判例や重要な学説の状況について紹介・解説することにより講義を締めくくりたいと考えています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス—講義の目的・概要、講義の進め方、成績評価の方法、参考文献の紹介、検討資料の配付など 2 医療過誤訴訟（1） 3 医療過誤訴訟（2） 4 使用者責任・企業の賠償責任（1） 5 使用者責任・企業の賠償責任（2） 6 取引的不法行為—契約責任と不法行為責任 7 土地工作物責任・製造物責任 8 共同不法行為 9 不法行為における過失相殺 10 原因競合 11 複数賠償義務者とその内部関係 12 むすびにかえて—不法行為の最新判例・近時の学説の動向 <p>（なお、検討テーマの変更や順序の入れかえもあり得ることに留意してください）</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
毎回、事前に印刷教材を配付して、予習をしていただきます。その他の参考文献については、初回の授業で指摘します。		履修者数にもよりますが、授業への出席度と各回に行われる討論への予習を前提とした参加度により成績評価を行います。なお、成績評価方法の詳細については、初回の授業で改めて説明します。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 比較私法 民法Ⅳ / 民法Ⅱ-2 民法Ⅳ	担当者	亀岡 倫史
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、債権法のうち、とりわけ契約法・消費者取引法・不法行為法について、ドイツ法を中心としつつヨーロッパ法における近時の動向について取り扱います。</p> <p>すなわち、CISG、ドイツ債権法改正、フランス民法典の改正、ヨーロッパ契約法及びヨーロッパ不法行為法の統一のためのさまざまな試みなどについて検討するとともに、ヨーロッパにおける消費者保護の動向についても解説します。</p> <p>比較法的な視点から契約法・不法行為法・消費者法などを眺めることにより、わが国の法制度や法的ルールをより深く理解する視点を養うことを目的とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 比較法の意義 3. 私法のヨーロッパ化—EU 統合とヨーロッパ 4. ヨーロッパ契約法 <ol style="list-style-type: none"> (1) ドイツ債権法の改正 (2) フランス債権法の改正 (3) ヨーロッパにおける消費者保護の進展 (4) ヨーロッパ契約法の統一？ 5. ヨーロッパ不法行為法 6. むずびにかえて <p>(なお、検討テーマの変更や順序の入れかえもあり得ることに留意してください)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>毎回、印刷資料（レジュメ等）を配付し、それにもとづいて講義をします。参考文献等については、授業の中でその都度紹介します。</p>		<p>学期末試験により成績評価します。詳細は初回の講義で説明します。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	民法Ⅳ / **** 民法Ⅳ / 民法Ⅱ-2 民法Ⅳ	担当者	藤田 貴宏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>契約法及び不法行為法の基本的論点について講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1：売買(1) 2：売買(2) 3：売買(3) 4：賃貸借(1) 5：賃貸借(2) 6：消費貸借、役務提供型契約、消費者契約 7：過失(1) 8：過失(2)、責任能力 9：因果関係、共同不法行為 10：損害賠償、過失相殺 11：使用者責任 12：工作物責任、製造物責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>大村敦志『基本民法Ⅱ』（有斐閣）</p>		<p>学期末試験</p>	

03～07 律／国	民法Ⅴ	／	*****		
99～02 律／国	民法Ⅴ	／	*****	担当者	常岡 史子
98 以前 律	民法Ⅴ				
講義目的、講義概要			授業計画		
<p>本講義は、初学者が、民法における基本的概念を理解し、法的思考方法に触れることを目的とする。民法は、財産法と家族法の2つの部分から成っており、この両者は往々にして異なる原理に基づく別個の法であるとして、切り離して論じることが可能であると考えられがちであるが、実際には、私的自治の原則や物権・債権に関する理解を共通の基盤とし、相互に深いつながりを持つ。そこで、本講義では、私的自治のもとでの個人の意思の尊重とは何かについて、取引関係・家族関係の両側面から検討する。これらの学習を通じて、民法の基本的な構造を把握することを目的とする。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 身近な法律問題と法的視点 2 民法の基本原則：私的自治 3 法律行為という概念 4 契約の成立：財産行為と身分行為 5 契約の方式：売買と婚姻 6 意思表示の無効と取消し(1) 7 意思表示の無効と取消し(2) 8 履行の強制：売買と婚約・婚姻 9 履行不能とは何か 10 強行規定と任意規定 11 法律関係の公示：登記簿と戸籍 12 まとめ 		
テキスト、参考文献			評価方法		
曾野和明・常岡史子『私法秩序の構造』（有信堂、2005年第2刷）			学期末に行う定期試験の成績によって評価する。		

03～07 律／国	*****	／	*****		
99～02 律／国	*****	／	*****	担当者	*****
98 以前 律	*****				
講義目的、講義概要			授業計画		
テキスト、参考文献			評価方法		

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	会社法 / 会社法	担当者	明田川 昌幸
99～02 律/国	商法Ⅱ / 商法Ⅱ		
98以前 律	商法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 会社、特に株式会社に対する法規制および裁判例の理解。</p> <p>講義概要 株式会社の設立、株式、株主総会、取締役会、代表取締役、監査役等、株式会社を中心に、会社法による法規制と会社に関する裁判例の解説を行う。</p>		<p>【秋学期週2回開講】</p> <p>1・2 会社法総論・株式会社総説 3・4 株式会社の設立 発起人、定款、出資 5・6 株式会社の設立 機関、調査、設立無効 7・8 株式 株主の権利・義務、株式の種類、株券、株式の譲渡、株主名簿 9・10 株式 自己株式と株式の相互保有、株式の分割・併合・消却 11・12 募集株式の発行、社債、新株予約権 13・14 株主総会 15・16 取締役 17・18 取締役会、代表取締役 19・20 監査役、委員会設置会社 21・22 役員等の責任、株主代表訴訟 23・24 会社の計算、会社の組織再編 (概ね上記の順番に従って講義を進めていく予定であるが、採用するテキストや講義の進行状況等により、各項目の内容や順番に若干のずれが生じることがある)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>六法。 テキストについては、追って指示する。</p>		<p>期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	会社法 / 会社法 商法Ⅱ / 商法Ⅱ 商法Ⅱ	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【秋学期週 2 回開講】</p> <p>講義目的</p> <p>所謂ライブドア事件や村上ファンド事件の発生により、株式会社、株主、経営者、M&A、企業防衛、株主総会等々が連日報道された結果、商法・会社法が身近になった感があります。でもそれは、接近しにくい法律、理解しにくい法律といわれる商法、就中、会社法が「ぼんやり」見えただけのように思われます。</p> <p>本講義の目的は、「理解しにくい」といわれる会社法を、レベルを落とすことなく、平明に具体的な例をもって説明し、その十分な理解をしてもらうところにあります。</p> <p>平成 17 年 6 月の商法改正により、会社法が商法典より分離され独立の法典として制定され、同 18 年 5 月から施行されました。新会社法制定の最大のポイントは条文を口語体に変更する等、全体を理解しやすいようにする、というものでした。しかし、新会社法の内容は従来の旧会社法よりも複雑になったと考えられ、立法関係者自身が十分理解できていない部分も相当程度あるようです。本講義の目的である「分かりやすい会社法」は、こうした事情をも踏まえ考慮したものです。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 近代社会と会社の歴史 2 会社の経済的機能と法的性質 3 各種会社と株式会社 4 商法典と新会社法 5 会社の機関—その 1 6 同 —その 2 7 同 —その 3 8 取締役の責任 9 取締役会と委員会設置会社 10 公開会社、非公開会社 11 株主代表訴訟 12 会社分割 <p>以上が前半 9～10 月中旬の予定です</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	会社法 / 会社法 商法Ⅱ / 商法Ⅱ 商法Ⅱ	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【秋学期週 2 回開講】</p> <p>講義概要</p> <p>本講義は、秋学期の月 4 時限、水 1 時限、の週 2 回開講なので、一応の区切りとして、前半=9～10 月中旬までは、会社と会社法を鳥瞰し、その後、会社の機関についての講義を行う予定です。後半=10 月中旬～12 月は、前半に行った会社の機関に関する部分以外の、会社の設立から清算までを行う予定です。</p> <p>会社をめぐる法的関係の具体的像は、非日常的・非経験的で観念的であるため、その構造を想像することには困難を伴います。そこで、上記ライブドア事件等の記憶が新しいうちに、会社を舞台に何がどう争われ、如何なる事態が何故に犯罪として訴追されたのかを明らかにします。そして、これを出発点にしながら会社法へ入って行きたいと考えております。</p> <p>加えて、受講者の皆さんが将来社会人となってから経験したり影響を受ける可能性のある、会社分割、合併、営業譲渡、買収とその防衛策、総会屋対策、コンプライアンス等についても触れたいと思っております。</p> <p>ただ、時間的な関係で株式会社以外の会社組織については入ることができないかもしれません。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 13 発起人と会社の設立 14 設立中の会社 15 株式、株主、機関の関係 16 会社はだれのものか 17 最低資本金の撤廃 18 余剰配当金の規制緩和 19 株式の譲渡制限 20 新株予約権—旧新株の発行 21 会社分割と労働者問題 22 利益供与と総会屋対策 23 粉飾決済 24 株式会社以外の会社 <p>以上が予定ですが、講義の都合で若干変更する場合があります</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
追って講義のときに示す		期末テスト、小テスト、による	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	手形・小切手法 / **** 商法Ⅲ / 商法Ⅰ 商法Ⅲ	担当者	潘 阿憲
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出ないし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。</p> <p>本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で解明してくように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前のある程度予習しておくことが望ましい</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 手形・小切手の属性 2 約束手形・総論 3 約束手形・手形行為① 4 約束手形・手形行為② 5 約束手形・手形行為③ 6 約束手形・他人による手形行為① 7 約束手形・他人による手形行為② 8 約束手形・手形の変造・偽造① 9 約束手形・手形の変造・偽造② 10 約束手形・譲渡裏書① 11 約束手形・譲渡裏書② 12 約束手形・譲渡裏書③ 13 約束手形・特殊の裏書① 14 約束手形・特殊の裏書② 	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法律学特講(企業法) / **** 商法Ⅲ / 商法Ⅰ 商法Ⅲ	担当者	潘 阿憲
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>手形・小切手の法律関係は非常に複雑である。その原因としては、手形・小切手が転々流通するものであるため、多数の関係者が存在すること、また、手形・小切手自体の法律関係と、手形・小切手の振出ないし裏書の原因となる法律関係が重なっていることなどが考えられる。</p> <p>本講義では、このような手形・小切手をめぐる法律関係をなるべく平易・明快で解明してくように心がける。ただ、手形・小切手は非常に技術制の強い制度であることから、その法律関係を完全に理解するためには、かなりの努力が必要である。したがって、授業前のある程度予習しておくことが望ましい</p>		<ol style="list-style-type: none"> 15 約束手形・手形抗弁 16 約束手形・支払呈示 17 約束手形・支払 18 約束手形・遡求① 19 約束手形・遡求② 20 約束手形・手形保証 21 約束手形・公示催告・除権判決 22 約束手形・白地手形① 23 約束手形・白地手形② 24 為替手形・振出と裏書 25 為替手形・引受と支払 26 為替手形・手形保証 27 小切手・振出と流通① 28 小切手・振出と流通② 	
テキスト、参考文献		評価方法	
上柳克郎＝北沢正啓＝鴻常夫編 手形法・小切手法（新版） 有斐閣双書		筆記試験の成績による	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	商法総則・商行為 / 商法総則・商行為 商法 I / **** 商法 I	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 生活者（非商人）の契約相手は殆どの場合商人です。例えば、パンを買うときのように。この関係は商法が規律します。したがって、私達が日常経験する法的関係の殆どが商法の規律対象で、この意味において商法が最も身近な法律といえます。しかし、不思議なことに他の法律に比べ商法は難しいとの印象から、敬遠される傾向にあります。そこで、本講義の第一の目的は、分かり易い商法を目指すこと、第二の目的は、民法が適用される場合と商法が適用される場合との違いを明らかにすることです。</p> <p>講義概要 上記第一の目的は春学期の講義で行います。即ち、商法全体の原理・原則を定めている商法総則を、具体的な例に基づき明らかにする講義であります。 と同時に、商法総則と関連させながら、第二の目的を講義します。即ち、第二の目的の導入になるよう、我が商法典における商行為概念の解説とその内容の説明、及び商行為全体に関する通則的な部分についての講義であります。とはいえ、中心は商法総則の講義にあります。</p>		<p>① 商法総則の意義 ② 商法とは ③ 商法概念の検討 ④ 学説展望 ⑤ 商法典の制定 ⑥ フランス商法典、ドイツ商法典、日本商法典 ⑦ 新会社法制定の影響 ⑧ 商法の法源 ⑨ 商法の指導理念 ⑩ 商人とは ⑪ 商行為概念とその内容 ⑫ 非商人の生活と商法</p> <p>以上の予定ですが、講義の都合で若干変更する場合があります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：梅田武敏『商法総則・商行為法』【新版】 2006年12月・信山社</p>		<p>期末試験テスト、小テスト、による</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法律学特講（商行為） / **** 商法 I / **** 商法 I	担当者	梅田 武敏
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 商人と商人、商人と非商人（顧客・生活者）の取引は、そこに商行為が介在してきますので、商法の規律対象であります。そこで、『民法が適用される取引＝契約（殆ど行われませんが）』と『商法が適用される取引＝契約（しばしば行われます）』、両者は如何なる基準に基づき区別されているのか、民法が適用される場合と商法が適用される場合とでは何がどの様に異なるのか、民法と商法の相互関係はどう理解されるべきであるのか、等々の問題が疑問として生じます。 本講義の目的は、これらの問題点について具体的な事例を媒介に、平明に理解しやすいように明らかにすることにあります。</p> <p>講義概要 商人の行為に商法が適用されるのではなく、商行為を行ったから商法が適用されるのです。商人か否かではなく、商行為の存否に商法適用の決定が依存しているのです。本講義が、その目的である商行為概念の解明を中心とするのはこのためです。無論、私達生活者に深く関係する商行為各論である各種営業契約にも触れます。</p>		<p>① 商行為法の目的 ② 商行為の種類 ③ 商法典と民法典—その1 ④ 同 —その2 ⑤ 同 —その3 ⑥ 会社法典と商法典 ⑦ 商事債権の営利性とその担保 ⑧ 商人間売買の特殊性 ⑨ 交互計算 ⑩ 問屋営業 ⑪ 運送営業 ⑫ 場屋営業</p> <p>以上の予定ですが、講義の都合で若干変更する場合があります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：梅田武敏『商法総則・商行為法』【新版】 2006年12月・信山社</p>		<p>期末テスト、小テスト、による</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	保険法 / **** 商法Ⅳ / **** 商法Ⅳ	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 保険法全体についての総論的理解。 損害保険についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 保険法全体についての総論的解説を行い、その後、商法第三編「商行為」第十章「保険」第一節「損害保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。		1 保険の意義・種別 2 保険取引の特色 3 保険監督 4 保険契約に関わる基本概念 5 保険法の法源 6 保険法特有のルール 7 保険代位 8 損害保険契約の一般的内容 9 損害保険契約の特色 10 損害保険契約の成立 11 損害保険関係の変動 12 損害の填補	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	法律学特講（生命保険） / **** 商法Ⅳ / **** 商法Ⅳ	担当者	明田川 昌幸
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 生命保険についての法規制と裁判例の理解。 講義概要 商法第三編「商行為」第十章「保険」第二節「生命保険」について、裁判例をまじえながら解説を行う。		1 生命保険契約の意義・要素 2 生命保険契約の種類、募集 3 生命保険契約の成立過程 4 告知義務 5 保険料の支払 6 保険金受取人の指定 7 生命保険関係の変動 8 生命保険契約から生ずる権利の処分 9 保険金の支払 10 傷害保険 11 疾病保険 12 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
六法。 テキストについては、追って指示する。		期末試験の成績、小テスト、出席などから評価を行う。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際私法 a / 国際私法 a 国際私法 / 国際私法 国際私法	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的</p> <p>国際私法とは、涉外的な私法関係（外国的な要素を何らかの形で含んでいる民商法に関連する事実関係）に、適用すべき法を指定する規則のことです。</p> <p>例えば、「婚姻の身分的な効力」、「不法行為債権の成立」、「物権変動」など予め典型的に分類された法律関係（単位法律関係）ごとに、もっとも密接に関連する事項（連結点）を定めておき、この事項が存在する国の法が指定されます。</p> <p>本講義では、この国際私法の基本的な考え方について講義します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 序 国際私法概説 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際私法の方法 2. (2) 国際私法の法源 3. (3) 国際私法の関連領域 4. 第一編 財産編 <ol style="list-style-type: none"> 第一章 能力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然人 (2) 法人 第二章 債権法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約の実質的成立要件の準拠法 (2) 契約の形式的成立要件の準拠法 (3) 法定債権の成立 (4) 債権債務関係 10. 第三章 物権法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 物権の静態 <ol style="list-style-type: none"> (2) 物権の動態（その1；法律行為による物権変動） (3) 物権の動態（その2；法律行為によらない物権変動） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		定期試験の成績と、 <u>出席の状況</u> 、 <u>受講の様子</u> を総合的に判断します	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際私法 b / 国際私法 b 国際私法 / 国際私法 国際私法	担当者	山田 恒久
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要</p> <p>例えば、A国航空会社の飛行機が、B国内で墜落し乗客が死亡した場合には、「不法行為の成立」が単位法律関係とされますが、この連結点は「不法行為地」と定められていますから、B国民法が指定されることになります。このB国民法を、準拠法（準拠実質法）といいます。</p> <p>講義では、予め分類されている単位法律関係ごとに、その連結点と準拠法を確認してゆきます。加えて、その分類の妥当性、連結点の設定の仕方の妥当性（制定法の正当性）をも、検討してみたいと思います。主として、民法・商法にかかわる分野ですが、可能な限り、手続きについても扱う予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第二編 身分編 <ol style="list-style-type: none"> 第一章 婚姻 <ol style="list-style-type: none"> (1) 婚姻関係の成立（その1；実質的成立要件） (2) 婚姻関係の成立（その2；形式的成立要件） (3) 婚姻の効力（その1；身分的効力） (4) 婚姻の効力（その2；財産的効力） (5) 離婚 6. 第二章 親子 <ol style="list-style-type: none"> (1) 親子関係の成立（その1；実親子関係の成立） (2) 親子関係の成立（その2；養親子関係の成立） (3) 親子関係の効力 8. 第三章 相続 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相続の形態 (2) 相続の準拠法 (3) 遺言 11. 第三編 国際私法総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 反致 (2) 公序 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは指定しませんが、条文の解釈をしていくため、携帯用の六法は、必ず所持してください。		定期試験の成績と、 <u>出席の状況</u> 、 <u>受講の様子</u> を総合的に判断します	

03~07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99~02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	国際取引法 / 国際取引法	担当者	土屋 弘三
99~02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義の目的〕 世界経済の一層の緊密化・相互依存度の高まりを反映して、貿易取引、国際運送、国際金融取引、技術取引、海外投資等の国際取引は増大してきている。この講義では、</p> <p>① 取引の対象を企業による国際物品売買取引を主眼において、国際取引を規律する法と取引に関するリスクを学ぶ。</p> <p>② すべての国際取引は最終的には契約書となり、且つ準拠法が英米法となる可能性が高い実態を踏まえ、必要に応じて、国際取引契約の主要条項を英米法の観点からも検討する。</p> <p>〔講義の概要〕</p> <p>〔1〕 国際取引の現状と世界における日本に位置づけを理解する。</p> <p>〔2〕 国際取引法の法源とその適用について検討する。</p> <p>〔3〕 国際取引契約の取引の開始から契約締結までの主要な項目について検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際取引の形態の概要 2. 国際取引の現況と国際的枠組み (WTO, FTA) 3. 国際取引法の法源とその適用 4. 契約の当事者の様態 5. 契約の成立、契約の方式 6. 入札と予備的合意 7. 引き渡し条件と Incoterms 8. 為替制度と代金の決済 9. 国際取引のリスクと保険 10. 品質保証と瑕疵担保責任 11. 損害賠償責任とその限定 12. 国際的紛争解決手段 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは用いない。講義メモを配布する。</p> <p>参考文献：『国際商取引法』 高桑 昭著 (有斐閣)</p>		テストによる	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑法総論 I / 刑法総論 I 刑法 I / 刑法-1 刑法 I	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人は、犯罪を行うと刑罰を科せられます。刑法は、犯罪と刑罰の内容と相互関係を規定する法律です。本講義と「刑法総論Ⅱ」は、犯罪の成立要件を解明する「犯罪論」と、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」を対象とします。犯罪論の課題は、殺人罪や窃盗罪といった個別の犯罪に特徴的な要素を解明する「刑法各論」と異なり、「すべての犯罪に共通する最大公約数的な要素は何か、犯罪というからには最低限備えていなければならない要素は何か」を明らかにすることにあります。犯罪とは、①構成要件に該当し②違法で③有責な行為と定義されますが、本講義では①と、②の前半を扱います。</p> <p>刑罰は、法的制裁の中で一番厳しいものですから、刑罰を科す前提として犯罪が成立しているか否かという問題は、きわめて重要な意義をもっています。犯罪の成否に関する問題は、刑罰権の発動と直結していますから、場当たりの・感情的な議論をするのではダメで、論理的一貫性が強く求められるのです。本講義では、刑法の議論に必要な論理的思考能力を身につけることを目標とします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法および刑法学の意義・目的 2. 刑法の機能 3. 罪刑法定主義 4. 刑法の理論（犯罪論・刑罰論と学派の争い） 5. 犯罪概念と犯罪論体系 6. 行為論と行為の概念・態様 7. 構成要件の意義と機能 8. 構成要件の要素 9. 条件関係 10. 因果関係 11. 違法性の実質（1） 12. 違法性の実質（2） <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>曾根威彦『刑法総論 [第3版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介しします。</p>		<p>定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑法総論Ⅱ / 刑法総論Ⅱ 刑法 I / 刑法-1 刑法 I	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、「刑法総論Ⅰ」を受講した学生（単位の取得は必要ない）が履修することを前提に、犯罪の成立要件の②の後半と③を扱います。時間に余裕があれば、不作為犯、未遂犯といった犯罪論の残された問題も対象とします。</p> <p>刑罰は最も厳しい法的制裁ですから、犯罪が成立しさえすれば科してよいというのではなく、刑罰の意味・目的からはずれた処罰は慎まなければなりません。そこで、刑罰の目的や機能を解明する「刑罰論」での議論が犯罪論の議論に及ぼす影響についても言及する予定です。本講義においても、刑法の議論に求められる論理的思考能力の修得を目標とすること等、基本的なスタンスは、「刑法総論Ⅰ」と変わりません。</p> <p>「刑法総論Ⅰ」の講義を受けていないと、本講義の内容を理解することは到底できません。必ず「刑法総論Ⅰ」を受講してから、本講義に臨んでください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 正当防衛(1) 2. 正当防衛(2) 3. 緊急避難(1) 4. 緊急避難(2) 5. その他の正当化事由(1) 6. その他の正当化事由(2) 7. 責任の概念 8. 責任能力と原因において自由な行為 9. 違法性の意識 10. 故意論 11. 具体的事実の錯誤 12. 抽象的事実の錯誤 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>曾根威彦『刑法総論 [第3版]』弘文堂 参考書は、第1回の講義で紹介しします。</p>		<p>定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑法総論Ⅰ / 刑法総論Ⅰ 刑法Ⅰ / 刑法－1 刑法Ⅰ	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では刑法学の中の特に刑法総論の分野を扱います。刑法総論は、殺人、傷害といった個々の犯罪が共通してもっている性格を明らかにすることで、犯罪と犯罪でない行為を明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法はあるのか、刑罰は何のために存在するのかも、何が犯罪かを考えるには重要な問題となります。</p> <p>刑法総論Ⅰは、刑法の全体像をつかむことと、犯罪論のうちの構成要件論から違法性の部分までを学習します。犯罪論のアウトラインをつかむことを目的とします。犯罪論の学習は、刑法総論ⅠとⅡで完成しますので、学習効果を考えると両方を受講することが望ましい。</p> <p>刑法総論は、すべての犯罪に共通する成立要件を素材とするため抽象的な議論になりやすいが、講義では常に事例を想定しながら説明をすすめていくので、六法を持参して必ず出席してください。</p> <p>第1回目の講義で、学習方法や受講上の注意点を説明するので必ず出席すること。</p> <p>なお、授業進度は若干変更することもあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事システム全体図・刑法及び刑罰の目的 2. 罪刑法定主義 3. 犯罪の基本的概念 4. 構成要件該当性－実行行為の客観面 5. 構成要件該当性－実行行為の客観面 6. 構成要件該当性－実行行為の主観面 7. 構成要件該当性－実行行為の主観面 8. 因果関係 9. 違法性の概念 10. 正当防衛 11. 緊急避難 12. その他の違法阻却事由 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：大谷実『刑法総論 第3版』成文堂 参考文献：『刑法判例百選Ⅰ 第5版』有斐閣</p>		<p>基本的には定期試験で評価します。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑法総論Ⅱ / 刑法総論Ⅱ 刑法Ⅰ / 刑法－1 刑法Ⅰ	担当者	中空 壽雅
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では刑法学の中の特に刑法総論の分野を扱います。刑法総論は、殺人、傷害といった個々の犯罪が共通してもっている性格を明らかにすることで、犯罪と犯罪でない行為を明確に区別しようとするものです。また、一体なぜ刑法はあるのか、刑罰は何のために存在するのかも、何が犯罪かを考えるには重要な問題となります。</p> <p>刑法総論Ⅱでは、犯罪論のうち責任から未遂犯・共犯までを中心に学習します。犯罪論の学習は、刑法総論ⅠとⅡで完成しますので、学習効果を考えると両方を受講することが望ましい。</p> <p>刑法総論は、すべての犯罪に共通する成立要件を素材とするため抽象的な議論になりやすいが、講義では常に事例を想定しながら説明をすすめていくので、六法を持参して必ず出席してください。</p> <p>第1回目の講義で、学習方法や受講上の注意点を説明するので必ず出席すること。</p> <p>なお、授業進度は若干変更することもあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 責任論の意義・責任の本質 2. 責任能力の意義 3. 違法性の錯誤・期待可能性 4. 未遂犯の処罰根拠・実行の着手 5. 中止犯 6. 不能犯 7. 共犯と正犯 8. 共同正犯をめぐる諸問題 9. 教唆・幫助をめぐる諸問題 10. 共犯と身分 11. 共犯の関連問題 12. 罪数 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：大谷実『刑法総論 第3版』成文堂 参考文献：『刑法判例百選Ⅰ 第5版』有斐閣</p>		<p>基本的には定期試験で評価します。</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	刑法各論 / 刑法各論 刑法Ⅱ / 刑法－2 刑法Ⅱ	担当者	野村 稔
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法総論で得た知見を基礎として、個別的な犯罪類型の分析を行い、社会における犯罪現象に対する刑法の適用能力を身に付けることを目標とする。その際、単に法律的知識を記憶数するのではなく、縦糸に体系的思考を、横糸に分析的思考をそれぞれ置き、法律的思考ができること、さらに法治国家の市民として国家刑罰権の在り方につき法の適正手続きの精神を理解した上で常に自律的・批判的に考えることが重要である。</p> <p>本講義においては個人的法益に対する犯罪から国家的法益に対する犯罪、社会的法益に対する犯罪の順序でそれぞれ主要な犯罪につき解説する。</p> <p>なお、授業中の質問を歓迎する。また講義に出席することが重要である。</p>		<p>1 刑法各論序論・殺人罪・自殺関与罪・同意殺人罪</p> <p>2 遺棄罪</p> <p>3 名誉毀損罪</p> <p>4 窃盗罪</p> <p>5 強盗罪</p> <p>6 詐欺罪</p> <p>7 横領罪・背任罪</p> <p>8 公務執行妨害罪</p> <p>9 収賄罪</p> <p>10 文書偽造罪</p> <p>11 放火罪</p> <p>12 まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
各自『刑法各論』のテキストを用意すること。 なお、レヂュメを配布する。		定期試験の成績による。 試験はテキストその他の資料の持ち込み不可で行う。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	刑法各論 / 刑法各論 **** / ***** *****	担当者	野村 稔
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>刑法総論で得た知見を基礎として、個別的な犯罪類型の分析を行い、社会における犯罪現象に対する刑法の適用能力を身に付けることを目標とする。その際、単に法律的知識を記憶数するのではなく、縦糸に体系的思考を、横糸に分析的思考をそれぞれ置き、法律的思考ができること、さらに法治国家の市民として国家刑罰権の在り方につき法の適正手続きの精神を理解した上で常に自律的・批判的に考えることが重要である。</p> <p>本講義においては個人的法益に対する犯罪から国家的法益に対する犯罪、社会的法益に対する犯罪の順序でそれぞれ主要な犯罪につき解説する。</p> <p>なお、授業中の質問を歓迎する。また講義に出席することが重要である。</p>		<p>13 刑法各論序論・殺人罪・自殺関与罪・同意殺人罪</p> <p>14 遺棄罪</p> <p>15 名誉毀損罪</p> <p>16 窃盗罪</p> <p>17 強盗罪</p> <p>18 詐欺罪</p> <p>19 横領罪・背任罪</p> <p>20 公務執行妨害罪</p> <p>21 収賄罪</p> <p>22 文書偽造罪</p> <p>23 放火罪</p> <p>まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
各自『刑法各論』のテキストを用意すること。 なお、レヂュメを配布する。		定期試験の成績による。 試験はテキストその他の資料の持ち込み不可で行う。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑事政策 a / 刑事政策 a 刑事政策 / **** 刑事政策	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものである。犯罪者の処遇や被害者の保護政策などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきている。講義では、こうした動きを題材としつつ、刑事政策のあるべき理念と立案を論じることとする。</p> <p>犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになったが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要であろう。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに、普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっている。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨みたい。</p> <p>授業では、諸外国の新たな動きを VTR や資料などを用いて批判的に紹介しながら、あるべき刑事政策を論じたい。</p> <p>「刑事政策 a」では、①犯罪現象の捉え方、②犯罪原因論、③近時の犯罪対策立法、④死刑制度の現在と将来を中心に授業展開する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪と刑事政策の基礎（刑事政策の理念） 2. 犯罪現象の捉え方（犯罪統計の読み方） 3. 犯罪原因の研究①（素因論から環境論へ） 4. 犯罪原因の研究②（相互作用論から新たな研究） 5. 犯罪被害者の研究（被害者学の発展とその成果） 6. 犯罪被害者の保護と修復的司法の展開 7. 刑罰制度の意義と種類（刑罰はなぜ必要なのか） 8. 犯罪の司法的処理（警察・検察・裁判の流れ） 9. 死刑制度を考える①（死刑存廃と米国の実情） 10. 死刑制度を考える②（日本の問題と死刑代替刑） 11. 近年の犯罪対策諸立法の意義と課題 12. 新たな刑罰と新たな刑事制裁 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書はとくに指定しないが、参考書として、安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂、および『平成 18 年版犯罪白書』をあげておく。</p>		<p>主に学期末試験によるが、授業中の小レポートも補足的に考慮する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	刑事政策 b / 刑事政策 b 刑事政策 / **** 刑事政策	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、犯罪予防や犯罪対策さらには刑事制裁のシステムについて検討を進めるものである。犯罪者の処遇や被害者の保護政策などのように、近年、刑事立法や刑事司法をめぐる新たな重要課題が示されてきている。講義では、こうした動きを題材としつつ、刑事政策のあるべき理念と立案を論じることとする。</p> <p>犯罪に対する認識と問題意識は、私たちの身近なものになったが、それだけに安易な判断ではなく、幅広い情報を駆使してより深い洞察が必要であろう。法律学としての刑事政策学は、めまぐるしく動く現実を目を向けるとともに普遍的な政策理念との調和をどう講じるかにかかっている。「刑事政策なき刑法学は盲目であり、刑法学なき刑事政策は危険である」との言葉をかみしめて講義に臨みたい。</p> <p>授業では、諸外国の新たな動きを VTR や資料などを用いて批判的に紹介しながら、あるべき刑事政策を論じたい。</p> <p>「刑事政策 b」では、①刑罰制度としての自由刑、財産刑、②保護観察・更生保護、③各種犯罪対策を中心に授業を進める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 財産刑の現状と課題（日数罰金、労役場留置） 2. 自由刑の現状と課題(欧米の行刑との比較) 3. 施設内処遇の諸問題①（新たな受刑者処遇法） 4. 施設内処遇の諸問題②（刑務作業、民営化） 5. 施設内処遇の諸問題③（高齢一、外国人受刑者） 6. 社会内処遇の諸問題（仮釈放、保護観察） 7. 保護処分と保安処分 8. 凶悪犯罪・組織犯罪の現状と対策 9. 薬物犯罪・外国人犯罪の現状と対策 10. 触法精神障害の現状と対策 11. 少年犯罪の現状と対策 12. 現代刑事政策論の総括（予防と処遇の再評価） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書はとくに指定しないが、参考書として、安部哲夫ほか編『ビギナーズ刑事政策』成文堂、および『平成 18 年版犯罪白書』をあげておく。</p>		<p>主に学期末試験によるが、授業中の小レポートも補足的に考慮する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	労働法 a / ***** 労働法 / ***** 労働法		担当者 石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人が社会生活を送るなかで、「労働者」としての生活関係をめぐって、どのような法的問題が提起されるのか、またトラブルや紛争の解決のあり方を示したい。なお講義課目名として「労働法」となっているが、実際は労基法などに関する「労働法保護法」「個別的労使関係法」を中心に進める。なぜならば、最近の労働法に関連する立法動向や裁判例の多くは、これに関するものであり、それらを反映して議論も主に保護法についてのものが多いからである。</p> <p>春学期は、労働＝雇用関係、すなわち労働契約の成立・展開・終了について、労基法を始めとする関連立法がいかなる規制を行なっているか、また人が「労働者」として働くにあたって、その労働条件や待遇内容はどのような法的仕組みのなかで決定されるのかその基本的枠組みを示したいと思う。</p> <p>講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 「労働法」とは何か？ 2 雇用関係成立と法による規制＝「契約の自由」とその制限 3 労働の場における男女平等と母性保護 4 職場におけるハラスメント（いじめ・いやがらせ） 5 労働関係の成立－募集・採用内定と試用期間 6 就業規則－使用者による労働条件・職場規律＝ルールの設定・変更－ 7 労働条件の集団的規制と労使自治－労働条件等をめぐる集団的取引＝団体交渉と労働協約 8 同（続き） 9 労働「契約」関係における権利と義務 10 人事異動－配置転換と出向 11 雇用＝労働契約関係の終了（1）解雇 12 雇用＝労働契約関係の終了（2）辞職・定年退職 	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重他〔編〕『労働法解体新書〔第2版〕』（法律文化社）（2004） ジュリスト別冊『労働判例百選〔第7版〕』		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートも重視する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	労働法 b / ***** 労働法 / ***** 労働法		担当者 石井 保雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の内容として、秋学期は、人が「労働者」として使用者の指揮命令のもとに働くとき、その労働条件や待遇の内容と、その法的規制について取り上げる。</p> <p>具体的には、まず、労働条件の典型である、賃金について、現行法上の規制内容についてふれる。次広い意味での労働時間について、労基法はどのような規制を行ない、とくに短縮と産業構造や働き方の変化に対応しようとしているのかについて検討する。さらに働くなかで「仕事」に関連して負傷したり、病気になることもありえる。そこで職場の安全衛生体制について触れ、さらには不幸にして労働災害が発生したときの事後的救済のありかた、通勤途上の災害、さらには最近関心を呼んでいる過労死・自殺問題なども考察したいと考えている。そして最後に、秋学期のみならず、春学期も含め、労働法講義の締めくくりとして、紛争解決システム、とくに2006年4月から施行される「労働審判制度」について言及したいと考えている。</p> <p>講義に際しては、レジュメや資料を配布するので、詳細は、それらを参照。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 労働条件・待遇の決定に関する法的仕組みとその相互関係 2 賃金－最低賃金・支払い方法・賞与・退職金 3 昇格・昇進・降格・降職と人事考課 4 労働時間（1）労基法改正・1週40時間1日8時間労働制・弾力化 5 労働時間（2）変形労働時間制 6 労働時間（3）時間外・休日労働、休憩時間として休日 7 労働時間（4）年次有給休暇 8 職場の安全衛生－労働災害発生の防止 9 労働災害補償制度－労災の事後的処理 10 労働災害における業務上外認定と通勤途上災害 11 過労死と過労自殺 12 労使紛争の解決システム－労働審判制度を中心に－ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
角田邦重他〔編〕『労働法解体新書〔第2版〕』（法律文化社）（2004） ジュリスト別冊『労働判例百選〔第7版〕』		定期試験の「結果」如何が基本である。ただしレポートも重視する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	社会保障法 a / **** 社会保障法 / **** 社会保障法	担当者	新田 秀樹
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>医療保険、年金保険、介護保険、労働保険、社会福祉、生活保護などをその内容とする社会保障は、個々の国民の生活に広くかつ深く関わっているだけでなく、我が国の経済社会全体の在り方にも大きな影響を及ぼしている。また、その改革の動向も毎日のようにニュースとなっている。</p> <p>本講義においては、主として法的観点から社会保障を構成する各制度の概要を述べることにより、巨大で複雑な社会保障制度の全体的イメージを学生諸君に把握してもらうことを目的としている。</p>		<p>(総論)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障の概念・範囲 2 社会保障の保障方法 3 社会保障の目的・機能・水準 4 社会保障の組織・財政 5 社会保障の歴史 6 社会保障法の意義・根拠・体系 7 社会保障法と憲法 8 社会保障法の法律関係① 9 社会保障法の法律関係② <p>(各論)</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 年金保険① 11 年金保険② 12 年金保険③ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
(テキスト) 本沢巳代子・新田秀樹編著『トピック社会保障法【第2版】』(不磨書房、2007年)。この他、適宜プリントを配布する。		期末試験による。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	社会保障法 b / **** 社会保障法 / **** 社会保障法	担当者	新田 秀樹
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>医療保険、年金保険、介護保険、労働保険、社会福祉、生活保護などをその内容とする社会保障は、個々の国民の生活に広くかつ深く関わっているだけでなく、我が国の経済社会全体の在り方にも大きな影響を及ぼしている。また、その改革の動向も毎日のようにニュースとなっている。</p> <p>本講義においては、主として法的観点から社会保障を構成する各制度の概要を述べることにより、巨大で複雑な社会保障制度の全体的イメージを学生諸君に把握してもらうことを目的としている。</p>		<p>(各論)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険① 2 医療保険② 3 医療保険③ 4 公的扶助と社会福祉① 5 公的扶助と社会福祉② 6 介護保険① 7 介護保険② 8 介護保険③ 9 労働保険① 10 労働保険② 11 労働保険③ 12 社会保障の課題と展望 	
テキスト、参考文献		評価方法	
(テキスト) 本沢巳代子・新田秀樹編著『トピック社会保障法【第2版】』(不磨書房、2007年)。この他、適宜プリントを配布する。		期末試験による。	

03～06 律／国	環境法 a / ****	担当者	一之瀬 高博
99～02 律／国	環境法 / ****		
98 以前 律	環境法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たし得る課を考察する。</p> <p>〔講義概要〕 公害・環境問題の性質・歴史およびそれに対する環境法の発展を概観した上で、主として、環境紛争の法的解決の手法を素材に、環境法の救済法としての側面を検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 公害・環境問題の性質と法律学の関わり 2 公害・環境法制度の発展過程① 3 公害・環境法制度の発展過程② 4 公害民事賠償の理論と裁判例① 5 公害民事賠償の理論と裁判例② 6 環境問題と国家賠償 7 民事差止めの理論と裁判例① 8 民事差止めの理論と裁判例② 9 環境行政訴訟をめぐる諸問題① 10 環境行政訴訟をめぐる諸問題② 11 被害者救済及び紛争処理制度 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣 2006年 『環境法判例百選』有斐閣 2004年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～06 律／国	環境法 b / ****	担当者	一之瀬 高博
99～02 律／国	環境法 / ****		
98 以前 律	環境法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目標〕 環境に関わる紛争や立法・政策を素材に、発展途上にある環境法の現段階を明らかにしてゆくとともに、法律学が環境保全にどのような機能を果たしうるかを考察する。</p> <p>〔講義概要〕 環境法の原則、手法、考え方などその基礎的な構造を検討するとともに、最近増加している個別的な環境保全の法制度の内容と機能を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本法・環境基本計画 2 環境保全の法的手法 3 環境権、自然の権利 4 環境影響評価 5 公害・環境規制法① 6 公害・環境規制法② 7 廃棄物・リサイクル法制① 8 廃棄物・リサイクル法制② 9 自然環境保全① 10 自然環境保全② 11 国際環境法の国内実施 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 阿部・淡路編『環境法』第3版補訂版有斐閣 2004年 『改訂ベーシック環境六法』第一法規 2006年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	経済法 / *****	担当者	山部 俊文
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>①はじめに経済法の内容等の経済法総論を説明した後、独占禁止法の解釈論・立法論について講義します。</p> <p>②この講義の目的は、市場経済を規律する基本的法制度である独占禁止法の発想・考え方、および解釈論・立法論の現状を理解し、修得することにあります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 経済法総論 2 独禁法の目的・基本概念 3 独禁法の手続 4 不当な取引制限の規制（1） 5 不当な取引制限の規制（2） 6 事業者団体の規制 7 私的独占の規制 8 企業結合規制 9 不公正な取引方法の規制（1） 10 不公正な取引方法の規制（2） 11 不公正な取引方法の規制（3） 12 国際取引の規制・適用除外 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストに準ずる参考書として、金井貴嗣ほか編『独占禁止法』（第2版）（弘文堂）を掲げておきますが、経済法あるいは独禁法の本であれば、基本的にどれでもかまいません（例えば、根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説』（第3版）（有斐閣）など）。その他に、『独占禁止法審決判例百選（第6版）』（有斐閣）も適宜用います。</p>		<p>学年末の試験によります。</p>	

03～07 律/国	消費者法 / ****		
99～02 律/国	消費者法 / ****	担当者	岩重 佳治
98 以前 律	消費者法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第三者に主張・展開し、第三者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 知識の多寡にかかわらず、受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期は、消費者法の基礎的な知識の習得にも重点を置き、秋学期への足がかりにしたい。 5 受講には基礎的な法的知識があればよい。消費者問題に関心があればなおさら良いが、関心を持てるかどうか見てみようという人も大いに歓迎する。 6 <u>通年での受講が望ましい。</u>		1 ガイダンス 2 消費者被害救済の法理（1） 3 消費者被害救済の法理（2） 4 消費者契約法（1） 5 消費者契約法（2） 6 訪問販売をめぐるトラブル 7 クレジット契約をめぐるトラブル 8 英会話教室をめぐるトラブル 9 証明郵便の利用の仕方 10 電子商取引をめぐるトラブル 11 予備 12 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		出席率や、日常講義における提出物、筆記試験またはレポートにより総合的に評価する。	

03～07 律/国	法律学特講（消費者法） / ****		
99～02 律/国	消費者法 / ****	担当者	岩重 佳治
98 以前 律	消費者法		
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 1 消費者被害と救済の実態を知る 2 消費者事件の解決に特有の視点、法理を身につける 3 消費者被害の法的解決方法を自分で考え、その法的見解を第三者に主張・展開し、第三者の法的見解を正當に評価する力を身につける 4 生の事実を素材に、生きた法的思考を身につける 5 消費者法の学習を通じて、自分の長所を発見する 講義概要 1 毎回レジュメを用いて講義する。 2 事例の検討を中心とし、法的見解を述べ合う実践的内容の講義にしたい。 3 受講者には積極的な発言を求めたい。受動的に講義を聞くという姿勢は、本講義に適さない。 4 春学期で身につけた基礎的な知識を土台に、より実践的内容の講義にしたい。答弁書の作成等も行う予定である。 5 深刻化する多重債務問題についての講義も行う。 6 <u>春学期の講義で身につけた知識が前提になるので、通年での受講が望ましい。</u>		1 リース契約をめぐるトラブル 2 集団的消費者被害事件（預託商法被害） 3 訴状を受け取ったときの対処法（総論） 4 訴状を受け取ったときの対処法（答弁書作成） 5 振り込め詐欺の被害 6 保証人被害 7 クレジット・サラ金被害に関する基礎知識 8 借金整理法（1） 9 借金整理法（2） 10 ヤミ金融等の被害の実態と救済方法 11 予備 12 まとめ	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストは特に使用しない。 参考文献は、随時紹介する。		出席率や、日常講義における提出物、筆記試験またはレポートにより総合的に評価する。	

03～07 律/国	知的財産権法 a / ****		
99～02 律/国	知的財産権法 / ****	担当者	長塚 真琴
98 以前 律	知的財産権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法の主要分野は著作権法と工業所有権法である。この講義では、工業所有権法のうち商標法、意匠法、不正競争防止法を扱う。これらは、特定の者が用いているマーク、ブランド、デザインなどを、他人による模倣から守るための法律である。</p> <p>標準的な体系書とそれを要約したもの（レジюме）を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジюме集に収録する。レジюме集は、講義開始後数週間以内に販売する。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：知的財産権法 b の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 知的財産権法の概要 3 不正競争防止法 1 様々な不正競争行為の規制 4 不正競争防止法 2 5 不正競争防止法 3 6 商標法 1 登録を受けたマークの保護 7 商標法 2 8 商標法 3 9 商標法 4 10 意匠法 1 登録を受けた工業デザインの保護 11 意匠法 2 12 意匠法 3 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『知的財産権法 a レジюме集』 教科書：土肥一史『知的財産法入門〔第 10 版〕』（中央経済社、2007 年） 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣、2005 年）</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに 1 度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	知的財産権法 b / ****		
99～02 律/国	知的財産権法 / ****	担当者	長塚 真琴
98 以前 律	知的財産権法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法の主要分野は、著作権法と工業所有権法である。この講義ではそのうち、工業所有権法の中心をなす特許法を主に扱う。これは、特定の者が他人の模倣を排除して、特定の技術を独占的に実施することを認める法律である。</p> <p>標準的な体系書とそれを要約したもの（レジюме）を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>講義には、小型でよいので六法を持って出席すること。小型六法に掲載されていない条文は、レジюме集に収録する。レジюме集は、講義開始後数週間以内に販売する。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：知的財産権法 a の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 特許法 1 審査・登録を受けた技術の保護 3 特許法 2 4 特許法 3 5 特許法 4 6 特許法 5 7 特許法 6 8 特許法 7 9 特許法 8 10 特許法 9 11 特許法 10 12 実用新案法—無審査で登録された技術の保護 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『知的財産権法 b レジюме集』 教科書：土肥一史『知的財産法入門〔第 10 版〕』（中央経済社、2007 年） 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣、2005 年）</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに 1 度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	民事訴訟法 a / *****		
99～02 律/国	民事訴訟法 / *****	担当者	小川 健
98 以前 律	民事訴訟法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「民事訴訟」は「私人間の法的な関係」（債権や他の権利等）の最終的な「実現手段」として用意されている制度である。</p> <p>「民事訴訟法」という法律（「法典」）に規定されているのは、狭義の（より限定された意味における）「民事訴訟」であり、広義の「民事訴訟」のうちの「国が私人間の法的関係を確認し確定する手続」の部分の意味している。ここでは裁判所の「判決」という種類の「判断」によって法的関係の確定がなされるため、「判決手続」とも呼ばれる。この判決手続が本講義の対象である。</p> <p>本講義では、判決手続において確定されるべき対象である「法的関係」あるいは「法」とはどのようなものであるのか。国による法確定の手続の基本的な枠組みはどのようなものであるのか、またあるべきであるのか。国による法の実現のしくみは全体としてどのようなものなのか。現在あるしくみにはどのような問題があるのか。といった点を中心にみんなで考えてみたい。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>春学期は、「判決手続の基本的な構成要素」についての理解を目標として講義を行う。</p> <p>講義項目： 《民事手続の意義》 1 「法」とは何か（国家法と法の実現） 《手続の開始》 2 「訴え」訴えの種類、訴状 《手続の目的》 3 「判決1」請求と判決事項、判決書 4 「判決2」処分権主義 5 「裁判」裁判の種類 6 「判決」と「審理手続」 7 「判決の確定」不服申立制度 8 「判決の効力1」終局判決 9 「判決の効力2」執行力、既判力、形成力 10 「既判力の作用1」物的限界 11 「既判力の作用2」人的限界 12 「既判力の作用3」限界の拡張</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>現在適当なテキストはないが、参考文献として以下のものを挙げておく：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂）；中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「新民事訴訟法講義」2版（有斐閣大学双書）¥4,725（税込）</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中にレポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいかと思う。</p>	

03～07 律/国	民事訴訟法 b / *****		
99～02 律/国	民事訴訟法 / *****	担当者	小川 健
98 以前 律	民事訴訟法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に基本的な構成要素を概観した判決手続の分野について、そのような「手続を現実にかかわるために考慮しなければならない実務上重要な事項」を概観する。</p> <p>講義形式の授業であるが、受講者の講義への積極的な参加を期待する。レポートや報告による得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>		<p>講義項目： 《手続の変則的な終了》 1 「判決によらない訴訟の終了1」 請求の放棄認諾、和解 2 「判決によらない訴訟の終了2」訴えの取下 《手続目的の維持》 3 「訴訟要件1」裁判権、管轄 4 「訴訟要件2」当事者、代理人 5 「訴訟要件3」請求に関連する要件 6 「訴え提起」の効果 《手続の運営》 7 「審理」判断資料の蒐集 《手続の運営機関》 8 「管轄」 9 「裁判機関」構成、公正な機関の確保 《手続の人的変動》 10 「訴訟関係の変動」参加、承継 《特別な手続》 11 「特殊な手続」 12 「外国判決、仲裁判断」</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>春学期と同じ。</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中にレポートを課して救済の道を確保しておいたほうがよいかと思う。</p>	

03～07 律／国	民事執行・保全法 / ****		
99～02 律／国	**** / ****	担当者	小川 健
98 以前 律	****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>民事執行は法律関係の最終的な実現手段として用意されている制度である。</p> <p>判決手続等で権利その他の法律関係が確定されたというだけでは、義務を負うものが自らこれを履行しないかぎり、判決（書）はただの紙切れでしかない。</p> <p>執行手続は、このように債務者による任意の履行が行われない場合に備えて、国家が実力をもってこの観念的な存在に過ぎない「権利」を現実の世界で実現するための手続を定めたものである。</p> <p>もっとも、権利を実現しようとした時に目的物や相手方の財産がなくなってその実現そのものが不可能となってしまえば、いかに権利の強制的な実現手段を用意しようとも役には立たない。したがって、その実現の事前確保の方法が考えられなければならない。また、実際に執行が必要な場合には相手方が支払能力を失っていることも多いことから、債務者に関わる債権債務関係全体の執行を一括して行おうとする倒産法制との関係も考えておく必要がある。</p> <p>さらに日本の裁判所だけではなく、外国の裁判所その他の「法律関係の確定機構」により「確定」された内容を我が国の裁判所としてどのように評価するのかという問題も関連してくる。</p>		<p>本講義では、左に述べたような民事執行手続の基本的な構造と、それに関連する制度との関係を中心に講義形式で概観する。</p> <p>講義項目：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法とは何か（国家法と法の実現） 2 民事執行手続の概要、法典の構造 3 手続の開始-債務名義（債務名義の種類） 4 民事執行の手続原則、執行文 5 各種の不服申立方法 6 金銭債権に基づく執行（執行対象による相違と差押） 7 強制管理、船舶執行、動産執行 8 配当要求、換価、売却、関連する権利関係 9 引渡命令、配当と配当異議 10 債権執行（差押禁止債権、供託、取立訴訟、転付命令、譲渡命令） 11 その他の財産権に対する執行、非金銭執行（明渡、引渡、代替執行、間接強制）、担保権の実行 12 保全手続 <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。 試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>参考書：小川「民事執行法 法と法実現」基本民事法（2005 成文堂） 深沢利一・民事執行の実務（上、中、下）最新版（2005）</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポートを課して救済の道を確認しておいたほうがよいと思う。</p>	

03～07 律／国	**** / ****		
99～02 律／国	**** / ****	担当者	****
98 以前 律	****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	倒産法 / ****		
99～02 律/国	**** / ****	担当者	小川 健
98 以前 律	****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>個人や会社が「倒産する」というと、これらの当事者は社会から抹殺されてしまうかのように思われがちである。確かに、無計画な借入れや支出を繰り返したり、無計画な投資を行った結果として倒産に至る者は多い。しかし、そのような無計画な借入れや投資につき資金を提供した側にも責任の一端が認められる場合も少なくない。他方、倒産の結果一般社会の外にはじき出される者が増えれば、社会を不安定にする。また、倒産者と取引していた人々にとっても、倒産により取引相手が社会から抹殺されてしまうならば、取引機会が減少することになる。</p> <p>このようなことから、現代の倒産処理は、債権者の債権の本来的な満足がある程度は犠牲にしても、倒産者の社会活動の継続あるいは再開をなるべく可能にするようなやり方で行われる。たとえば、倒産者の債務等を清算するにあたって、倒産者に財産を幾分かは残し、これについては残りの債務の負担から解放するという方法を探るし、企業の倒産にあたっては、収益をあげている部門等はこれを売却することによって、売却先において社会的な活動を続けることを可能にしつつ債権者に対する弁済財源を増加させるということも行われる。</p> <p>倒産手続は、決して「倒産者の残務整理」などではなく、経済活動が円滑に働くなくなった「倒産」という病理状態を円滑な状態に戻す作用を行っているわけである。</p> <p>本講義では、倒産手続の全体像把握を試みるとともに、最近大きな改正が行われたこの制度の今後の行方も考えたい。</p>		<p>《倒産法概論》講義形式の授業とする 講義項目： 1 倒産手続とは（倒産手続の目的、倒産手続に用いられる手法、個別執行との関係） 2 倒産手続の種類、現在の倒産処理の状況、国際倒産の問題点 3 倒産手続の開始原因、倒産手続の流れ、手続原則《破産手続》 4 手続開始決定、公告、債権調査、不服申立 5 手続開始の効果、他の手続との調整 6 共有関係、双務契約、継続的契約等 7 取戻権、別除権 8 相殺権、否認 9 手続に係る機関（裁判所、管財人、保全管理人、債権者集会、債権者委員会） 10 保全、債権届出、倒産債権・財団債権・共益債権、届出の効果、債権調査、債権者表の作成と認否 11 配当、廃止、免責、特則（住宅資金貸付債権、外国倒産処理、簡易再生、小規模個人再生、給与所得者再生）《破産以外の倒産手続》 12 会社更生、民事再生、商法上の手続</p> <p>なお、受講者の講義への積極的な参加を期待する。試験やレポートによる得点の他に、有意義な質問をしてくれた受講者には、一つの質問あたり、最大5点の加算をする。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストを強いて挙げれば、谷口安平ほか編「新現代倒産法入門」（2002 法律文化社現代法双書）¥3,000。倒産関係法登載の携帯六法には、有斐閣ポケット六法と、三省堂デイレール六法がある。但、いずれも会社更生法は抄録。</p>		<p>希望する学生については学期末筆記試験だけのいわゆる「一発勝負」としてもよいが、一般的には、学期中に一・二回レポートを課して救済の道を確認しておいたほうがよいかと思う。</p>	

03～07 律/国	**** / ****		
99～02 律/国	**** / ****	担当者	****
98 以前 律	****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	刑事訴訟法 a / ****		
99～02 律/国	刑事訴訟法 / ****	担当者	滝沢 誠
98 以前 律	刑事訴訟法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>わが国の法制度においては、実定法である刑法により、犯罪を行った者に刑罰が科せられることが予定されている。しかし、その者に刑罰を科すには、被告人に弁護人の助力を受けながら検察官の立証活動を批判的、挑戦的に吟味できる機会が憲法上保障されている刑事訴訟において、検察官が被告人の犯罪行為を証拠により合理的な疑いを超える程度に立証し、被告人に有罪判決が言い渡されなければならない。この刑事訴訟は、職務質問や所持品検査といった犯罪予防活動、犯罪発生後から被疑者及び証拠を収集し事案の真相を解明するために開始される捜査手続、検察官の公訴提起により検察官が起訴状に記載した公訴事実が果たして証拠によって証明されているかを判断する公判手続、前審の判断に誤りがないかを審査する上訴手続・非常救済手続といった一連の手続からなり、この一連の刑事手続を規律する法律が刑事訴訟法であり、被疑者・被告人の権利保障、実体的真実の発見、日の自由で民主主義的な社会における自由と正義を保障する観点から、一定の原理・原則にしたがって、種々の対立する利害の調整を図ろうとする学問が刑事訴訟法学である。</p> <p>そこで、本講義では、上記の一連の刑事手続の流れに従って、それぞれの手続に流れる原理・原則、種々の対立する利害の調整の必要性、個々の法制度の趣旨をふまえたうえで、判例に現れた具体的な事案をとりあげつつ、また、諸外国における法制度と比較しながら、わが国の刑事訴訟における諸問題、とりわけ、捜査手続における諸問題を検討することとする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事訴訟制度の目的、わが国の刑事手続の概要 2. 刑事手続の参加者（裁判所、検察、被疑者・被告人、弁護人、被害者等） 3. 犯罪予防活動（職務質問、所持品検査、自動車検問、自動車内の捜検） 4. 捜査手続の概要、捜査の端緒、任意捜査の原則 5. 任意捜査と強制捜査、おとり捜査、写真撮影 6. 逮捕・勾留、通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕、準現行犯逮捕 7. 別件逮捕・勾留、余罪取調べ、被疑者取調べ 8. 弁護権、被疑者国選弁護制度、接見制限 9. 捜索・押収、捜索・差押許可状による身体・所持品の検査 10. 令状によらない捜索・押収 11. 強制採血、強制採尿、通信傍受 12. 捜査の終結、違法な捜査の救済策 (履修者の理解により授業進度は変更することもありうる) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
椎橋隆幸編『プライマリー刑事訴訟法』（不磨書房、2005） 井上正仁編「別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選」第8版（有斐閣、2005）		論述式試験のみ	

03～07 律/国	刑事訴訟法 b / ****		
99～02 律/国	刑事訴訟法 / ****	担当者	滝沢 誠
98 以前 律	刑事訴訟法		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、春学期の刑事訴訟法 a を履修していることを前提としたうえで、春学期の講義に引き続き、判例に現れた具体的な事案をとりあげつつ、また、諸外国における法制度と比較しながら、わが国の刑事訴訟における諸問題、とりわけ、公判手続における諸問題を検討することとする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国家訴追主義・検察官起訴独占主義、検察官の訴追裁量の規制 2. 公判手続の基本原則・構造、公判手続の概要 3. 予断排除の原則、訴因制度 4. 審判対象、訴因制度、訴因変更 5. 証拠調手続、証拠開示、公判前整理手続 6. 証人尋問、証人保護 7. 証拠法総則、証拠裁判主義、自由心証主義 8. 自白法則、補強法則 9. 伝聞法則 10. 違法収集証拠の排除法則 11. 公判の裁判、裁判の種類、一事不再理、二重の危険 12. 特別手続、上訴制度、再審制度 (履修者の理解により授業進度は変更することもありうる) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ		春学期と同じ	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際法Ⅰ / 国際法Ⅰ 国際法Ⅰ / 国際法Ⅰ 国際法Ⅰ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 国際法の基礎理論の習得を目的とする。		1 インTRODクシヨン 2 国際法の意義 3 国際法と国内法 4 国際法の法源 5 条約法 6 国際法の主体 7 国家管轄権 8 外交関係・領事関係 9 主権免除 10 国家承認・政府承認 11 国家承継・政府承継 12 まとめ	
講義概要 テキストの § I から § V までが講義の範囲となる。すなわち、本講義では、国際法の法源、国際法の主体、国際法と国内法の関係、国家管轄権、外交関係等を扱う。			
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みぢかな国際法入門』（不磨書房） 大沼保昭編集代表『国際条約集 2007』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	国際法Ⅱ / 国際法Ⅱ 国際法Ⅰ / 国際法Ⅰ 国際法Ⅰ	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
講義目的 国際法の基礎理論の習得を目的とする。		1 インTRODクシヨン 2 国家領域 3 領域権原の取得 4 国際運河と国際河川 5 内水・領海 6 国際海峡 7 公海 8 排他的経済水域 9 大陸棚 10 深海底 11 宇宙空間と天体 12 南極大陸 13 まとめ	
講義概要 テキストの § VI から § VIII までが講義の範囲となる。すなわち、本講義では、領域（国家領域、海洋法、宇宙法、南極を含む）を扱う。			
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みぢかな国際法入門』（不磨書房） 大沼保昭編集代表『国際条約集 2007』（有斐閣）		主として出席と学期末に実施する試験とにより評価する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	国際法Ⅲ / 国際法Ⅲ 国際法Ⅱ / 国際法Ⅱ 国際法Ⅱ	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際法は、国際社会共通のルールであり、国家間の利害を調整し、国際社会の安定と発展を図り、また、市民生活や個人を保護している。この国際法Ⅲは、国家が国際法に違反した場合におけるルール、国家間の紛争を平和的に解決するルール、および、武力行使の適法・違法に関するルールを勉学の対象とする。</p> <p>学生は、基本的なルールを習得するとともに、国際社会で生じる問題や紛争を、関係の国際法に基づき適切に分析・判断する力を構築していく。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<p><u>§ X I 国家責任とは</u></p> <p>①② 国際違法行為、国家責任、責任の解除、実例</p> <p><u>§ X II 紛争を平和的に解決するには</u></p> <p>③ 紛争の平和的解決義務、紛争解決の各方法</p> <p>④ 国連安保理事会による解決、国連他機関による解決</p> <p>⑤ 仲裁裁判所・国際司法裁判所による解決</p> <p>⑥ 国際裁判の判例（島の領有権争いなど）</p> <p><u>§ X III 武力行使が許されるのは</u></p> <p>⑦ 武力行使を制限する国際法、現代の違法な武力行使</p> <p>⑧ 国連の集団安全保障措置としての武力行使</p> <p>⑨ 国連平和維持活動に伴う武力行使</p> <p>⑩ 自衛権行使としての武力行使</p> <p>⑪ 自国民の保護・人道的介入に伴う武力行使</p> <p>⑫ 国際人道法（武力紛争法）が適法とする戦闘行為</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
松田幹夫編『みぢかな国際法入門』（不磨書房、2004年） 『国際条約集』（有斐閣）		全講義範囲から出題する試験で成績を評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、また、好成績も獲得する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	国際人道法 / 国際人道法 国際法Ⅱ / 国際法Ⅱ 国際法Ⅱ	担当者	安保 公人
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21世紀の現代においても、国際社会では戦争・武力衝突がほとんど絶え間なく生起している。こうした状態を法的に規律することなく放置すれば、人道に反する暴力や不必要な破壊を際限なく拡大させ、極めて悲惨な結果を人々の上にもたらす。このため、武力紛争において人々の保護を図り、また、戦闘の方法手段等を規制する国際法（国際人道法、武力紛争法、戦争法と呼ばれる）が不可欠と認識され、国際社会は、これを発展させてきた。</p> <p>本講義は、国際人道法の理念や原則を確認するとともに、授業計画に示す基本的ルールについて理解を深めていく。国際人道法は、きわめて重要な国際法であるにもかかわらず、わが国の大学教育ではなかなか取り上げられない経緯があった。本講義は貴重な勉学の機会となろう。</p>		<p>① 国際人道法の意義</p> <p>② 歴史、適用の基礎、ジュネーヴ法とハーグ法</p> <p>③ 傷者・病者・難船者等の保護</p> <p>④ 捕虜の取扱い</p> <p>⑤ 文民の保護、女性・児童の保護</p> <p>⑥ 背信行為による殺傷禁止、戦闘員と非戦闘員の区別</p> <p>⑦ 軍事目標と民用物の区別、比例性規則</p> <p>⑧ 攻撃禁止対象、予防措置、内戦の国際人道法</p> <p>⑨ 化学兵器・生物兵器の使用禁止、核兵器の問題</p> <p>⑩ 特定通常兵器・対人地雷の使用禁止</p> <p>⑪ 海戦法の概要</p> <p>⑫ 中立法の意義と現状</p> <p>戦争犯罪と処罰、国際刑事裁判所</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		全講義範囲から出題する試験で成績を評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、また、好成績も獲得する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	国際政治学 a / 国際政治学 a 国際政治学 / 国際政治学 国際政治学	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治（世界政治）の現在は著しく日常化し、我々の生存は国際政治の在り方に大きく依存している。我々は、核を中心とする大量破壊兵器問題をはじめ、民族・宗教紛争の激化、南北問題の深化、環境破壊の拡大、人口・食糧・エネルギー問題、人権抑圧問題、エイズ・麻薬問題、などの地球的規模の問題群に直面している。この巨大で、複雑で、流動的で、日常化した国際政治の危機構造の本質、その特徴、変容過程などをグローバルな安全保障、経済、文化、地球環境破壊などの実態や問題と関係づけて検討する。また、そのために必要な国際政治学の主要な概念や理論についても見ていく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際政治学の基本的課題ーグローバル政治の構造ー 2 国際政治の構造的変動ー冷戦構造崩壊の意味ー 3 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー (1) 4 現代国際政治の新しい枠組みー湾岸危機・戦争ー (2) 5 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー (1) 6 現代国際政治の新しい枠組みーソ連邦の崩壊ー (2) 7 グローバル政治の形成と意義 8 世界政治と安全保障 9 世界政治と経済 10 世界政治と文化 11 世界政治とナショナリズム 12 世界政治と環境問題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『世界政治の原理と変動ー世界的規模の問題群とその解決ー』同文館（テキスト）		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	国際政治学 b / 国際政治学 b 国際政治学 / 国際政治学 国際政治学	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日の我々の生存と日常生活は地球的規模の問題群におおわれているため、巨大で、複雑で、流動的な国際政治（世界政治）の危機構造の本質、特徴、また変革の可能性などの検討が要求されている。そこで、そうした国際政治の現実とは理論と密接な相互構成関係を形成しているところから、まず、現実と理論との関連の枠組みを明らかにする。その上で、具体的な世界政治の現実としての秩序、権力、経済、規範、イメージ、科学技術を通して、現実と理論との有機的関連性や相互構成性を検討していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 戦後国際政治の現実の基本的枠組みと理論 2 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (1) 3 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (2) 4 事例ー戦後の日米関係の展開過程ー (3) 5 世界政治における秩序ー (1) 6 世界政治における秩序ー (2) 7 世界政治における権力ー (1) 8 世界政治における権力ー (2) 9 世界政治と世界経済 10 世界政治における規範 11 世界政治とイメージ 12 世界と科学技術革命 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『世界政治の理論と現実』（アジア大学購部ブックセンター）		試験、レポート、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	日本政治外交史 a / 日本政治外交史 a 日本政治外交史 / 日本政治外交史 日本外交史	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。</p> <p>日本政治外交史では、隔年で戦前と戦後の政治史を講義している。本年は、戦前日本の政治と外交を論ずることで、この国の越し方を考えてみたい。</p> <p>春学期は、西洋の衝撃を受けて開国を余儀なくされた日本が近代国家としてどのような道を歩んできたかを講義する。そこでは、どのような政治外交路線があり、この選択がいかなるかたちでなされてきたかを探る。</p>		<p>1. はじめに—近代日本の基本問題—</p> <p>2. 西洋の衝撃と開国</p> <p>3. 明治維新（1）</p> <p>4. 明治 6 年の政変—内治優先主義</p> <p>5. 明治憲法体制の成立（1）</p> <p>6. 明治憲法体制の成立（2）</p> <p>7. 東アジアの国際環境</p> <p>8. 大陸政策の形成</p> <p>9. 大陸国家への道（1）—日清戦争—</p> <p>10. 大陸国家への道（2）—日露戦争—</p> <p>11. 日露戦後の日本の政治と外交</p> <p>12. おわりに</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは特に定めませんが、講義中に必要に応じて参考文献を指示する。ノートを実際にとり、復習することが望ましい。</p>		<p>平常試験（50 点）と学期末に行う定期試験（50 点）によって判定する。詳細については講義中に指示する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	日本政治外交史 b / 日本政治外交史 b 日本政治外交史 / 日本政治外交史 日本外交史	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>21 世紀に入っても、日本政治は混迷の淵から抜け出せないでいる。私たちは、出口を求めてさまよっていると言えよう。いずれにせよ、未来の選択は、過去の経験と現在の選択においてしか開かれない。</p> <p>日本政治外交史は隔年で戦前と戦後の政治史を講義している。本年は、戦前日本の政治と外交を論ずることで、この国の越し方を考えてみたい。</p> <p>秋学期は、日清・日露戦争を経て、植民地化の危機から脱し、第 1 次世界大戦を経て、敗戦に至る過程を講義する。そこでは、どのような政治外交路線があり、いかなるかたちで選択されてきたかを探る。同時に、近代日本の歩みが示した功罪について考えてみたい。</p>		<p>1. はじめに</p> <p>2. 「藩閥支配」から政党政治へ（1）</p> <p>3. 「藩閥支配」から政党政治へ（2）</p> <p>4. 第 1 次世界大戦と日本外交（1）</p> <p>5. 第 1 次世界大戦と日本外交（2）</p> <p>6. ワシントン体制と日本（1）</p> <p>7. ワシントン体制と日本（2）</p> <p>8. 政党政治の展開（1）</p> <p>9. 政党政治の展開（2）</p> <p>10. ワシントン体制の崩壊—満州事変—</p> <p>11. 軍部の時代—「帝国」の破局—</p> <p>12. おわりに</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは特に定めませんが、講義中に必要に応じて参考文献を指示する。ノートを実際にとり、復習することが望ましい。</p>		<p>平常試験（50 点）と学期末に行う定期試験（50 点）によって判定する。詳細については講義中に指示する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	政治学原論 a / 政治学原論 a 政治学原論 / 政治学 政治学原論	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学には二つの顔がある。「政治学は難しい」という声と、政治については誰でも何かを語ることができるという2つである。そして現在、日本においては、マス・メディアから政治に関するニュースが大量に垂れ流されている。それらは、人々に政治に対する関心を呼び起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招き、それへの不信・無関心さえ引き起こしている。もちろん「政治とは何か」という問いかけに対し、即座に答えることは難しい。本講義では、素人談義ではない、科学としての「政治学」を紹介し、政治に対する見方を養いたい。</p> <p>春学期は、政治学の基礎概念を思想的文脈で説明し、かつ政治学の基礎知識および考え方を講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに—政治とは何か— 2. 政策の対立軸—右か左か、保守か進歩か— 3. 自由と自由主義 4. 国家と権力 (I) 5. 国家と権力 (II) 6. 国家と社会 (I) 7. 国家と社会 (II) 8. デモクラシーとは何か (I) 9. デモクラシーとは何か (II) 10. 福祉国家—政治と経済— 11. 国際社会と国際関係 12. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣		定期試験を基本に評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	政治学原論 b / 政治学原論 b 政治学原論 / 政治学 政治学原論	担当者	福永 文夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>政治学には二つの顔がある。「政治学は難しい」という声と、政治については誰でも何かを語ることができるという2つである。そして現在、日本においては、マス・メディアから政治に関するニュースが大量に垂れ流されている。それらは、人々に政治に対する関心を呼び起こす一方、逆に政治についてのイメージの混乱を招き、それへの不信・無関心さえ引き起こしている。もちろん「政治とは何か」という問いかけに対し、即座に答えることは難しい。</p> <p>本講義では、素人談義ではない、科学としての「政治学」を紹介し、政治に対する見方を養いたい。</p> <p>秋学期では、選挙、利益団体、政党、議会をテーマに、現実の政治を分析する。その際、できるだけ日本の事例を挙げていきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに—デモクラシー— 2. 選挙と政治 (I) 3. 選挙と政治 (II) 4. 利益団体と政治 (I) 5. 利益団体と政治 (II) 6. 政党と政治 (I) 7. 政党と政治 (II) 8. 議会と立法過程 (I) 9. 議会と立法過程 (II) 10. 政策過程 (I) 11. 政策過程 (II) — 対外政策の形成 12. おわりに 	
テキスト、参考文献		評価方法	
久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣		定期試験を基本に評価する。その間、レポートを課す場合もありうる。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	地方自治論 a / 地方自治論 a 地方自治 / 地方自治論 地方自治	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、地方自治の極めて具体的な実態を、地方自治の諸主体、歴史、しくみを中心に住民の側から見てみたい。それが行政サイドにとっても有益だと考えられるからである。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域づくりの諸主体と行政 2. 日本人、男性、健常者、外国人、女性. . . . 3. 地方自治の歩み(1) 4. 地方自治の歩み(2) 5. 地方自治の仕組み 6. 地方政府と中央政府 7. 地方財政(1) 8. 地方財政(2) 9. 住民の位置 10. 自治体の組織 11. 自治体の職員 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
佐藤竺監修・今川晃編著「市民のための地方自治入門」 実務教育出版 2005年(テキスト・)		平常のテストないしレポートと、定期試験。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	地方自治論 b / 地方自治論 b 地方自治 / 地方自治論 地方自治	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、地方自治の極めて具体的な実態を自治体における政策立案、実施、是正を中心に、住民の側から見てみたい。それが行政サイドに取っても有益だと考えるからである。尚、講義の中で多少、議論モデルにもふれたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 開かれた自治体 2. 情報 3. 地方自治体における課題設定 4. 地方自治体における政策立案と実施 5. 地方自治体における政策評価と是正 6. 自治体の再編成-合併と広域行政(1) 7. 自治体の再編成-合併と広域行政(2) 8. 自治体運営の新しい動き-NPM・PFI(1) 9. 自治体運営の新しい動き-NPM・PFI(2) 10. 地方自治の国際比較 11. 政策ネットワークと福祉行政 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
佐藤 竺監修・今川晃編著「市民のための地方自治入門」実務教育出版 2005年(テキスト) 秋月謙吾「行政・地方自治」東大出版会 2001年(参考文献)		平常のテストないしレポート 50点、定期試験 50点。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	政治思想史 a / 西洋政治思想史 a 政治思想史 / 西洋政治思想史 政治思想史	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義目標] 思想や哲学が疎んじられている。現在の世界の知的状況を印象論的にいえば、そういえるかもしれない。いつ頃から、そしてどうして、そうなってしまったのか。本講義では、こういう問題意識を内に秘めながら、西洋政治思想の流れを概観する。過去を知ることは現在と未来を考えることの不可欠な前提である。</p> <p>[講義概要] 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化のなかで捉えながら、私たち自身の想像力と感性を養っていききたい。講義では、古代―中世―近代―現代という時系列で進むことになるが、実はこうした時代区分自体がゆらいでいる。そのことも講義のなかで明らかにするつもりである。</p> <p>[受講者への要望] 講義の一層の理解とテキストを補足する資料（プリント）を毎回配布するので、必ず受け取ること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 政治思想史をはじめるにあたって：全体ガイダンス 2 政治思想史の課題と方法 3 思想の基礎としての古典古代あるいは地中海世界の問題性 4 ギリシアの政治思想Ⅰ（ソクラテスをめぐる知の状況） 5 ギリシアの政治思想Ⅱ（プラトン） 6 ギリシアの政治思想Ⅲ（アリストテレス） 7 ヘレニズム時代の政治思想 8 古代ローマの政治思想―キケロとセネカ 9 キリスト教と西洋政治思想の伝統 10 アウグスティヌスの政治思想（1） 11 アウグスティヌスの政治思想（2） 12 前期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房、1995年 J・B・モラル『中世の政治思想』平凡社、2002年		定期試験で評価する	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	政治思想史 b / 西洋政治思想史 b 政治思想史 / 西洋政治思想史 政治思想史	担当者	柴田 平三郎
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義目標] 思想や哲学が疎んじられている。現在の世界の知的状況を印象論的にいえば、そういえるかもしれない。いつ頃から、そしてどうして、そうなってしまったのか。本講義では、こういう問題意識を内に秘めながら、西洋政治思想の流れを概観する。過去を知ることは現在と未来を考えることの不可欠な前提である。</p> <p>[講義概要] 一口に政治思想といっても、そこには様々なタイプやニュアンスの相違がある。そうした政治思想の歴史的展開を時代や社会の変化のなかで捉えながら、私たち自身の想像力と感性を養っていききたい。講義では、古代―中世―近代―現代という時系列で進むことになるが、実はこうした時代区分自体がゆらいでいる。そのことも講義のなかで明らかにするつもりである。</p> <p>[受講者への要望] 講義の一層の理解とテキストを補足する資料（プリント）を毎回配布するので、必ず受け取ること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 中世と中世政治思想の今日的意味 2 中世政治思想Ⅰ（ソールズベリーのジョン） 3 中世政治思想Ⅱ（トマス・アクィナス） 4 ルネサンスの政治思想（マキアヴェリ） 5 宗教改革の政治思想（ルターとカルヴァン） 6 近代の政治思想Ⅰ（ホッブズ） 7 近代の政治思想Ⅱ（ロック） 8 近代の政治思想Ⅲ（ルソー） 9 保守主義の政治思想（パークを中心に） 10 自由主義の政治思想（ベンサム・ミル・トックヴィル） 11 社会主義の政治思想（マルクス） 12 後期のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
柴田平三郎『政治思想史講義ノート』而立書房、1995年 J・B・モラル『中世の政治思想』平凡社、2002年		定期試験で評価する	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	行政学 a / 行政学 a 行政学 / 行政学 行政学	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>受講生が、現在と将来において、社会の需要を観測し、それを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史は構造的、技術的な知見を行政サービスの变化、政府間関係、組織を中心に講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代と行政サービスの範囲 2. 官僚制と大衆民主制 3. 官僚制から公務員制へ 4. アメリカ行政学の展開 5. 日本における行政学 6. 政府体系－中央集権と地方分権 7. 戦後日本の中央－地方関係 8. 分権改革の到達点と残された課題 9. 議院内閣制と省庁制 10. 公務員制度 11. 官僚制論 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2004年（テキスト）		平常のテストないしレポートと期末試験。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	行政学 b / 行政学 b 行政学 / 行政学 行政学	担当者	雨宮 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>受講生が現在と将来において社会の需要を観測しそれを政策と課題に変換し、その政策を実施し、それを評価する時に、有益な歴史は、構造的、技術的な知見を政策形成、政策立案を中心に行政サービスの变化、政府間関係、組織を中心に講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 官僚制組織の行動の仕方 2. 職員の行動様式 3. ストリート・レベルの行政職員 4. 第一線職員と対象集団 5. 官僚制批判の系譜 6. キャリアとノンキャリア 7. 政策形式と政策立案 8. 環境の変化と政策立案 9. 日本の中央省庁の意思決定方式 10. 予算と会計 11. 行政活動の能率と行政改革 12. 行政責任と説明責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
西尾勝『行政学』（新版）有斐閣 2001年		平常のテストないしレポートと期末試験。	

03～07 律/国	法律学特講(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)／*****	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	法律学特講B(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)／*****		
99 以前 律	法律学特講B(青少年保護法総論—少年犯罪と少年法)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦点の課題としたところである。それはまた、問題を起こした少年を「司法」がどう対応すべきなのか、成人の刑事事件の処理とどう違うべきなのかについても、指針示している。</p> <p>本授業では、近年問題化してきた重大な少年事件を中心に、少年非行の現状、背景、非行原因、法的対応、立法上の課題などについて講義を進める。周知のように、少年法(1948年)は、少年事件の被害者の声や社会の「不寛容主義」の高まりとともに、2000年の「一部改正」がなされたところである。その後14歳未満の「触法少年」による残虐事件(長崎2003年、佐世保2004年)が発生したことにより、これまで児童福祉の保護のもとにあった「触法少年」についても、より厳正な司法的処理と新たな処分をねらいとした「一部改正」が論じられる状況にある。</p> <p>こうした動きにも目を向けつつ、現在の少年事件の司法的処理について、基本的な知識を習得することがこの授業の狙いである。</p> <p>秋学期の授業と併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 少年非行の現状①(わが国の現状と動向) 2. 少年非行の現状②(諸外国の問題状況) 3. 少年非行の原因と非行理論 4. 少年保護の法原理(自己決定と保護主義) 5. 少年保護の歴史(救貧政策・感化教育・自立支援) 6. 少年法の誕生と理念(児童の権利条約との関係) 7. 少年非行の発見(少年警察、街頭補導) 8. 少年非行と審判(家庭裁判所・少年鑑別所の役割) 9. 少年非行と矯正(少年院、少年刑務所) 10. 少年非行と保護(保護観察) 11. 少年事件報道と少年法 12. 少年司法の改革(少年法の改正とその後) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：守山正ほか『ビギナーズ少年法』成文堂 参考教材：『平成18年版青少年白書』財務省印刷局		学期末試験60点。授業内レポート20点、出席点を20点とする。	

03～07 律/国	法律学特講(青少年保護法各論—被害者としての青少年)／*****	担当者	安部 哲夫
99～02 律/国	法律学特講B(青少年保護法各論—被害者としての青少年)／*****		
99 以前 律	法律学特講B(青少年保護法各論—被害者としての青少年)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「児童の権利条約」は、わが国の青少年の権利についての再認識を生み出したが、同時に青少年の健全育成と保護の思想を具体化する取組みを焦点の課題とした。2003年12月に示された「青少年育成施策大綱」においても、すべての国民と、あらゆるレベルでの青少年育成への取組みが示されたところである。</p> <p>春学期には、加害者としての少年に対する司法的対応の問題について学習した。秋学期では、その少年事件の背景に、往々にして、その少年が「家庭」や「学校」さらには「社会環境」の場において、さまざまな被害をうける状況におかれていることから、「被害者」としての少年にスポットをあてて授業を進めたい。</p> <p>具体的には、青少年保護に関する法令(少年法、児童福祉法、学校教育法、青少年健全育成条例など)や、青少年および青少年相互の諸問題について考察を深めることを目的とするが、「少年の福祉を害する犯罪」を中心に講義を進める。そこでは「家庭」における児童虐待や、「学校」における体罰やいじめ問題、「地域」における青少年育成活動、「社会」における青少年社会環境問題を取り上げる。そこでは「青少年の自立と大人社会の責任」を強調する。</p> <p>春学期の授業と併せて履修してほしい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年問題と法概論(少年法と青少年保護法制) 2. 児童虐待とその対策(児童虐待防止法の意義と再編) 3. 子どもの権利擁護をめぐる 4. 体罰事件とその対策(裁判例を読む) 5. 子どもの安全と社会環境 6. 青少年の喫煙・飲酒と保護法制 7. 青少年の薬物乱用の実態と対策 8. 青少年の性行動と法的対応(自立と保護の狭間で) 9. 有害表現・有害情報と青少年 10. 青少年の保護・育成・支援の担い手たち 11. 青少年健全育成条例の展開 12. 青少年育成基本法の成立へ向けて 	
テキスト、参考文献		評価方法	
指定教材：安部哲夫『改訂青少年保護法』尚学社 参考教材：『平成18年判青少年白書』財務省印刷局		学期末試験60点。授業内レポート20点、出席点を20点とする。	

03～07 律/国	法律学特講（初めての著作権法）	／	*****	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	法律学特講B（初めての著作権法）	／	*****		
98以前 律	法律学特講B（初めての著作権法）				
講義目的、講義概要			授業計画		
<p>本やCDやパッケージソフトなどの「中身」は、文章や音楽やコンピュータ・プログラムである。これらの「中身」を他人が勝手にコピーしたり、真似したりしたら、著作権法の出番である。</p> <p>この講義は、著作権法の条文を踏まえて、著作権に関する基礎知識を身につけることを目的とする。法学部以外の学生を想定した講義である。</p> <p>レジュメ集と新書を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。著作権法の条文はレジュメ集に収録してある。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：情報教員免許取得のためには、「初めて」と「諸問題」の両方を履修する必要がある。</p> <p>○著作権法の概要を簡略にまとめた参考文献として、常岡・小柳編『基本民事法』（成文堂）第13章「知的財産権法」（長塚執筆）がある。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンスと導入 2 著作物1 3 著作物2 4 著作者と著作権者 5 著作者人格権 6 著作権1 7 著作権2 8 著作権の制限1 9 著作権の制限2 10 著作権の譲渡とライセンス 11 著作隣接権 12 著作権の侵害 		
テキスト、参考文献			評価方法		
<p>教科書：長塚真琴『初めての著作権法レジュメ集』 教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書） 参考書：大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）</p>			定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。		

03～07 律/国	法律学特講（著作権法の諸問題）	／	*****	担当者	長塚 真琴
99～02 律/国	法律学特講B（著作権法の諸問題）	／	*****		
98以前 律	法律学特講B（著作権法の諸問題）				
講義目的、講義概要			授業計画		
<p>この講義では、著作権法に関する基礎知識を踏まえて、著作物の主要な分野ごとに、実際に起こった紛争を詳しく解説する。受講者として、法学部生3年生以上と、情報教員免許取得を目指す経済学部生を想定している。毎回、次週の予習のための文献が指定され、講義はそれを読んできたことを前提におこなわれる。</p> <p>レジュメ集の他に新書と判例集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。</p> <p>レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。予習文献はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/</p> <p>○履修上の注意：この講義は応用編である。著作権法の理論と実務の最先端で生じている問題を、ややマニアックに解説する。</p> <p>最低でも前期の「初めての著作権法」は履修済みで、著作権法に関する基礎知識があることを前提とする。基礎知識なしでこの講義をいきなり履修しても、単位を取得できない可能性がきわめて高い。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 インターネット1（放送等との異同） 3 インターネット2（ファイル共有等） 4 インターネット3（掲示板への投稿等） 5 映画 6 ゲームソフト 7 音楽と放送 8 キャラクター 9 デザイン・応用美術 10 編集著作物 11 肖像権・パブリシティ権 12 高校教育と著作権 		
テキスト、参考文献			評価方法		
<p>教科書：長塚真琴『著作権法の諸問題レジュメ集』 教科書：福井健策『著作権とは何か』（集英社新書）、大淵哲也他『知的財産法判例集』（有斐閣）</p>			定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。記述式問題の答えは、法律論としての完成度を重視して採点する。		

03～07 律／国	法律学特講（経済刑法1）	／	*****	担当者	野村 稔
99～02 律／国	法律学特講B（経済刑法1）	／	*****		
98以前 律	法律学特講B（経済刑法1）				
講義目的、講義概要			授業計画		
<p>経済犯罪は、経済活動に伴う犯罪現象である。それは、大まかに分類すれば、第1には経済活動の基本的秩序に違反する行為、第2には個々の経済活動の秩序に違反する行為、第3にはおよそ経済活動ないし経済取引に伴って生じる犯罪行為に区別される。したがって、これに関する法は刑法のみならず、第1の分野に係わる独占禁止法や第2の分野に係わる、例えば、証券取引法などの各種のいわゆる業法の問題となる。具体的には、(1)独禁法の罰則体系及び独禁法改正問題、(2)金取法の罰則体系、(3)商法の罰則体系、(4)金融犯罪・カード犯罪・ヤミ金規制問題についてその法的規制を明らかにするとともに、これらに関する判例を検討する。具体的な題目・方法などは参加者と相談の上決める。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 経済刑法序論 2 両罰規定・法人の犯罪能力 3 改正独禁法の仕組み・罰則適用手続 4 私的独占罪・不当取引制限罪 5 犯則調査手続（国税犯則取締法・金取法・独禁法） 6 相場操縦罪 7 インサイダー取引罪 8 損失保証・損失補填罪 10 特別背任罪 11 会社荒らし罪・利益供与罪 12 まとめ <p>なお、時事的な事項を取り上げることがある。</p>		
テキスト、参考文献			評価方法		
<p>中山研一ほか『経済刑法入門』（成文堂） なお、レヂュメを配布する。</p>			試験の成績による。		

03～07 律／国	法律学特講（経済刑法2）	／	*****	担当者	野村 稔
99～02 律／国	法律学特講B（経済刑法2）	／	*****		
98以前 律	法律学特講B（経済刑法2）				
講義目的、講義概要			授業計画		
同上			<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者金融・多重債務者をめぐる犯罪 2 出資法違反（1） 3 出資法違反（2） 4 貸金業規正法 5 悪徳商法・ねずみ講 6 カード犯罪 7 租税逋脱犯（1） 8 租税逋脱犯（2） 9 会社の計算規定・決算の仕組み 10 粉飾決算をめぐる犯罪 11 組織的犯罪処罰法 12 まとめ <p>なお、時事的な事項を取り上げることがある。</p>		
テキスト、参考文献			評価方法		
同上			同上		

03～07 律/国	法律学特講（行政過程論）	／	*****	担当者	木藤 茂
99～02 律/国	法律学特講B（行政過程論）	／	*****		
98以前 律	法律学特講B（行政過程論）				
講義目的、講義概要				授業計画	
<p>「行政過程論」という用語は、近年の行政法の教科書でもしばしば取り上げられていますが、その位置付けや方法論は論者によって必ずしも一様ではなく、学界においてその意義や手法についての理解が一致するまでには至っていない、というのが現状であるように思われます。</p> <p>他方、そこには、伝統的な行政法学が基礎としてきた「私人と行政とが対立する二元的図式」の見直しや「行政活動の動態的な分析」の必要性といった、ある程度共通した視点・認識を見出すことはできるでしょう。</p> <p>本講義は、こうした状況にある行政過程論に関する学説の分析や理論的体系に沿った解説を行うものでも、政策それ自体のあるべき姿を模索する公共政策学の講義でもありません。むしろ、主に行政法学的な視点から、実際の行政過程において「法」が現実にとどのように機能するのかということ、具体的な素材も媒介としつつ、受講者自身に考えてもらおう契機となるような講義をイメージしています。</p> <p>したがって、憲法及び行政法（行政法総論）の講義を履修済で十分な基礎的知識があり、その上で行政学や公共政策学等にも関心がある3年生以上の方を対象とします。</p> <p>なお、受講者の人数等によっては、講義時間中に積極的な参加を求めることもありますので、予め申し添えます。</p>				<ol style="list-style-type: none"> 1. 導入－憲法と行政法の基礎知識の確認（テスト） 2. 政策の実現と法の役割 3. 行政活動と法の交錯（総論） 4. 行政活動と法の交錯の諸局面（1）（行政立法） 5. 行政活動と法の交錯の諸局面（2）（行政計画） 6. 行政活動と法の交錯の諸局面（3）（行政行為） 7. 行政活動と法の交錯の諸局面（4）（情報公開） 8. 行政活動と法の交錯の諸局面（5）（政策評価） 9. 行政活動と法の交錯の諸局面（6）（法律の留保） 10. 行政内部の意思形成と公務員の職務 11. 市民と行政（1）（民による行政） 12. 市民と行政（2）（市民の参加と協働） 	
テキスト、参考文献				評価方法	
<p>テキストは使用しません。</p> <p>毎回の講義ごとに、予め文献等を指定又は当日に資料を配布します。</p>				<p>学期末の筆記試験又は課題レポートによることとします。</p>	

03～07 律/国	*****	／	*****	担当者	*****
99～02 律/国	*****	／	*****		
98以前 律	*****				
講義目的、講義概要				授業計画	
テキスト、参考文献				評価方法	

03～07 律／国	法律学特講（被害者学）／ ****		
99～02 律／国	法律学特講 B（被害者学）／ ****	担当者	滝沢 誠
98 以前 律	法律学特講 B（被害者学）		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>伝統的な刑事法学においては、犯罪を行った加害者に刑罰を科すことに主眼がおかれてきたことから、刑事法学が加害者に視点を向けてきた。しかし、1940年代には、犯罪学の領域において、犯罪被害者の年齢、性格、態度や境遇が犯罪の成立に寄与しているとの仮説から、犯罪被害者が犯罪の成立に寄与することもありうるということが明らかになり、被害者学が誕生した。また、1960年代以降には、被害者学は、被疑者・被告人には憲法上の諸権利が保障されているにもかかわらず、犯罪という事件の当事者である犯罪被害者は、法制度においては、人間の尊厳を受けたかたちでその権利、関心や正当な利益について配慮されず、刑事訴訟に参加することで、かえって捜査官、被疑者・被告人、その弁護人から二次的被害を受け、その結果、社会との接点を閉ざしてしまうといった三次的被害を受けることもありうることが明らかになった。そのため、今日では、アメリカ合衆国、ヨーロッパ連合やわが国においては、犯罪被害者保護が法政策の一つとして位置づけられ、法改正により犯罪被害者保護を実現する法制度が創設ないしは改善され犯罪被害者保護が進展しており、さらに一步踏み込んで、犯罪被害者に憲法上の権利を付与する法制度も現れている。しかし、この性質上、犯罪被害者保護は、冷静な議論を妨げ、憲法上保障された被疑者・被告人の権利を制約させることもやむを得ないとするかのような風潮を生み出しかねないとの懸念も示されている。</p> <p>そこで、本講義では、履修者が既に刑事法入門、刑法総論・各論、刑事訴訟法を学習・履修していること前提としたうえで、被害者学及びわが国の法制度、とりわけ、刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割について概説することとする。なお、本講義は、学問として犯罪被害者について客観的に検討するものであるから、履修者は、どのようにすれば犯罪の被害を回避できるかとか、犯罪被害回復の相談といったことは本講義の直接の目的ではないことに留意されたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害者学とは 2. 被害者学の歴史 3. 被害者学の対象 4. 犯罪被害者となる危険性のあるグループ 5. 犯罪被害後の犯罪被害者の状況 6. 犯罪被害後の犯罪被害者の支援 7. わが国の法制度における犯罪被害者の地位及び役割 8. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 I 9. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 II 10. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 III 11. 刑事訴訟における犯罪被害者の地位及び役割 IV 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
椎橋隆幸編『プライマリー刑事訴訟法』（不磨書房、2005）		試験のみ	

03～07 律／国	**** / ****		
99～02 律／国	**** / ****	担当者	****
98 以前 律	****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	法律学特講（相続法）／ ＊＊＊＊＊＊ 民法Ⅴ／ 国際家族法 民法Ⅴ	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>相続に関する諸問題を扱う。民法第五編「相続」の箇所が対象となる。わが国の民法は、法定相続と遺言の2つを柱として構成されており、講義では、まず法定相続制度について説明する。その後、被相続人の私的自治の実現方法としての遺言、さらに、両者のはざまにあつて私的生活保障と意思の尊重の両要請に対応する制度としての遺留分について学習する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 相続とは何か 2 相続人と相続分 3 相続欠格と廃除 4 相続財産 5 遺産分割 6 特別受益と寄与分 7 相続の承認と放棄 8 相続人の不存在 9 遺言の方式 10 遺言の執行 11 遺留分 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
高橋朋子・床谷文雄・棚村政行『民法7 親族・相続』 有斐閣アルマ		学期末に行う定期試験の成績によって評価する。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	＊＊＊＊＊／ ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊／ ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊	担当者	＊＊＊＊＊
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	法律学特講（刑法各論の重要問題） / *****	担当者	内山 良雄
99～02 律／国	刑法Ⅱ / 刑法－2		
98 以前 律	刑法Ⅱ		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、「刑法各論」を受講した学生（単位の取得は必要ない）が履修することを前提に、財産犯の重要論点について、掘り下げた検討を行います。財産犯に関する基礎的な事項については理解できているものとして、突っ込んだ議論を展開しますから、各自の刑法各論の教科書で、基礎的な事項については復習したうえで、この講義に臨んでください。</p> <p>財産犯は、すべて財産権の侵害を内容とする点で共通しているにもかかわらず、刑法235条以下では、行為態様の違いなどによって細分化されています。そのため、すべての財産権侵害が網羅的に犯罪となるわけではなく、また、個別の財産犯相互の異同が問題となります。具体的な限界事例において、どの財産犯が成立するのかを導き出すためには、個別の財産犯のどこが共通し、どこが異なっているのかを、キチンと理解している必要があるのです。</p> <p>本講義では、財産犯の体系を理解し、限界事例に対応できるようにすることを目標にします。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法における財物の意義 2. 窃盗罪の保護法益 3. 不法領得の意思 4. 刑法における「占有」の概念 5. 強盗罪の諸問題(1) 6. 強盗罪の諸問題(2) 7. 詐欺罪の諸問題(1) 8. 詐欺罪の諸問題(2) 9. 権利行使と恐喝 10. 不法原因給付と詐欺・横領 11. 横領と背任の区別 12. 不動産の二重売買・二重抵当と財産犯 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。進度が遅れた場合、補講を行うことがあります。あらかじめご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>曾根威彦『刑法の重要問題〔各論〕第2版』（成文堂）</p> <p>参考書は、第1回の講義で紹介します。</p>		<p>定期試験の答案に自分の考えを論理的で説得力ある論旨で主張できているか、を重視して評価します。</p>	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	法律学特講（借地借家法） / *****	担当者	渡辺 貢
99～02 律／国	法律学特講 B（借地借家法） / *****		
98 以前 律	法律学特講 B（借地借家法）		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>借地借家法は生活上身近で重要な法律であるが、明治時代の民法制定の際に土地と建物を別個独立の不動産としたこともあり、日本の借地借家の法律関係は欧米に例を見ないほど複雑になっている。これに伴いわが国では「借地借家紛争」が一般民事紛争の相当割合を占めている。一方近年では定期借地権や定期借家権が誕生し新しい展開をみせており、いわば「古くて新しい法律」と言えよう。</p> <p>本講義の目的は、他の法律との関連も考慮しつつ、借地借家法の規定の意義を、実務上の取扱いも折り込みながら明らかにしていくことで、意義はもとより同法が都市的土地利用や不動産証券化の基盤となっていることを理解してもらうことである。</p> <p>講義は借地編と借家編に分けて行なう。なお借地については、土地と建物の権利関係の説明はもとより法制度としても地上権と賃借権があり複雑であるのに対し、借家は賃借権のみであるので、まずは理解しやすい借家法から論じていきたい。</p> <p>講師の自己紹介と抱負をひとこと</p> <p>講義担当者は不動産鑑定士で、信託銀行で多年不動産業務を幅広く経験してきました。同法についてもビジネスや実務で触れた経験を加味して「ひと味」違う講義をしてみたく、また受講生との交流も期待しています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 借地借家制度の変遷と概要（借地借家関係をめぐる法制度の流れや法制定に至る経緯、法の構成とその他の法律との関係） 2 借家制度 1（借家権とは何か、種類、発生要因、授受される金銭の性格） 3 借家制度 2（借家権の対抗力、賃貸借期間、更新、解約申入れ、正当事由とは、定期借家・終身借家制度） 4 借家制度 3（終了と明渡し、家賃、修繕義務と費用償還請求権） 5 借家制度 4（借家権の相続・承継・譲渡と建物の転貸） 6 借家制度 5（借家契約の実務と紛争処理） 7 借地制度 1（借地権とは何か、種類、発生要因、授受される金銭の性格） 8 借地制度 2（借地権の対抗力、賃貸借期間、更新、解約申入れ、正当事由とは） 9 借地制度 3（終了と明渡し、地代、修繕義務と費用償還請求権） 10 借地制度 4（定期借地権の創設、種類、設定、終了と明渡し） 11 借地制度 5（借地権の相続・承継・譲渡と土地の転貸） 12 借地制度 6（借地契約の実務と紛争処理） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
荒木新五新訂第 2 版「実務借地借家法」商事法務 2006 年		学期末試験を主とする。	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	法曹特講（刑事法3） / *****	担当者	中空 壽雅
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法曹特講（刑事法3）は、これまでのものとは形式をかえて、複数の各論の論点を含んだ事例問題を解くという方法で、刑法各論の知識の再確認をすることを目標とします。</p> <p>具体的には、前の週に次の週に取り上げる事例をあらかじめ配布し、受講生にはその事例を検討してきてもらいます。その上で、その事例についてのある種の「答案練習会」での解説のような形で、授業を進め、論点理解に必要な知識や答案作成のための注意点等を説明していきます。</p> <p>予習をしていくことが前提の少しハードな授業になりますが、この授業に真面目に取り組むことで刑法各論に関する知識は飛躍的にアップするものと確信しています。</p> <p>この授業を受講使用とする学生は、刑法各論の講義をあらかじめ受講しておいてください。</p> <p>受講者の頑張りを期待します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 殺人罪・傷害罪に関する問題 2. 遺棄罪等に関する問題 3. 強盗罪等に関する問題 4. 窃盗罪等に関する問題 5. 窃盗罪等に関する問題 6. 詐欺罪等に関する問題 7. 恐喝罪等に関する問題 8. 賄賂罪等に関する問題 9. 文書偽造罪等に関する問題 10. 放火罪等に関する問題 11. 背任罪等に関する問題 12. 総合問題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
各自の刑法各論の教科書が参考文献です。		基本的には小テストで評価します。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	法曹特講（民事法2） / *****	担当者	亀岡 倫史
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義は、債権総論の基本的知識を応用し、さらなるステップアップを図るため、債権総論の重要論点、発展的テーマについて詳しく検討することを目的とします。</p> <p>授業計画に示したような 10 のテーマにつき、①事例形式の設問、②参考判例・参考文献リスト、③検討のためのヒントなどを盛り込んだレジュメを毎回事前配付し、それに基づいた受講生諸君の予習を前提に、質疑応答による双方向授業（ソクラテスメソッド）を行います。</p> <p>また、最後の第 12 回目の授業では、債権総論の最新判例や近時検討作業に入った債権法の抜本的改正について解説することにより、授業を締めくくりたいと考えています。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンスー講義概要・講義の進め方・成績評価の方法・参考文献等 2. 種類債権・弁済の提供・受領遅滞 3. 履行補助者の行為についての責任 4. 契約責任論ーとりわけ、安全配慮義務 5. 債務不履行による損害の賠償 6. 債権者代位権 7. 債権者取消権 8. 債権譲渡 9. 多数当事者の債権関係 10. 相殺 11. 債権の準占有者に対する弁済 12. 債権総論の新判例、債権法の改正 <p>*なお、検討テーマについては、変更や順序の入れかえもあり得ます。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	経済原論 a / ****	担当者	野村 容康
99～02 律/国	経済原論 / ****		
98 以前 律	経済原論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(マイクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済学の目的と方法 2. 家計の行動① 3. 家計の行動② 4. 家計の行動③ 5. 企業の行動① 6. 企業の行動② 7. 企業の行動③ 8. 不完全競争の理論 9. 市場の理論① 10. 市場の理論② 11. 厚生経済学の基本定理 12. 市場の失敗 	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

03～07 律/国	経済原論 b / ****	担当者	野村 容康
99～02 律/国	経済原論 / ****		
98 以前 律	経済原論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義概要 経済学を初めて学ぶ学生を対象に、現代経済学の基礎的な理論について概説する。前期は、家計と企業に代表される個別経済主体の行動分析に焦点を当て(マイクロ経済分析)、後期は、一国経済全体の視点から国民所得決定の理論、財政・金融政策等について議論する(マクロ経済分析)。</p> <p>講義目的 身の回りの様々な経済現象がどのように経済理論によって説明されるかを自分なりに考察できるようにするため、まずは経済学の基礎的な「文法」と「用語」を習得することが本講義の目的である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. マクロ経済学の体系 2. 国民所得の諸概念 3. 消費と貯蓄の理論 4. 投資の理論 5. 国民所得決定の理論 6. 生産物市場の分析 7. 金融市場の分析 8. IS-LM 分析 9. インフレとデフレ 10. 財政赤字と日本経済 11. 開放マクロ経済 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
特に指定しない。参考文献については、初回の講義にて指示する。		原則として定期試験の成績で評価する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	会計学 a / **** 会計学 / **** 会計学	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>企業会計もまた1つの言語であるとしばしば評されるが、言語を対象とした科学の分野には、その文法を純粹形式的に明らかにしていく「構文論」と、言葉の持つ意味の解明を試みる「意味論」と、社会的制度の中での言葉の用いられ方を研究する「語用論」とがある。本講義は、「簿記原理」という構文論の知識を前提に(それゆえ、少なくとも「簿記原理 a」を修得していることが望ましい)、それに内容的な意味付けを試みていくところの、会計学における「意味論」に相当するものである。その後展開される会計学における「語用論」(＝「経営分析論」等の応用・専門学科目)への1つの橋渡しとなるものだ、とも言える。</p> <p>なお授業計画は右に掲げるとおりであるが、おおむね「会計学 a」では、会社の決算書の作成にかかわる諸ルールの概要説明をしていきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 本講義の目的等 2 テキスト第1章 決算書から見える世界[≒会計学の2つの領域] 3 テキスト第2章 会計と決算 その1：複式簿記の基本概念 4 テキスト第2章 会計と決算 その2：取引の仕訳 5 テキスト第2章 会計と決算 その3：勘定口座への転記 6 テキスト第2章 会計と決算 その4：貸借対照表, 損益計算書 の実際 7 テキスト第2章 会計と決算 その5：間接法によるキャッシュフロー計算書 8 テキスト第2章 会計と決算 その6：直接法によるキャッシュフロー計算書 9 テキスト第2章 会計と決算 その7：連結財務諸表の作成 10 テキスト第2章 会計と決算 その8：資産, 負債 定義とリース取引 11 テキスト第3章 第1, 2節：損益計算の基礎 12 テキスト第3章 第3節：資産評価の基礎 	
テキスト、参考文献		評価方法	
山浦久司・廣本敏郎 編著、『ガイダンス企業会計入門 [第2版]』(白桃書房)		評価の中心は期末試験の結果である。その際には、相対評価を基本とし、絶対評価を加味したい。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	会計学 b / **** 会計学 / **** 会計学	担当者	内倉 滋
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>「会計学 a」の知識を前提として「会計学 b」では、「会計監査論」, 「管理会計論」, 「経営分析論」, 「税務会計論」といった領域の諸問題を、教科書に沿った形で講義していきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 テキスト第3章 決算書のルール 剰余金の額, 剰余金の配当 2 テキスト第3章 決算書のルール 会計基準の登場, 会計基準の国際的調和 3 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第1節 4 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その1：総合原価計算 その1 5 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第2節 その2：総合原価計算 その2 6 テキスト第4章 :製造会社の決算書[≒原価計算論] 第4節 標準原価計算 7 テキスト第5章 決算書の信頼性を確かめる[≒会計監査論] 8 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第2節 CVP分析 9 テキスト第6章 決算書の内部利用[≒管理会計論] 第4節 機会原価概念, 差額原価収益分析 10 テキスト第7章 決算書を読みましょう[≒経営分析論] 11 テキスト第8章 決算書と税金[≒税務会計論] 12 特論 	
テキスト、参考文献		評価方法	
「会計学 a」と同じ。		「会計学 a」と同様。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」 法政総合講座「エステートプランニング—実務と法—」 総合講座「エステートプランニング—実務と法—」	担当者	常岡 史子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>私たちが有している財産を生前あるいは死後にどのように活用し、家族やその他の承継人が適切に受け継ぐことができるようにするかということは、誰もが人生のなかで遭遇し、考えることを求められる問題です。不動産、動産、債権といったそれぞれの財貨の性格に応じて、個々の目的に合うように適切に処置していくためには、様々な方法があります。たとえば、贈与や遺言による遺贈がその典型ですが、そこでは所有者のみならずその財産の承継人らにとっても、財産承継のための法的手続や贈与税、相続税といった税法上の課題等、対処すべき問題が数多く生じてきます。</p> <p>本講義は、不動産をはじめとする財産処分の実情とその活用、処分に伴う税の仕組み等に詳しい実務の専門家の方々をオムニバスでお招きし、現在の法制度のもとで財産を運用・処分することがいかなる意味を持つのかについて考えることを目的としています。</p>		<p>この講義では、以下のテーマを取り上げる予定です。具体的なプログラムは開講時に配付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遺言の基礎知識 2. 信託と財産承継（遺言信託、土地信託等） 3. 不動産鑑定と相続 4. ファイナンシャル・プランナー 5. 贈与・相続と税金 6. 証券取引と税金 <p>なお、授業期間内に、一纏まりのテーマごとに講義の内容に基づいてレポートを書いてもらいます。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
講義に応じて適宜資料を配付、参考文献を指示します。		出席および授業期間内に数回実施するレポートによって評価します。	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	法政総合講座「市民生活の安全と法」 法政総合講座「市民生活の安全と法」 総合講座「市民生活の安全と法」	担当者	安部 哲夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>今日の社会を読み解く「キーワード」のひとつに、「安全」があります。社会全般に、様々に発展したツールや環境の中で、私たちの生命・身体・自由・財産・名誉といった重要な法益が危険にさらされており、またそのことへの市民の不安が高まっている状況にあります。誰もが望む「安全」は、法的枠組みの中では、必ずしも重視されてはきませんでした。「安全」以上に「自由」な社会を私たちは尊重してきたからです。「自由」を守るためには、少しばかり「安全」を犠牲にしても、それはやむを得ないものとされました。</p> <p>しかし、今、情報空間や様々な生活形態の共存する社会にあって、市民一般の日々の生活、とりわけ「子どもの安全」を脅かす場面が多くなった状況にあります。</p> <p>講座では、主に、子どもの生活環境と安全の問題について法的諸問題を論じることになると思いますが、犯罪予防の視点から犯罪者の更生をめぐる法的問題についても議論を展開させようと考えています。</p>		<p>以下は当面の予定です。詳細は、あらためて第1回目の講義でお知らせします。第1回と第12回はコーディネーターが担当し、他は外部講師にお願いします。したがって外部講師との関係で、テーマが変更されることもあります。講師は、警察庁、警視庁、科学警察研究所、法務省、NHK放送文化研究所、日本ガーディアン・エンジェルス、全国警備業協会などからお招きする予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入（市民生活の安全をめぐる法的環境の現在） 2. 市民生活の安全と警察の役割 3. サイバー犯罪への法的対応 4. バーチャル社会と子どもの安全 5. メディアと子どもの安全 6. ガーディアン・エンジェルの防犯活動 7. 警備業と市民生活の安全 8. 防犯マップの実例から 9. 犯罪者の矯正と再犯防止プログラム 10. 犯罪者の更生保護と市民生活の安全 11. 処遇困難者への法的対応 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しません。その都度、参考文献があげられます。		レポートによります。	

03～07 律／国	***** / 比較法概論 a	担当者	田島 裕
99～02 律／国	***** / 比較法原論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>比較法学は、世界の諸外国の法律を理解することにより、国際平和に資することを目的としている。第一に、その総論として、比較法の方法論を講義する。実用法学（立法および裁判のための法律解釈）のための比較法を説明する。第二に、法系論（英米法系、大陸法系、イスラム法系など）を講義する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 序説（比較法とは何か） 2 比較法学の目的 3 大陸法と英米法 4 ローマ法研究の意義 5 理想的な法の探求 6 ヨーロッパ法の特徴 7 英米法系諸国の法律 8 フランス法系諸国の法律 9 イスラム法系諸国の法律 10 アジア・アフリカ法系諸国の法律 11 ラテン・アメリカ法系諸国の法律 12 前半（総論）のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』（信山社、1998年）		定期試験	

03～07 律／国	***** / 比較法概論 b	担当者	田島 裕
99～02 律／国	***** / 比較法原論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前半の総論に続き、比較法学の各論を講義する。現在、国連加盟国は191ヶ国あるが、いくつかのブロックに分割し、それぞれの国の法律の特徴を説明し、日本法との比較検討を行う。また、これまでなされてきた比較法学の業績に注目し、主要なテーマに関する研究を紹介する。最後に、比較法と国際法との融合について、展望を述べる。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 外国法と比較法 2 ヨーロッパ諸国の法 3 アジア諸国の法 4 中近東諸国の法 5 北米・中米・南米の法 6 オセアニアおよび太平洋諸国の法 7 アフリカ諸国の法 8 立法のための比較法 9 法律解釈のための比較法 10 国際取引のための比較法 11 学問としての比較法 12 全体のまとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
田島裕『比較法の方法』（信山社、1998年）		定期試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 比較政治 a **** / 比較政治 比較政治	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、先進諸国の政治社会をとりあげ、その特質を理解することにより、現代についての理解を深めることを目的とする。日本以外の国が対象であるが、諸外国についての知識を得ることにより、日本の政治社会との比較を行い、私たちが生きている世界についての考察を進めることが重要である。</p> <p>前期は北米とヨーロッパの主要国を分析する。比較においては、縦軸（時間軸）と横軸（空間軸）がともに重要であるが、各国について、その政治社会の制度や成り立ち、問題点を中心に講義する。</p>		<p>若干の変更がありうるが、詳細については初回の授業で説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに ー比較政治の分析枠組 2. アメリカの政治（三権分立、連邦制） 3. 〃 4. カナダの政治（多文化主義） 5. イギリスの政治（二大政党制、帝国の遺産） 6. 〃 7. フランスの政治（体制変革、移民と統合） 8. 〃 9. ドイツの政治（冷戦と分断・再統一、緑の政治） 10. 〃 11. 〃 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
馬場康雄・平島健司（編）『ヨーロッパ政治ハンドブック』（東大出版会） その他、授業中に指示する。		定期試験を中心に評価する。レポート提出を求めることもある。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 比較政治 b **** / 比較政治 比較政治	担当者	津田 由美子
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、先進諸国の政治社会をとりあげ、その特質を理解することにより、現代についての理解を深めることを目的とする。日本以外の国が対象であるが、諸外国についての知識を得ることにより、日本の政治社会との比較を行い、私たちが生きている世界についての考察を進めることが重要である。</p> <p>前期の科目を引き継いで、後期はヨーロッパの中小国とヨーロッパ統合についてとりあげる。ヨーロッパ統合については、現代の民主主義の課題を含めて、多様な角度からEUの現状を紹介する。</p> <p>前期科目を受講していることが望ましい。</p>		<p>若干の変更がありうるが、詳細については初回の授業で説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北欧の政治（福祉国家） 2. 〃 3. 南欧の政治（権威主義体制と体制移行、政党中心政治） 4. 〃 5. 中欧の政治（コーポラティズム、直接民主制、 6. 〃 コンセンサス・デモクラシー） 7. EUの政治 統合の歴史 8. 〃 EUの諸機構 9. 〃 EUの諸政策 10. 〃 EUの拡大 11. 〃 EUの課題 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
馬場康雄・平島健司（編）『ヨーロッパ政治ハンドブック』（東大出版会） その他、授業中に指示する。		定期試験を中心に評価する。レポート提出を求めることもある。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 国際組織法－1 ***** / 国際組織法 国際組織	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 本講義の目的は、国際組織に対する法的視点を習得することを目的とする。</p> <p>講義概要 本講義では、国際組織の国際法上の理論的諸問題を取り上げて検討する。</p> <p>本講義を受講するにあたっては国際法の知識を有することを必ずしも前提とはしないが、主に国際法の視点から国際組織の分析を行うため、全学共通授業科目の国際法や法学部の国際法も受講することを奨励する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 イントロダクション 2 国際組織の概念と歴史 3 国際組織の設立と解散 4 国際組織の国際法上の地位 5 国際組織の国内法上の地位 6 国際組織と加盟国 7 国際組織間の連携・協力 8 国際組織と NGO（民間団体） 9 国際公務員 10 国際組織の意思決定 11 国際組織と財政・分担金・運営上の諸問題 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
横田洋三編著『新国際機構論 上』（国際書院）		主として学期末に実施する試験と出席により評価する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 国際組織法－2 ***** / 国際組織法 国際組織	担当者	鈴木 淳一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的 本講義は、国際社会で活躍する国際組織の活動について基礎的な知識を習得することを目的とする。</p> <p>講義概要 国際社会には世界政府は存在しない。しかし、多様な国際組織が国家とともに国際社会の共通利益の実現のために重要な役割を担っている。本講義では、国際組織の様々な活動分野を取り上げて、国際組織がそれらの分野で果たしている機能を具体的に説明する。</p> <p>本講義は多様な国際組織の活動について主に国際法の視点から分析を行うものであるため、一連の講義に先立ち、国際社会と国際法についての簡単なレクチャーを行う。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 イントロダクション 2 国際組織と国際法 3 紛争の平和的解決に関わる国際組織（1） 4 紛争の平和的解決に関わる国際組織（2） 5 安全保障に関わる国際組織（1） 6 安全保障に関わる国際組織（2） 7 軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際組織 8 人権・人道・難民問題に関わる国際組織 9 国際貿易・国際金融に関わる国際組織 10 開発援助と南北問題に関わる国際組織 11 労働、教育・文化、保健に関わる国際組織 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
横田洋三編著『新国際機構論 下』（国際書院）		主として学期末に実施する試験と出席により評価する。	

03～07 律/国	***** / 国際人権法 a		
99～02 律/国	***** / 国際人権法	担当者	高佐 智美
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：国際人権法とは何か、その意義及び概要について理解した上で、現在の日本社会における人権問題を認識し、その問題に対して国際人権法を具体的にどう適用していくか、を検討します。</p> <p>概要：授業計画及びホームページ参照 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/</p> <p>受講生について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法 I（人権）の知識は当然あるという前提の下で授業を進めるので、憲法の教科書に予め目を通しておいてください。 2. ハンドアウト（プリント）は HP 内の Syllabus から各自ダウンロードするように（ハンドアウトは授業が始まる前日までにはアップするようにします） 3. 講義の内容は秋期とリンクしていますので、履修者は国際人権法 a、b ともに受講するように。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 国際人権法の意義と歴史 3. 国連における人権保障制度 4. 地域的な人権保障制度 5. 条約における人権保障制度 6. 国際法と国内法 7. B 規約と日本 8. 死刑制度と日本 9. 人種差別撤廃条約と日本(1) 10. 人種差別撤廃条約と日本(2) 11. 子どもの権利条約と日本(1) 12. 子どもの権利条約と日本(2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：特に指定しない。</p> <p>参考文献：①阿部他『テキストブック国際人権法【第 2 版】』（2002 年、日本評論社）</p> <p>②畑・水上編『国際人権法概論〔第 4 版〕』（2006 年、有信堂）</p>		定期試験、及び小テスト（計 2～3 回実施）の総合点で判断	

03～07 律/国	***** / 国際人権法 b		
99～02 律/国	***** / 国際人権法	担当者	高佐 智美
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：国際人権法とは何か、その意義及び概要について理解した上で、現在の日本社会における人権問題を認識し、その問題に対して国際人権法を具体的にどう適用していくか、を検討します。</p> <p>概要：授業計画及びホームページ参照 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0060/</p> <p>受講生について：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 憲法 I（人権）の知識は当然あるという前提の下で授業を進めるので、憲法の教科書に予め目を通しておいてください。 2. ハンドアウト（プリント）は HP 内の Syllabus から各自ダウンロードするように（ハンドアウトは授業が始まる前日までにはアップするようにします） 3. 講義の内容は秋期とリンクしていますので、履修者は国際人権法 a、b ともに受講するように。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性差別撤廃条約と日本(1) 2. 女性差別撤廃条約と日本(2) 3. 女性差別撤廃条約と日本(3) 4. 刑事手続に関する国際準則と日本(1) 5. 刑事手続に関する国際準則と日本(2) 6. 刑事手続に関する国際準則と日本(3) 7. 日本における外国人の人権(1) 8. 日本における外国人の人権(2) 9. 日本における外国人の人権(3) 10. 日本における外国人の人権(4) 11. 日本における外国人の人権(5) 12. 日本における外国人の人権(6) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：特に指定しない。</p> <p>参考文献：①阿部他『テキストブック国際人権法【第 2 版】』（2002 年、日本評論社）</p> <p>②畑・水上編『国際人権法概論〔第 4 版〕』（2006 年、有信堂）</p>		定期試験、及び小テスト（計 2～3 回実施）の総合点で判断	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / 国際環境法 a ***** / 国際環境法 *****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 主に総論にあたる部分として、国際環境問題の性質・歴史、紛争の種類、国家や個人等の紛争当事者の地位、問題解決の基本的な手法、国際環境法における諸原則や国際環境保全規範の構造などを検討する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際環境問題とその法的規律の必要性 2 国際環境法の必要性とその発展過程 3 越境汚染と領域使用の管理責任 4 環境損害に関する民事責任条約 5 環境に対する国家の責任の進展 6 国際環境法の諸原則 7 国際環境保全規範と事前防止 8 事前防止の手続的規則①通報・協議 9 事前防止の手続的規則②影響評価 10 国際環境保全と私法 11 国際環境保全と国内公法 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規 2003年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03～07 律／国 99～02 律／国 98 以前 律	***** / 国際環境法 b ***** / 国際環境法 *****	担当者	一之瀬 高博
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>〔講義目的〕 国際環境問題および地球環境問題に対処するための国際的な法のしくみを概観する。</p> <p>〔講義概要〕 環境条約の内容、国家実行、国際会議や国際機関の対応、具体的紛争等を素材に、個々の環境問題の種類ごとに国際環境法の構造を分析する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 長距離越境大気汚染、酸性雨 2 地球大気圏・気候変動問題① 3 地球大気圏・気候変動問題② 4 海洋環境の保全① 5 海洋環境の保全② 6 南極の環境保護 7 廃棄物の越境移動 8 化学物質、原子力と環境 9 自然環境の保全 10 生物多様性の保全 11 環境と貿易、武力紛争 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは開講時に指示する。参考文献： 『地球環境条約集』第4版、中央法規 2003年</p>		<p>期末試験の成績を重視し、出席・小テスト・レポートも評価の対象にする。</p>	

03~07 律/国	***** / 国際経済法	担当者	宗田 貴行
99~02 律/国	***** / 国際経済法		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 本講義は、卒業後に民間の企業の法務部や営業部で働くことを考えている学生などに対して、独占禁止法の知識、とくに現在世界各国でその活用が望まれている独占禁止法にかかる民事訴訟についての知識を重点的に提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] まず、わが国でどのような行為が独占禁止法に違反するのかについて、図や表などを用いてわかりやすく説明します。また、どのように独占禁止法が執行されるのかについて説明します。 そのうえで、独占禁止法にかかる民事的救済制度について、海外で収集した資料に基づき、詳しく説明します。 最後に、わが国の独禁法違反行為に関する民事訴訟について解説します。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際経済法とは 2 わが国の独禁法の概説 3 米国反トラスト法と民事訴訟（1） 4 米国反トラスト法と民事訴訟（2） 5 EU競争法と民事訴訟 6 イギリス競争法と民事訴訟 7 フランス競争法と民事訴訟 8 ドイツ競争法と民事訴訟（1） 9 ドイツ競争法と民事訴訟（2） 10 わが国の独禁法と民事訴訟（1） 11 わが国の独禁法と民事訴訟（2） 12 わが国の独禁法と民事訴訟（3） 	
テキスト、参考文献		評価方法	
とくに指定しません。毎回レジュメを配布します。		出席を重視します。出席及びレポートで成績を採点します。	

03~07 律/国	***** / 国際関係法特講（国際経済法）	担当者	宗田 貴行
99~02 律/国	***** / 国際経済法		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義目的] 今日、世界では独占禁止法違反行為や消費者契約法違反行為など様々な違反行為によって多数の消費者への少額の被害が生じています。多数の消費者へのこういった被害を救済するために、わが国では今年6月から消費者契約法に消費者団体訴訟制度が導入されます。また将来は独占禁止法にも、この制度は導入される予定です。この消費者団体訴訟制度は、ドイツに古くからある制度です。そこで、本講義では、ドイツの消費者団体訴訟制度を解説することにより、わが国の消費者団体訴訟制度をしっかりと理解できるようにします。</p> <p>[講義概要] 拙著及び海外調査での成果を使用して、ドイツにおける団体訴訟制度の新たな展開を詳しく解説します。 その上で、わが国の消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度について説明します。 内閣府のパフレットや研究会資料などを用い、パワーポイントで作成した図や表も使って理解を深めます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 独占禁止法における民事的救済制度 2 消費者団体訴訟制度とは 3 差止訴訟法上の消費者団体訴訟制度 4 法律相談法上の消費者団体訴訟制度 5 不正競争防止法上の消費者団体訴訟制度① 6 不正競争防止法上の消費者団体訴訟制度② 7 競争制限防止法上の団体訴訟制度 8 消費者団体訴訟制度の利用状況 9 団体訴訟の理論構成 10 わが国の消費者団体訴訟制度① 11 わが国の消費者団体訴訟制度② 12 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
宗田貴行『団体訴訟の新展開』慶應義塾大学出版会 2006年。各自購入してください。		出席を重視します。出席状況とレポートで評価します。	

03～07 律／国	***** / 国際開発協力法	担当者	櫻井 雅夫
99～02 律／国	***** / 国際開発協力法		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 卒業後に会社の海外事業部門や「開発協力」に関する機関(JICA<国際協力機構>、JETRO<日本貿易振興会>など)やNGOsで働くことを考えている学生にたいして、国際「開発協力」にかかわる最低限かつ必須の法律知識を提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] 単に実務に役立つ知識や「援助評論」を詰め込もうとするものではありません。あくまでも、国際「開発協力」にかかわる知識を体系的に会得させようとするものです。 法的な知識にとどまらず、隣接する分野とくに経済学、国際関係論の知識も習得します。 授業を進めるにあたっては、①海外で収集してきた国際「開発協力」プロジェクトの事例ないし紛争の事例をたくさん入れ、②ビデオとパワーポイントを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際「開発協力」のフレームワーク 2 政府開発援助(ODA)(1)一定義 3 ODA(2)ー政策と法 4 ODA(3)ー贈与と法 5 ODA(4)ー開発借款と法 6 ODA(5)ー「その他」協力と法 7 その他政府資金協力(OOF)(1)ー公的輸出信用と法 8 OOF(2)ー投資金融と法 9 民間資金協力(PF)(1)ー民間輸出信用と法 10 PF(2)ー投資と法 11 NGOsによる贈与と法 12 国際機関を通じる協力と法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『開発協力』東京：国際経済法センター。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律／国	***** / 国際関係法特講 (国際開発協力法)	担当者	櫻井 雅夫
99～02 律／国	***** / 国際開発協力法		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的] 卒業後に会社の海外事業部門や「開発協力」に関する機関(JICA<国際協力機構>、JETRO<日本貿易振興会>など)やNGOsで働くことを考えている学生にたいして、国際「開発協力」にかかわる最低限かつ必須の法律知識を提供することを目的としています。</p> <p>[講義の概要] 単に実務に役立つ知識や「援助評論」を詰め込もうとするものではありません。あくまでも、国際「開発協力」にかかわる知識を体系的に会得させようとするものです。 法的な知識にとどまらず、隣接する分野とくに経済学、国際関係論の知識も習得します。 授業を進めるにあたっては、①海外で収集してきた国際「開発協力」プロジェクトの事例ないし紛争の事例をたくさん入れ、②ビデオとパワーポイントを多用するので、理解は進むと思います。</p>		<p>秋学期だけを履修する学生も想定し、最初の2回を春学期の授業の要約に充てます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春学期の復習 2 春学期の復習 3 国際「開発協力」のフレームワーク 4 政府開発援助(ODA)(1)一定義 5 ODA(2)ー政策と法 6 ODA(3)ー贈与と法 7 ODA(4)ー開発借款と法 8 ODA(5)ー「その他」協力と法 9 その他政府資金協力(OOF)ー公的輸出信用・投資金融と法 10 民間資金協力(PF)ー民間輸出信用・投資と法 11 NGOsによる贈与と法 12 国際機関を通じる協力と法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
櫻井雅夫『開発協力』東京：国際経済法センター。		期末試験なし。レポート提出のみ。出席を重視。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 国際租税法	担当者	石村 耕治
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>人事交流やビジネス活動の国際化が急速に進むなか、自国のみならず、相手国の税法や租税条約などを理解していなければ、国際的な税金問題を考えるのは難しくなってきました。</p> <p>例えば、学生諸君が、将来、勤め先の日本企業からアメリカの支店に派遣されたとします。この場合、日本の本店とアメリカ支店との間の課税関係はどうなるのかといった問題に遭遇するかもしれません。国際租税法はこうしたグローバルな課税問題について、法学的な観点から学ぶ科目です。</p> <p>国際租税法を学ぶには日本税法(国内税法)の基礎知識が必要です。まったく税法の知識のない学生諸君を含め、履修した諸君の基礎的な理解を深めるために、当初は、国内税法との関連で授業を進めます。出席を重視します。</p> <p>授業では、実例を示して、できるだけわかりやすく講義します。国際租税法の基礎をしっかりと学んで、将来に役立ててください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際租税法で何を学ぶのか 2 国内税法(実体税法と手続税法)との関係は 3 企業の海外進出形態と課税関係 4 国際税法の基本(1)～①納税主体と課税主体、②居住者と非居住者、③納税義務の範囲 5 国際税法の基本(2)～①居住地国と源泉地国、②源泉課税、総合課税、分離課税 6 国際的二重課税の防止策～①国内法による対応、②租税条約による対応 7 租税条約とは何か～①多数国間租税条約、②二国間租税条約(双務的対応措置) 8 租税条約と国内税法(片務的対応)との関係 9 外国税額控除(2)～①直接外国税額控除、②間接外国税額控除、③みなし外国税額控除 10 タックス・ヘイブン対策税制とは何か 11 移転価格税制とは何か 12 過小資本税制とは何か <p>レビュー</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
石村耕治編著『現代税法入門塾(第3版)』(2006年、清文社)		①試験～70%(論文式の筆記試験)、③出席 30%	

03～07 律/国	***** / 国際知的財産権法		
99～02 律/国	***** / 国際知的財産権法	担当者	長塚 真琴
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>知的財産権法分野の国際条約のうち WIPO (世界知的所有権機関) が所管するものについて、基礎的な知識を身につけ、この分野の伝統的な国際秩序を理解することを目的とする。</p> <p>最初の数週は、条約を理解するのに必要な限度で日本法の概要を説明する。</p> <p>その後、特許をはじめとする工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約の2大条約を中心に、近年締結された条約にも触れながら、個別の条約とその基本的な考え方を解説する。</p> <p>レジュメ集を用い、裁判例に関する画像やウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条約等の条文はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：後期の国際関係法特講の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 日本法の概要 1) 特許法・実用新案法 3 日本法の概要 2) 意匠法・商標法・不正競争防止法 4 日本法の概要 3) 著作権法 5 パリ条約 1) 成立史と特許関係規定 6 パリ条約 2) 特許関係規定 7 特許協力条約 8 ブダペスト条約と UPOV 条約 9 特許をめぐる南北問題とパリ条約改正 10 商標・意匠・原産地表示の国際条約 11 ベルヌ条約 12 ベルヌ条約(続き)とその他の著作権関係条約 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『国際知的財産権法レジュメ集』 参考書：土肥一史『知的財産法入門〔第10版〕』(中央経済社、2007年)第7章以下、他は講義中に指定</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	***** / 国際関係法特講 (グローバル化と知的財産権)		
99～02 律/国	***** / 国際知的財産権法	担当者	長塚 真琴
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>TRIPs 協定を批判的に検討する。1995年に発効した同協定は、WTO協定の付属書の1つであり、知的財産権法分野の伝統的な国際条約と比べると、いくつかの点で異質であるといえる。</p> <p>この講義では、同協定を従来の国際条約と比較しつつ、その成立過程、その内容、その問題点等について解説を加えていく。</p> <p>その後、同協定による知的財産権の保護水準上昇が途上国の民衆にもたらした諸問題と、国際社会によるその解決への歩みについて検討する。</p> <p>レジュメ集を用い、ビデオやウェブサイトなど、視覚情報も重視しつつ講義を進める。レジュメ集は、講義開始後数週間以内に販売する。講義に必要な条約等の条文はレジュメ集に収録されている。</p> <p>担当教員の講義の情報を掲載するサイトはこちら。 http://www2.dokkyo.ac.jp/~less0080/ ○履修上の注意：前期の国際知的財産権法の内容も参照するため、併せて履修することが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス 2 GATT から WTO へ 3 WTO と知的財産権—TRIPs 協定制定の経緯— 4 WTO の諸原則と紛争処理機構 5 TRIPs 協定 1) 特許・実用新案 6 TRIPs 協定 2) 商標・意匠・地理的表示等 7 TRIPs 協定 3) 著作権 8 医薬品アクセス問題 1) 9 医薬品アクセス問題 2) 10 医薬品アクセス問題 3) 11 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権 1) 12 遺伝資源・伝統的知識と知的財産権 2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>教科書：長塚真琴『国際関係法特講レジュメ集』 参考書：土肥一史『知的財産法入門〔第10版〕』(中央経済社、2007年)第7章以下、他は講義中に指定</p>		<p>定期試験と、講義期間の半ばに1度おこなう小テストによる。</p>	

03～07 律/国	***** / 国際家族法	担当者	常岡 史子
99～02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>家族関係の形成・変動について国際化の影響が確実に広まりつつある現在、家族の法律関係について、日本法のみで対応することのできない問題が加速度的に増えている。また、これまで伝統や歴史を色濃く反映し、国ごとの独自性が強く現れる分野と考えられてきた家族法においても、国際的な潮流や世論がその動向に大きな影響を与えつつある。そこでは、国際法・国際私法も視野に入れつつ、このような事態に対応しうる新たな法規範の確立が求められている。</p> <p>本講義では、国際社会が家族法に与える影響と涉外身分関係の基本的理解を目的として、婚姻、親子、相続に関する民法、戸籍法、国籍法、法例の内容を概観する。そこでは、法律概念の説明とともに、代表的な裁判例を取り上げ、紛争の実態の把握に努める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国籍と戸籍 2 婚姻の成立 3 婚姻の法的効果 4 離婚原因と離婚の方式(1) 5 離婚原因と離婚の方式(2) 6 親権と子どもの監護 7 親子：実子 8 親子：養子 9 法定相続制度(1) 10 定相続制度(2) 11 遺言の機能 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
レジュメ、資料を適宜配付する。		学期末に行う定期試験の成績によって評価する。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	***** / 国際民事訴訟法	担当者	山田 恒久
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>Objectives</p> <p>This course is designed to provide undergraduates with a general education in basic and current issues on international civil procedure.</p> <p>Curriculum</p> <p>This program consists of two components, which are not divisible. Each students is required to attend at all of two courses in the following subjects:</p> <p>Course 1 Rules as to Jurisdiction to Adjudicate</p> <p>(1) Jurisdiction in Personam</p> <p>(2) Jurisdiction in Rem</p> <p>(3) Jurisdiction Declined</p> <p>(4) Quasi-Jurisdictional Dismissal</p> <p>Course 2 Rules as to Recognition and Enforcement of Foreign Judgments</p> <p>(1) Jurisdiction</p> <p>(2) Natural Justice</p> <p>(3) Public Policy</p> <p>(4) Reciprocity</p>		<p>Course 1 : Rules as to Jurisdiction to Adjudicate</p> <p>[Introduction]</p> <p>1. Theory</p> <p>2. Practice</p> <p>[Jurisdiction in Personam]</p> <p>3. Consent</p> <p>4. Forum benefits and activities</p> <p>5. General formulas</p> <p>6. "Doing-business" statutes</p> <p>[Jurisdiction in Rem]</p> <p>7. Types of in rem jurisdiction</p> <p>[Jurisdiction Declined]</p> <p>8. Forum non convenience</p> <p>9. Foreign actions</p> <p>[Quasi-Jurisdictional Dismissal]</p> <p>10. Procedural incapacity</p> <p>11. Foreign sovereigns</p> <p>12. Res judicata</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
Xeroxed materials will be distributed in class appropriately.		Evaluation will be graded according to the results of the final examination and attendance at the lecture.	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	***** / *****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律／国	***** / 模擬国際裁判	担当者	鈴木 淳一
99～02 律／国	***** / 模擬国際裁判		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>模擬国際裁判とは、ある架空の国際事件を想定して、学生が原告・被告・裁判官の三グループに分かれ、自主的に調査・研究を行い、現実の国際裁判さながらに法的主張を競い合う法学教育です。本講義では、書面手続と口頭手続を経ることで、国際法の基礎的視点を体得することができます。また、グループ作業が中心となるので、共同で勉強することが苦痛でない人に適した講義です。</p> <p>受講希望者が30名を超える場合、第1回目の講義で、国際法のテストにより選抜します（法学部生を優先します）。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 コースガイダンス——模擬国際裁判とは何か？ 2 課題文と訴状の発表 3 準備段階 4 申述書提出（原告側） 5 答弁書提出（被告側） 6 国際法上の論点を学ぶ 7 口頭弁論 8 判決 9 自己評価と反省 <p>本講義で過去に扱った事例としては、核兵器使用の合法性に関する事件、ミロシェビッチ事件（旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所）、拡散安全保障イニシアチブ（PSI）構想、イスラエルの分離壁、宇宙空間への兵器配備、竹島問題などがあります。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集 2007年版』有斐閣 その他、適宜、参考文献を紹介します。		書面及び発表や模擬裁判への参加態度に基づいて評価します（試験は行いません）。	

03～07 律/国	***** / 国際関係法特講 (海洋法)		
99～02 律/国	***** / 国際関係法特講B (海洋法)	担当者	安保 公人
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>海洋法は、海洋の秩序を定める国際法をいう。海洋は、エネルギー原料や製造物品などの輸送、石油・ガスなどの海底資源開発、漁獲活動、国家の安全保障などのために、各国が共に利用する場である。したがって、海洋利用の秩序を維持していくことは、国際社会の安定化と発展にとって不可欠であり、また、わが国のような海洋国家にとっては、国家・国民の安全と繁栄の基盤となる。</p> <p>学生は、授業計画に示す海洋法のルールを勉学の対象とし、国際関係で生じる関連問題およびわが国と近隣国との間に生じている海洋問題について、適切な分析と判断を実施でき、また解決方法を検討できる基盤を構築していく。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<p>① 海洋法の意義・発展、現代海洋法の水域区分</p> <p>② 直線基線の設定、商船、軍艦・政府船舶の主権免除</p> <p>③ 領水の無害でない外国船（密航船・工作船等）対処</p> <p>④ 領水の潜没潜水艦対処、接続水域の防止措置</p> <p>⑤ EEZ・大陸棚の権利と外国船（資源探査船等）対処</p> <p>⑥ EEZ・大陸棚境界画定判例、東シナ海境界画定問題</p> <p>⑦ 公海の自由・EEZの自由航行、海賊取締り</p> <p>⑧ 国際海峡の4類型、日本の特定海域（津軽海峡等）</p> <p>⑨ 群島水域の通航制度、国際法の島（沖ノ鳥島問題等）</p> <p>⑩ 深海底資源開発、海洋法紛争の解決</p> <p>⑪ 近隣国（中国・韓国・北朝鮮・ロシア）の海洋法制</p> <p>⑫ 日本の海洋法制（権利行使の現状・問題点・あり方）</p> <p>(EEZ: 排他的経済水域)</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		定期試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	***** / 国際関係法特講 (安全保障国際法)		
99～02 律/国	***** / 国際関係法特講B (安全保障国際法)	担当者	安保 公人
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際社会では各種の利害対立や紛争が絶え間なく生起している。各国家や国際機構は、平和に対する脅威が生じればそれを除去し、また、侵害が生じた場合には、それを排除して、平和で安全な状態の回復に努めている。また、国際社会は、そのためのシステムを構築し、一定のルールを定めてきた。本講義は、こうした安全保障に関する国際法の諸ルールを勉学の対象とする。</p> <p>学生は、関係の国際法を適用実例とともに習得し、また、現に生じる安全保障問題について、適切な分析と判断を実施でき、解決方法を検討できる基盤を構築していく。</p> <p>授業は、毎回、テーマと勉学目標を示し、具体的な事例を用い、わかり易く解説する。</p>		<p>① 安全保障の意義と多様性</p> <p>② 安全保障国際法の発展</p> <p>③ 国連憲章7章の制度、国連安保理・国連軍の問題</p> <p>④ 国連の集団安全保障（朝鮮戦争、南ローデシア、南アフリカ）</p> <p>⑤ 国連の集団安全保障（湾岸危機・戦争、イラク戦争後）</p> <p>⑥ 国連の集団安全保障（東チモール、9.11テロ、アフガニスタン）</p> <p>⑦ 国連安保理決議に基づく海上阻止行動</p> <p>⑧ 国連平和維持活動の発展（ソマリア、ユーゴ、東チモールなど）</p> <p>⑨ 自衛権行使の条件、集団的自衛権、ミサイル防衛</p> <p>⑩ テロに対する自衛権、自国民保護の実行</p> <p>⑪ 人道的介入、大量破壊兵器の拡散防止と軍縮問題</p> <p>⑫ 島嶼領有紛争の国際裁判と竹島・尖閣諸島問題</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
『国際条約集』（有斐閣）		定期試験の成績で評価する。講義を欠かさず聴き、ノートに整理し、自ら問題意識をもって復習すれば、勉学の目的を達成でき、好成績も獲得する。	

03～07 律/国	***** / 比較会社法 a	担当者	周 劍龍
99～02 律/国	***** / 比較会社法		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義の目的： 本講義では、日本、アメリカおよび中国の会社（とくに株式会社）に関する法規制を素材として、3国における株式会社の法規制、とりわけ株式会社の機関に関する法規制の異同を解明する。</p> <p>講義概要： 序論では、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質、会社の形態、有限責任制度、法人格否認の法理などを明らかにする。 本論では、日本、アメリカにおける株式会社の機関の法構造の異同を比較して、解明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、市場経済における会社の位置付け、会社の法的性質 2、会社の形態、有限責任制度、 3、法人格否認の法理、会社の権利能力、日本会社法の沿革 4、日本の株式会社の機関：株主総会（その1） 5、日本の株式会社の機関：株主総会（その2） 6、日本の株式会社の機関：取締役会、代表取締役 7、日本の株式会社の機関：取締役の義務と責任 8、日本の株式会社の機関：監査役（会）、委員会等設置会社 9、アメリカにおける会社の基礎理論、アメリカ会社法の沿革 10、アメリカの株式会社の機関：株主総会 11、アメリカの株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 12、アメリカの株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 	
テキスト、参考文献		評価方法	
テキストはとくに指定しない。講義用レジュメや参考資料のコピーなどを配布する。		基本は期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

03～07 律/国	***** / 比較会社法 b	担当者	周 劍龍
99～02 律/国	***** / 比較会社法		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的： 同上</p> <p>講義概要： 序論では、中国会社法を理解するための基礎知識として、中国の国家の性質、政治制度、司法制度を説明する。 本論では、中国会社法の沿革、中国における株式制度と証券市場の導入の意義、中国会社法の枠組み（とりわけ、株式会社の機関）、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向などについてを説明する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1、中国の国家の性質 2、中国の政治制度 3、中国の司法制度 4、中国の会社法の沿革 5、国有企業改革と株式制度の導入 6、株式会社の設立と消滅 7、株式会社の資金調達 8、株式会社の機関：株主総会 9、株式会社の機関：取締役会、取締役、執行役 10、株式会社の機関：取締役、執行役の義務と責任 11、株式会社の機関：監査役会 12、中国におけるコーポレート・ガバナンスの動向 	
テキスト、参考文献		評価方法	
周劍龍「中国における会社・証券取引法制の形成」中央経済社、2005年7月。 そのほか、関連資料のコピーを随時配布する。		基本は期末テストによるが、出席状況なども加味する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 平和学 a ***** / 平和学 平和学	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際紛争（戦争）と平和の問題は著しく日常化し、我々の生存・生活はその在り方によって大きく左右されている。人類に直面している「紛争（戦争）と平和」をめぐるさまざまな問題を解明していく。まず、平和学とは何か。すなわち、平和学の目的・対象・方法・課題などを明らかにする。とりわけ、国際紛争構造の形成・展開・変容過程を分析していくなかで、平和の在り方を位置づけていく。その上で、平和をどう理解することができるか。また、どう理解すべきかを明らかにする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 グローバル社会における平和と平和学の現在 2 平和学の形成・発展過程 － (1) 3 平和学の形成・発展過程 － (2) 4 平和学の基本的枠組み － 平和価値と科学性 － 5 平和学の基本的枠組み － 全体志向性と学際性 － 6 現代世界における「紛争と平和の枠組み」 7 国際紛争構造の概念 8 国際紛争構造の意味と特性 9 国際紛争構造の形成・展開過程 － (1) 10 国際紛争構造の形成・展開過程 － (2) 11 国際紛争構造の形成・展開過程 － (3) 12 グローバル紛争構造と平和構造の枠組み 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会における「紛争と平和の枠組み」』同文館（テキスト）		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 平和学 b ***** / 平和学 平和学	担当者	星野 昭吉
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバル紛争構造の四つの下位的紛争構造、すなわち、暴力紛争（戦争）・南北非対称的紛争構造・アイデンティティ紛争構造・地球環境紛争構造を分析・説明していく。その上で、グローバル・ガバナンスの視点から、それら紛争構造の解決・変革の必要条件と可能条件とを抽出していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 グローバル暴力紛争の構造的な原因 2 暴力紛争と軍事体制 3 暴力紛争と権力配分構造 4 暴力紛争と核抑止戦略 5 暴力紛争と民主的平和 6 南北不平等紛争構造 － (1) 7 南北不平等紛争構造 － (2) 8 アイデンティティ紛争構造 9 地球環境紛争構造 10 「上からのガバナンス」の構造と特性 11 「下からのガバナンス」の構造と特性 12 平和の構築と平和教育 	
テキスト、参考文献		評価方法	
星野昭吉『グローバル社会の平和学－現状維持志向平和学から現状変革志向平和学へ－』同文館		試験、レポート（書評）、出欠状況による総合評価。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 国際協力論 a **** / 国際協力論 国際開発論	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>前期は、経済面における国際協力、即ち、経済協力及び開発援助政策についての分析を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① イン트로ダクション ② 発展途上国問題と国際開発 ③ 日本の経済協力政策の史的展開 ④ 日本の経済協力政策決定形成過程 ⑤ 日本の経済協力政策の今後の課題 ⑥ 主要国の経済協力政策（米国、カナダ、英、仏、独、北欧等） ⑦ 多国間開発援助の仕組み ⑧ 国際社会における援助協調のあり方 ⑨ グローバリゼーションと開発 ⑩ ガバナンスと開発 ⑪ MDGsと今後の課題 	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に配布。		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 国際協力論 b **** / 国際協力論 国際開発論	担当者	片岡 貞治
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>論理的思考に基づく理論的枠組の構築のみならず、現実の国際社会の政治現象の実証的研究とが有機的に組み合わせられた形で研究が行われることが不可欠である。</p> <p>国際社会とは何か、国際社会における様々なアクターとは何かを理解した上で、「国際協力」を理論的に定義し、考察していく。法学部の学生に対しては、授業を通して、国家とは何か、国際社会とは何かを理解し、国際協力に関する基本的な知識と意識を会得し、現代国際社会の様々な政治経済現象を自分なりに理解し、実証的に分析し、政治、経済の両面における現在の国際協力のあり方について自分なりの意見を持って貰うことを目的としていく。</p> <p>後期は、政治面の国際協力、即ち、国連の集団的安全保障の問題、集団的自衛権、多発する紛争や内戦の予防・解決の試み、分析を行う予定である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ① 国連システム ② 集団的安全保障 ③ 集団的自衛権 ④ 朝鮮戦争 ⑤ 湾岸戦争 ⑥ 湾岸戦争と日本の対応 ⑦ 集団的安全保障の変形としての国連平和維持活動 ⑧ 国際平和協力 ⑨ 9.11テロ攻撃 ⑩ イラク戦争と日本 ⑪ 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
なし。適宜講義中に配布		試験、出席、授業態度等で総合的に判断する。	

03～07 律/国	***** / 国際関係史 a	担当者	永野 隆行
99～02 律/国	***** / 国際関係史		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義の目的は、20 世紀国際政治の歴史の全体像を把握し、それを 21 世紀国際政治の理解に役立てることである。国際政治の現象の理解に必要なのは、理論（的枠組み）と歴史（的背景）である。「グローバル社会論」が前者を提供し、本講義「英語圏の国際関係」が後者を学生諸君に提供することになる。</p> <p>本講義では、第二次世界大戦後の歴史を主として冷戦という観点から振り返っていくが、時間の許す限り、「ナショナリズムの勃興と脱植民地化」、「核兵器」、「経済的繁栄と政治」、「冷戦と日本の戦後」などのテーマ別に約 50 年間の歴史を捉えなおしてみたい。</p> <p>なお、本講義はパワーポイントを利用するが、授業に集中してもらうために、スライド資料は配布しない。スクリーンに投影されるスライドと講義内容を自分なりに理解して、各自ノートにメモをしてもらうことになる。</p> <p>本講義では、受講者に戦後国際政治史に関する基礎知識があることを前提としていないが、毎回の授業の理解度を深めるためには、予習と復習を怠らないようにして欲しい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（第 1～3 週） ～第二次世界大戦前後の国際関係の変化 2. 冷戦①（第 4～5 週） ～冷戦とは何であったのか？ 3. 冷戦②（第 6～7 週） ～冷戦の開始 4. 冷戦③（第 8～10 週） ～冷戦の展開 5. 冷戦④（第 11～12 週） ～ベトナム戦争 <p>* 第 7～8 週に中間試験を行う予定。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
第一回目の授業時に紹介する。		中間試験と学期末の試験による評価。出欠はとらない。	

03～07 律/国	***** / 国際関係史 b	担当者	永野 隆行
99～02 律/国	***** / 国際関係史		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>日本が 21 世紀においてアジア太平洋地域の平和と安定のために積極的に関わろうとするとき、日本とオーストラリアの連携（日豪連携）はとりわけ重要である。</p> <p>それは、両国が自由主義的民主主義、そして市場経済という政治的、経済的基本理念、またアジア太平洋地域の平和と安定の実現という戦略的価値観を共有しながら、同時にアジアの歴史と伝統のなかで生きていくというアイデンティティをも共有しているからである。日本とオーストラリアは、ともに信頼できるパートナーとして、国際社会において共同行動をとっていきけるし、とっていかねばならないであろう。</p> <p>こうした問題意識のもと、本講義では、第二次世界大戦後のアジア・太平洋地域の国際関係の歴史を振り返りながら、それをオーストラリアの視点から学んでいく。とかくカンガルー、コアラ、美しい珊瑚礁などでイメージされがちなオーストラリアを、国際関係という視点から見つめることで、日本外交の重要なパートナーであるオーストラリア理解を深めたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション（第 1 週） ～アジア太平洋における日本の重要なパートナーである「オーストラリア」を学ぶ意義 2. 20 世紀初頭の戦争とオーストラリア（第 2～5 週） ～日本とオーストラリアの「戦争の記憶」 3. 対日脅威の高まりとアジア国際関係への関心（第 6～9 週） ～日本のアジア進出と英豪対立・対米接近 4. 第二次世界大戦後のオーストラリアとアジアの安全保障（第 10～12 週） ～大国依存の安全保障から、自立した対アジア安全保障コミットメントへ <p>* 第 7～8 週に中間試験を行う予定。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
森健ほか編『オーストラリア入門』東京大学出版会、2007 年（6 月刊行予定）。		中間試験と学期末の試験による評価。出欠はとらない。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 国際政治学特講 (カントの政治思想(1)) **** / 政治学特講 B (カントの政治思想(1)) 国際関係特講 B (カントの政治思想(1))	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前期および後期の講義講読を通じて、カントの歴史哲学、道徳哲学、政治哲学の交差点に、『永遠平和のために』を位置づけ、カントの国際政治思想の理解を深めることを本年度の講義の課題とする</p> <p>前期は、カント政治哲学のエッセンスである「啓蒙とは何か」(1884)、カント歴史哲学を構成する3論文「世界市民という視点からみた普遍史の理念」(1884)、「人類の歴史の憶測的な起源」(1786)、「万物の終焉」(1794)を講義講読する。</p> <p>『永遠平和のために』の前提をなすカントの歴史哲学と道徳哲学および政治哲学をまず同時代的文脈のなかで理解し、さらにその主張のもつ現代的意義を検討する。</p> <p>邦訳を丁寧に読みながら、解説していく。</p> <p>受講者はは次回の予定の範囲をかならずあらかじめ丁寧に読んだうえで、講義に臨むこと</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 啓蒙とは何か(1) 2. 啓蒙とは何か(2) 3. 世界市民という視点からみた普遍史の理念(1) 4. 世界市民という視点からみた普遍史の理念(2) 5. 世界市民という視点からみた普遍史の理念(3) 6. 世界市民という視点からみた普遍史の理念(3) 7. 人類の歴史の憶測的な起源(1) 8. 人類の歴史の憶測的な起源(2) 9. 人類の歴史の憶測的な起源(3) 10. 万物の終焉(1) 11. 万物の終焉(2) 12. 万物の終焉(3) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：カント (中山元訳)『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』(光文社古典新訳文庫) 光文社、2006年、ISBN4-334-75108-3、(648円＋税) 各自購入</p>		<p>出席点＋レポート 授業への積極的参加と毎回の購読での質疑応答に基づいて評価する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 国際政治学特講 (カントの政治思想(2)) **** / 政治学特講 B (カントの政治思想(2)) 国際関係特講 B (カントの政治思想(2))	担当者	杉田 孝夫
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前期および後期の講義講読を通じて、カントの国際政治思想の理解を深めることを本年度の講義の課題とする</p> <p>後期は、前期の講義を前提にして、カントの『永遠平和のために』(1795)を講義講読する。</p> <p>『永遠平和のために』をまず同時代的文脈のなかで理解し、さらにその主張のもつ現代的意義を検討する。</p> <p>邦訳を丁寧に読みながら、解説していく。</p> <p>受講者はは次回の予定の範囲をかならずあらかじめ丁寧に読んだうえで、講義に臨むこと</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 平和論の系譜、留保条項 2. 第一章 予備条項 1・2 3. 予備条項 3・4 4. 予備条項 5・6 5. 第二章 自然状態と法的状態 6. 第一確定条項 7. 第二確定条項 8. 第三確定条項 9. 第一追加条項 10. 第二追加条項 11. 付録一 12. 付録二 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：カント (中山元訳)『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』(光文社古典新訳文庫) 光文社、2006年、ISBN4-334-75108-3、(648円＋税) 各自購入</p>		<p>出席点＋レポート 授業への積極的参加と毎回の購読での質疑応答に基づいて評価する。</p>	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 現代経済論 a ***** / 現代経済理論 *****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>この講義では、現実の経済社会を概観しながら、ツールとしての経済学を学習します。</p> <p>経済学は社会学の女王とよばれています。経済学を用いた議論は論理的厳密性が要求されます。その一方で、経済学は実社会の問題を解決しようとしてきました。この講義では経済学の基本的な考え方と、その応用について考えていきます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス（授業の進め方についてお話しします） 2. 経済ってなに 3. マーケットの仕組み 4. 働くということ 5. 消費の仕組み 6. 企業の仕組み 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートと期末テスト	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 現代経済論 b ***** / 現代経済理論 *****	担当者	阿部 正浩
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>特殊講義 a（経済学入門）を参照してください。</p> <p>なお、特殊講義 a（経済学入門）を既修していることが望ましいですが、既習していなくとも履修することはできます。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス（授業の進め方についてお話しします） 2. 三つのマーケット 3. 経済の大きさ 4. 経済はどう成長するのか 5. 経済が変動する理由 6. 経済をどうコントロールするのか 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に指示します。		レポートおよび期末テスト	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 日本経済論 a ***** / 日本経済論 *****	担当者	波形 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現在の日本経済を理解するには、その生い立ちを知っておくことが重要である。とりわけ高度成長期についての知識が不可欠である。そのため「日本経済論 a」では、高度成長期における日本経済の問題を中心に講義する。</p> <p>なお、本講義は内容上、春期・秋期を通して聴講するのが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 戦後民主化政策と経済改革 3. 戦後経済復興対策 4. ドッジ・ラインとシャープ勧告 5. 朝鮮戦争と日本経済 6. 高度成長時代の到来 7. 高度成長の構造 8. 高度成長の精神的土台 9. 高度成長の時代背景 10. 高度成長の終焉(1) ドル・ショック 11. 高度成長の終焉(2) オイル・ショック 12. 日本経済の構造転換 	
テキスト、参考文献		評価方法	
主に統計表などのプリントを配布。		学期末試験の結果（通年講義は春学期・秋学期の合計）で評価する。相対評価方法を採用。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	***** / 日本経済論 b ***** / 日本経済論 *****	担当者	波形 昭一
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>1970年代後半から日本経済をめぐる内外の諸環境は大きく変化し、その結果として現在の日本経済がある。したがって「日本経済論 b」では、春学期の講義をふまえて、70年代後半からの日本経済の構造変化、その結果としてのバブル経済と「失われた10年」について論述し、そのうえで近年たまたかわされた日本経済再建論議の可否と小泉内閣の構造改革の位置づけを試みたい。</p> <p>なお、本講義は内容上、春学期・秋学期を通して聴講するのが望ましい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. スタグフレーションとその原因 2. レーガノミクスとアメリカ経済 3. プラザ合意後の経済変化 4. バブル経済の発生とその原因 5. バブル経済の崩壊 6. 平成不況の特徴 一複合不況一 7. 「失われた10年」とその意味 8. 景気対策か構造改革か(1) 9. 景気対策か構造改革か(2) 10. 小泉内閣の構造改革を問う(1) 11. 小泉内閣の構造改革を問う(2) 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
春学期と同じ。		春学期と同じ。	

03～07 律/国	***** / 国際経済論 a	担当者	益山 光央
99～02 律/国	***** / 国際経済論		
98 以前 律	国際経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際経済を理解するのに最低限必要と思われる基本的事項を講義します。講義の中心は貿易理論、国際貿易の一般均衡、貿易政策となります。講義で扱う内容は、よりすすんだ諸理論を学ぶのに必須の事項なので厳密な展開を心がけたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 入門 2 リカード的比較優位説 3 ヘクシャー・オリーオン定理 4 ヘクシャー・オリーオン定理 5 国際貿易の一般均衡 6 国際貿易の一般均衡 7 経済成長と貿易 8 国際生産要素移動 9 国際生産要素移動 10 関税・輸入数量制限 11 関税・輸入数量制限 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>大山道広・伊藤元重『国際貿易』 岩波書店</p>		<p>定期試験 80%、出席 20%</p>	

03～07 律/国	***** / 国際経済論 b	担当者	益山 光央
99～02 律/国	***** / 国際経済論		
98 以前 律	国際経済論		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>春学期に扱った貿易理論とともに国際経済学の柱である国際収支調整メカニズムに関連する事柄を学びます。</p> <p>国際収支の赤字、黒字からはじまり、だんだんと高度な内容へと移行します。すべて基本的内容なので、きちんと理解する必要があります。</p> <p>春学期の国際経済論 a を履修しているほうがより理解が深まります。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 国際収支と国民所得勘定 2 国際収支と国民所得勘定 3 外国為替市場 4 外国為替市場 5 外国為替市場 6 固定相場制下の所得決定 7 固定相場制下の所得決定 8 変動相場制下の所得決定 9 変動相場制下の所得決定 10 国際収支と財政・金融政策 11 国際資本移動と財政・金融政策 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>未定</p>		<p>定期試験 80%、出席 20%</p>	

03～07 律/国	***** / 国際金融論 a	担当者	山本 美樹子
99～02 律/国	***** / 国際金融論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>【秋学期開講】</p> <p>現実の国際金融的現象を理解する上で基本となる事項についての説明をしていく。</p> <p>最低限の理論的な分析も含まれるが、あくまでも現実の経済現象を理解することを目標とする。</p> <p>前半 12 コマは国際金融論の基本的な事項についての講義を進める。</p> <p>講義はパワーポイントを使ってする。講義概略は学の講義支援システムを使い講義前に公開するので、必要な学生は各自プリントアウトすること。</p> <p>なお、平成 19 年度は春学期には「東アジアの共同体構想と共通通貨の実現性」のテーマで、短期学外研修に出ることが決まっているため、国際金融論は秋学期集中になります。国際金融論を受講する学生は a,b ともに受講すること。講義は前半 12 コマでシラバスに記載されている国際金融論 a の部分を、後半 12 コマで b の部分を講義することになります。</p>		<p>1 回目 1 章 インTRODakシヨン</p> <p>2 回目 2 章 国際収支の構造</p> <p>1、国際収支表</p> <p>3 回目 2、経常収支が黒字であることの意味</p> <p>4 回目 3、経常収支の金融的側面</p> <p>5 回目 4、Jカーブ効果</p> <p>6 回目 3 章 外国為替市場と為替レート</p> <p>1、外国為替相場</p> <p>7 回目 2、リスクヘッジ</p> <p>8 回目 3、投機 (1)</p> <p>9 回目 投機 (2)</p> <p>10 回目 4、介入</p> <p>4 章 外国為替決定の理論</p> <p>11 回目 1、購買力平価説</p> <p>12 回目 2、フローアプローチ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>未定</p> <p>講義時に参考書を提示</p>		<p>前半部分については試験をせず、レポートの予定。</p> <p>出席状況調査を兼ねての平常試験を行うことがある。</p>	

03～07 律/国	***** / 国際金融論 b	担当者	山本 美樹子
99～02 律/国	***** / 国際金融論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前半部分に学んだことを基礎として、国際金融論にとって応用的なことを中心に講義する。</p> <p>21 世紀にますます進展するだろう、リージョナリズムについては、春学期に私が研修で得た最新の知識で、東アジア経済、特に金融についての講義を進めたいと思っている。</p>		<p>1 回目 5 章 固定相場制</p> <p>1、金本位制</p> <p>2 回目 2、IMF のブレトンウッズ制度</p> <p>3 回目 6 章 開放マクロ経済政策</p> <p>1、外国貿易乗数</p> <p>4 回目 2、固定相場制の開放マクロ経済政策</p> <p>5 回目 3、マンデルフレミングモデル</p> <p>6 回目 4、変動相場制の開放マクロ経済政策</p> <p>7 回目 5、国際政策協調</p> <p>8 回目 7 章 国際資本移動</p> <p>1、国際資本取引の拡大</p> <p>2、金融デリバティブ取引 (1)</p> <p>9 回目 (2)</p> <p>10 回目 8 章 リージョナリズムと国際通貨体制</p> <p>1、欧州通貨統合</p> <p>11 回目 2、東アジアの通貨統合の可能性</p> <p>12 回目 まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>未定</p> <p>参考書は講義時に指示</p>		<p>出世状況調査を兼ねた小テストと</p> <p>学期末試験</p>	

03～07 律/国	***** / 多国籍企業論 a		
99～02 律/国	***** / 多国籍企業論	担当者	小林 哲也
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>グローバリゼーションの原動力の一つは、多国籍企業である。現代企業は、財の生産や販売のみならず、情報や金融の世界でもグローバル化を進めている。生産・流通・広告・金融など各分野での技術革新により、国際分業が新たな形で再編成されつつある。</p> <p>本講義では、企業の国際化に伴う諸問題を包括的に議論し、グローバリゼーションを理解するための理論的枠組みを提供することを目的とする。</p> <p>通年受講が望ましい。前半では、グローバリゼーションと情報化の流れの中で、新しい競争の時代を迎えている現代企業像の概要を解説する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. グローバリゼーションの時代 2. 現代経済における多国籍企業 国民経済の枠組みと多国籍企業 2. 現代企業の理論 巨大企業と「豊かな」社会 3. 現代企業の理論 コーポレートガバナンスの変貌 4. 現代企業の理論 フォード主義から日本的生産システムへ 5. 現代企業の理論 情報技術革命と企業組織 6. 現代企業の理論 多国籍企業と直接投資 7. 多国籍企業と新しい国際分業 技術革新と国際分業の再編成 8. 情報技術革命と日米企業 IT 革命のインパクト 9. 情報技術革命と日米企業 企業組織と経営戦略の変貌 10. 情報技術革命と日米企業 生産性と競争優位をめぐって 11. 情報技術革命と日米企業 IT と新しい「ビジネス・モデル」 12. 情報技術革命と日米企業 情報化社会と日本的経営論の再審 	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考書： 伊藤元重『ゼミナール国際経済入門』日経		定期試験	

03～07 律/国	***** / 多国籍企業論 b		
99～02 律/国	***** / 多国籍企業論	担当者	小林 哲也
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>後半では、多国籍企業の活動にかかわるケーススタディを中心として、グローバリゼーションの現状を分析していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本企業の国際化 システムとしての日本企業 2. 日本企業の海外進出 戦後復興から 1990 年代まで 3. 日本企業の海外進出 「摩擦」の政治経済学 4. 日本企業の海外進出 アメリカの日系企業 5. 日本企業の海外進出 ヨーロッパの日系企業 6. 日本企業の海外進出 アジアへの進出と撤退 7. 日本企業の海外進出 「チャイナ・ショック」以降の国際分業 8. 情報技術革命と世界的な産業の再編成 ハイテク産業の覇権をめぐって 9. 情報技術革命と世界的な産業の再編成 自動車産業を中心として 10. 情報技術革命と世界的な産業の再編成 知的財産権をめぐって 11. 情報技術革命と世界的な産業の再編成 日本企業の課題 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
授業中に、適宜指示		定期試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 西洋政治史 a **** / 西洋政治史 政治史	担当者	井上 スズ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>前年度に引き続き『西洋の歴史』をテキストとして使用する。このテキストは、複数の専門家の叙述を集めたものであり、叙述の配置は必ずしも適切ではない。しかし、テキストがあることは、受講者にとっては講義理解に必要なことと思われるので本書を採用する。但し、テーマの選択論旨の整合性に配慮するのは私の役割であるので、授業計画に示す通りに講義をすすめる。</p> <p>本書の『帝国主義の時代』から本年は始めるが、全体を通じてヨーロッパ中心となるので、南北戦争等アメリカに関する部分を春学期の終わりに学ぶこととする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ドイツ、オーストリアの帝制 2. 同上 3. フランスの共和制 4. 同上 5. イギリスの議会政治 6. 同上 7. ロシア、東ヨーロッパの反動と革命運動 8. 同上 9. 帝国主義と植民地争奪 10. 同上 11. 南北戦争等アメリカの諸問題 12. 同上 	
テキスト、参考文献		評価方法	
大下尚一、西川正雄、服部春彦、望田幸男 編 『西洋の歴史』(近・現代編) ミネルヴァ書房		出席と試験	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / 西洋政治史 b **** / 西洋政治史 政治史	担当者	井上 スズ
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>第一次世界大戦後の各国各地の諸問題を学ぶ。しかし、その前に本書では前半に属する部分が重要な知識となるので、その部分を授業計画に示すように順序を入れ替える。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. オスマン帝国の近代化と民族問題 2. バルカン諸国の独立 3. 第一次世界大戦 4. ロシア革命 (社会主義建設期のソ連を含む) 5. 同上 6. ヴェルサイユ体制 7. 同上 8. ドイツ革命、ナチズム 9. 同上 10. イタリア ファシズム 11. その他の国のファシズム 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
木下尚一、西川正雄、服部春彦、望田幸男 編 『西洋の歴史』(近・現代編) ミネルヴァ書房		出席と試験	

03～07 律/国	***** / アジア政治論 a	担当者	上村 幸治
99～02 律/国	***** / アジア政治論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>中国が目覚しい経済成長を続け、世界の大国になりつつある。アジアの巨大途上国の台頭を、21世紀の世界史的イベントだと指摘する声も出ている。日本との貿易が急増するなど、日本との経済交流も深まっている。</p> <p>同時に、社会の混乱や環境破壊、軍拡に懸念を示す声も出てきた。発展する沿海工業地帯と貧しい内陸の農村地帯の経済格差も大きな問題になっている。</p> <p>ナショナリズムの台頭は、反日デモや米国批判という形で火を噴いている。</p> <p>現代の中国を多角的にとらえるため、アヘン戦争以来の歴史も踏まえながら、政治や外交や経済、文化の実態を見ていこうと思う。</p> <p>その上で、これからの中国がどう発展していくのか、日本との関係がどう変化していくのかを考える。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 現代中国の実像 2 英領香港の返還 3 日中関係の背景 4 戦争と内戦 5 毛沢東と周恩来（新中国の性格） 6 朝鮮戦争と冷戦 7 社会主義化 8 文化大革命 9 日中国交正常化 10 四人組逮捕と改革開放 11 天安門事件と民主化 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>[教材] 上村幸治著『中国路地裏物語—市場経済の光と影』岩波新書、上村幸治著『中国のいまがわかる本』岩波ジュニア新書、小島晋治ら著『中国近現代史』岩波新書</p>		出席、レポート、試験による	

03～07 律/国	***** / アジア政治論 b	担当者	上村 幸治
99～02 律/国	***** / アジア政治論		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
春学期と同じ		<ol style="list-style-type: none"> 1 高度経済成長（市場経済化） 2 都市の単位の崩壊 3 農村の変貌（医療・教育） 4 政治改革（民主化） 5 人口・環境問題（一人っ子問題や環境） 6 経済格差・階層社会 7 巨大プロジェクト、宇宙計画 8 台湾人意識の形成 9 チベットなど少数民族 10 指導体制の変遷 11 国際情勢と日中関係 12 後期まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
春楽学期と同じ		春学期と同じ	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 地域研究特講(ラテンアメリカ政治経済論)	担当者	今井 圭子
99～02 律/国	***** / 地域研究特講B(ラテンアメリカ政治経済論)		
98 以前 律	国際関係特講B(ラテンアメリカ政治経済論)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>ラテンアメリカの政治経済についてアジア、アフリカと比較しながらその特質を理解し、次いでラテンアメリカ地域の自然、住民、文化について概観する。さらに同地域の政治経済の歴史的変遷過程を辿り、まず植民地前の先住民社会について説明する。それを踏まえて植民地期における植民地政策の特質とその下での政治経済の変容過程をおさえ、さらに独立後の国家建設、経済開発の実施過程を考察する。そして現在ラテンアメリカ地域が抱えている主要な政治経済問題と今後の課題について解説し、さいごに日本とラテンアメリカの政治経済関係について考察する。講義に加えてディスカッション形式でラテンアメリカ政治経済について考える。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 序 ラテンアメリカ概観—ラテンアメリカとアジア、アフリカとの比較 2. 第1章 ラテンアメリカ政治経済史、 第1節 時期区分 3. 第2節 先コロンブス期（植民地以前の時期） 4. 第3節 植民地期 5. 第4節 独立期 6. 第5節 第一次産品輸出経済確立期 7. 第6節 工業化から地域統合に至る時期 8. 第2章 ラテンアメリカ経済の現状と問題点 9. 同上 10. 同上 11. 第3章 日本とラテンアメリカの関係 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
最初の授業で参考文献リストを配布する。		出席点、授業中のリアクションペーパーおよび学期末に提出するレポートによる。	

03～07 律/国	**** / 地域研究特講 (中欧と東欧・ロシア1)	担当者	志摩 園子
99～02 律/国	**** / 地域研究特講 B (中欧と東欧・ロシア1)		
98 以前 律	国際関係特講 B (中欧と東欧・ロシア1)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>東欧とか中欧とはと考えるときに、ロシアとの係わり合いを抜きにして語ることはできない。この地域をどのように捉えることができるのだろうか。ヨーロッパ連合の東方拡大によって、この地域はどのように変わっていつているのだろうか。</p> <p>今年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。</p> <p>前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてEU加盟後のバルト3国の状況も含めて、バルト地域の現状を示したい。</p> <p>前期は、後期講義の内容理解のための基礎的知識となる歴史や文化についての講義となるため、後期受講希望者はできれば、前期も受講してもらいたい。</p>		<p>① バルトとは</p> <p>② 歴史遺産の町</p> <p>③ バルト海東南岸地域の自然</p> <p>④ 20 世紀までの歴史</p> <p>⑤ 20 世紀までの歴史</p> <p>⑥ 20 世紀までの歴史</p> <p>⑦ 20 世紀までの歴史</p> <p>⑧ バルト地域の文化</p> <p>⑨ バルト地域の文化</p> <p>⑩ 大学と地域文化</p> <p>⑪ バルト地域とユダヤ人</p> <p>⑫ まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
資料配付、参考資料等適宜紹介		出席点、平常点 (小レポートも含む)、レポートの総合評価	

03～07 律/国	**** / 地域研究特講 (中欧と東欧・ロシア2)	担当者	志摩 園子
99～02 律/国	**** / 地域研究特講 B (中欧と東欧・ロシア2)		
98 以前 律	国際関係特講 B (中欧と東欧・ロシア2)		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>東欧とか中欧とはと考えるときに、ロシアとの係わり合いを抜きにして語ることはできない。この地域をどのように捉えることができるのだろうか。ヨーロッパ連合の東方拡大によって、この地域はどのように変わっていつているのだろうか。</p> <p>今年度は、特に、バルト地域に焦点をあてて、ここで進んでいる地域統合についても検討したい。</p> <p>前期は、その背景としての歴史的、文化的な側面を中心に、後期は、現代世界の問題を考える上での重要な地域としてEU加盟後のバルト3国の状況も含めて、バルト地域の現状を示したい。</p> <p>後期は、前期に講義した歴史や文化を土台にした内容となるため、できれば、前期受講者がのぞましい。</p>		<p>① バルト地域と日本</p> <p>② バルト地域と日本</p> <p>③ バルト地域と世界</p> <p>④ バルト三国の成立</p> <p>⑤ バルト三国のソ連への編入</p> <p>⑥ バルト三国のソ連時代</p> <p>⑦ 冷戦終結とバルト三国</p> <p>⑧ バルト三国と独立回復</p> <p>⑨ バルト三国のEU, NATO 加盟</p> <p>⑩ バルト三国と北欧</p> <p>⑪ バルト三国とロシア</p> <p>⑫ バルト三国と環バルト海地域、まとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
料配付、参考資料等適宜紹介		出席点、平常点 (小レポートも含む)、レポートの総合評価	

03～07 律/国	***** / 国際関係法講読 I	担当者	高佐 智美
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>目的：法律問題に関する外国語（英語）文献を講読することによって、外国語（英語）文献の読解力を深めるとともに、その問題についての理解を深めることを目的とします。</p> <p>概要：扱う法律問題については受講生の希望を踏まえて決めます。</p> <p>注：外書講読の講義は、外国語（英語）文献を読むことが元来好きで、なおかつ、外国語（英語）の文章をいかに自然な日本語に訳することができるか（単に横のものを縦にするのではなく）に楽しみを見いだすことができる人でないと単なる苦行になってしまいます。単位とは関係なく、こうしたことを純粋に楽しめる人の受講を希望します。</p>		<p>① 毎回割り当ては決めずにランダムにこちらから指名 or 自発的に1パラグラフずつ訳してもらいます。</p> <p>② 訳せなかった者は予習していないものとして欠席扱いとします。これが3回続いた場合は、やる気がないものとして授業放棄したとみなします。</p> <p>③ したがって毎回きちんと予習してくるようにはしてください。全講義中、訳した回数が1/3に満たない場合は単位は認定しません。</p> <p>④ また、出席を重視しますので、よほどの理由がない限り欠席は認めません（無断欠席は論外）。欠席が3回続いた場合も授業放棄とみなします。</p> <p>⑤ 単なる和訳だけではなく、その内容について議論したり、報告したりしてもらいます。</p> <p>⑥ 毎回予習してくる自信のない人、または講義内容に関心のない人は絶対に受講しないようにしてください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
特になし。随時講義中に指示します。		報告、出席、受講態度を総合的に評価します。	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98 以前	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03~07 律/国	***** / 国際関係法購読 I	担当者	宗田 貴行
99~02 律/国	***** / 国際関係法文献研究		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義目的]</p> <p>日本法は外国法を参考にしているため、日本法を学ぶには、外国法を知ることが、かなり手助けになります。したがって、外国法を学ぶ本講義を受講することにより、日本法の理解が深まります。</p> <p>本講義を受講することにより、①世界の法律に関する最新の情報を知ることができ、また②法律に関する英語の知識が増えます。さらに、③堅苦しいとも感じられる法律であっても、英語で世界の法律を学ぶと楽しいことが実感できます。ともに、楽しみましょう。</p> <p>[講義概要]</p> <p>本講義では、①世界の外国法の最新情報をインターネットの記事で知ることや、②やさしい英語で書かれた外国法についての洋書を読むことによって、楽しく外国法を知ってもらいます。</p> <p>毎回、外国法の最新情報についてのインターネットの英語の記事を配布し解説します。また、不当表示問題などの身近な法律問題を扱ったイギリスの消費者法の洋書などを解説します。わが国の消費者法と比較してみましよう。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 インTRODダクション～世界の法律を知ろう！ 2 世界の法律最新情報① 法律の洋書を読もう①～introduction 3 世界の法律最新情報② 法律の洋書を読もう②～formation of contracts 4 世界の法律最新情報③ 法律の洋書を読もう③～unsolicited goods 5 世界の法律最新情報④ 法律の洋書を読もう④～distance selling 6 世界の法律最新情報⑤ 法律の洋書を読もう⑤ ～protection under the law of tort 7 世界の法律最新情報⑥ 法律の洋書を読もう⑥ ～exemption clauses and unfair terms 8 世界の法律最新情報⑦ 法律の洋書を読もう⑦～CPA 1987・EA2002 9 世界の法律最新情報⑧・法律の洋書を読もう⑧ 10 世界の法律最新情報⑨・法律の洋書を読もう⑨ 11 法律の洋画から学ぼう 12 総括 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキスト：Jacqueline Martin & Chris Turner, CONSUMER LAW, Key Facts(2005)、各自購入してください。その他の資料は、毎回配布します。</p>		出席を重視します。成績は、出席状況等で決めます。	

03~07 律/国	***** / 国際関係法講読 II	担当者	土屋 弘三
99~02 律/国	***** / 国際関係法文献研究		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>[講義の目的]</p> <p>技術は、企業にとり、重要な経営資源である。企業は、技術革新のスピードの速さと保有技術の陳腐化、開発コストの低減、業際技術の必要性等への対応から、ライセンス契約による技術導入や共同開発により技術の優位性を保持しようと努める。その一方で、生産拠点の海外への移転にともない海外の合弁会社を含めた他社に技術供与をおこない、保有する特許等知的財産の積極的活用を計っている。</p> <p>このような技術の導入と供与の契約である国際（英文）ライセンス契約を検討する。</p> <p>[講義の概要]</p> <p>主に特許・know-how、商標に関わる国際ライセンス契約を対象にして、国際ライセンス契約の重要項目を説明したうえで、講読という授業の性格に鑑みて、毎回英文の契約を読み、和訳をする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産基本法と工業所有権 2. ライセンス契約の概要 3. 企業におけるライセンス契約の位置付け 4. 国家の産業政策とライセンス契約 — 中国のWTO加盟と技術導入の取り扱い — 5. ライセンス契約の定義条項と実施権の許諾 6. 実施権の内容、再実施権と下請製作 7. プロセスプラントにおけるライセンス許諾 8. 商標ライセンス契約 9. 技術情報の交換と改良技術の帰属・実施権 10. ロイヤルティの計算と支払、源泉税 11. 技術情報の保証と損害賠償責任 12. 競合品の販売制限・並行輸入と独禁法 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストは用いない。講義メモを配布する。</p> <p>参考文献：片山善行著『国際ライセンス契約の実務』（中央経済社）</p>		テストによる	

03～07 律／国	***** / 国際政治講読 I	担当者	津田 由美子
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>国際政治の変容・特にヨーロッパ政治の現状を知るために、英語文献を講読する。ただ諸外国の知識を得るだけでなく、日本との比較を通じて、理解を深めることが重要である。文献については、参加者とも相談のうえ決定するが、英字新聞や雑誌から、現代ヨーロッパに関する記事や小論を中心にとりあげる予定である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業の進め方についての説明 2. ～11. 文献講読・質疑応答 12. まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
初回に指示する。		出席と授業への貢献度・テストにより総合的に評価する。	

03～07 律／国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律／国	***** / *****		
98 以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / *****	担当者	*****
99～02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
テキスト、参考文献		評価方法	

03～07 律/国	***** / 国際政治講読Ⅱ	担当者	星野 昭吉
99～02 律/国	***** / *****		
98以前 律	*****		
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代のグローバル化した国際関係（世界政治）は、これまでの国家中心の国際関係の枠組みを大きく変容させている。新しい枠組みを構成しているグローバリゼーションはじめ、国際関係を動かしている多様な原理および国際関係の変容を、英語のテキストを使用して解明していく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 Globalizing Framework of International Relations — (1) 2 Globalizing Framework of International Relations — (2) 3 Globalization and Global Economy — (1) 4 Globalization and Global Economy — (2) 5 Globalization and Regionalism — (1) 6 Globalization and Regionalism — (2) 7 Globalization and Nationalism — (1) 8 Globalization and Nationalism — (2) 9 Globalization and Transnationalism — (1) 10 Globalization and Transnationalism — (2) 11 Globalization and Governance — (1) 12 Globalization and Governance — (2) 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>Akiyoshi Hoshino, <i>Deconstruction of International Politics and Reconstruction of Global Politics</i> (Tokyo : Teihan, 2003)</p>		テスト、発表、出席率で総合評価	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / **** 法学入門 / 国際関係法入門 法学入門	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>法は、共同社会の中に生成し、社会とともに存在します。そして、法は、社会内で生起する紛争を未然に防止し、発生してしまった場合の解決に指針を与え、その平穏・円滑な営みを支えています。我々も、共同社会の一員として、周囲の人々と関わりをもちながら生活している以上、法と無縁であることはありません。したがって、関わり合いをもつ可能性のある他者とは、人権感覚に裏打ちされた良好な信頼関係を築き、紛争が発生しないよう配慮し、不幸にして紛争が発生した場合にも、冷静かつ的確に対応することが必要となります。しかし、そのためには、法的素養を備えていることが強く求められるのです。</p> <p>そこで本講義では、最初に法の基本概念を解説したうえで、憲法に規定された基本原理や人権についての議論、および社会のさまざまな場面と法の関わり合いについての議論を概観します。法のあり方を理解するとともに、法的なものの考え方を修得できるように配慮しながら、講義を進めていく予定です。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 法とは何か 3. 法学とは何か 4. 法の学び方 5. 法体系の枠組みと法の分類 6. 憲法の基本原理（１）－国民主権－ 7. 憲法の基本原理（２）－平和主義、基本的人権尊重主義－ 8. 国の統治機構 9. 平等権 10. 自由権（１）－精神的自由・経済的自由－ 11. 自由権（２）－人身の自由－ 12. 社会権 <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあるので、あらかじめ、ご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
大谷實編著『エッセンシャル法学 [第4版]』成文堂		定期試験の答案に基づいて評価します。	

03～07 律/国 99～02 律/国 98 以前 律	**** / **** 法学入門 / 国際関係法入門 法学入門	担当者	内山 良雄
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>通年4単位科目なので、春学期の記載を参照してください。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判の仕組み（１） 2. 裁判の仕組み（２） 3. 財産関係と法（１） 4. 財産関係と法（２） 5. 経済取引と法（１） 6. 経済取引と法（２） 7. 家族と法（１） 8. 家族と法（２） 9. 犯罪・刑罰と法（１） 10. 犯罪・刑罰と法（２） 11. 医療と法（１）－医療提供の理念－ 12. 医療と法（２）－医療過誤－ <p>* 受講生の理解度に応じて進度を調整するので、このとおりに進まないことがあります。その場合、補講を行うことがあるので、あらかじめ、ご了承ください。</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
大谷實編著『エッセンシャル法学 [第4版]』成文堂		定期試験の答案に基づいて評価します。	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	富田 幸弘
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代統計学の手法は、品質管理、種々の調査、実験データの処理などを通じて広く社会一般に受け入れられ、経済学や経営学を含む諸科学にも多くの貢献をしてきている。特に、近年のコンピュータの発達は、データの取り扱いと統計的方法への接近を容易にしている。こうしたことから、統計学の背景にある科学的方法としての理論の枠組みとその重要性を十分に理解し、応用力を身につけることを目標としている。</p> <p>その内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) データの整理 (2) 確率分布</p>		<p>1 統計学とは、評価・受講上の注意など 2 データの整理 (1) 平均・標準偏差 3 データの整理 (2) その他のパラメータ 4 データの整理 (3) 度数分布表・ヒストグラム 5 データの整理 (4) 簡便法 6 データの整理 (5) 相関係数・回帰直線 7 データの整理 (6) 計算演習とまとめ 8 確率・順列と組合せ・二項定理 9 確率分布 (1) 二項分布・漸化式 10 確率分布 (2) 正規分布・標準化 11 確率分布 (3) その他の確率分布 12 確率分布の計算演習とまとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献などは、必要に応じて紹介する。		定期試験の結果により評価する。 出席状況・レポートなども考慮する。	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	富田 幸弘
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代統計学の手法は、品質管理、種々の調査、実験データの処理などを通じて広く社会一般に受け入れられ、経済学や経営学を含む諸科学にも多くの貢献をしてきている。特に、近年のコンピュータの発達は、データの取り扱いと統計的方法への接近を容易にしている。こうしたことから、統計学の背景にある科学的方法としての理論の枠組みとその重要性を十分に理解し、応用力を身につけることを目標としている。</p> <p>その内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 統計的推定 (2) 統計的仮説検定</p>		<p>1 春学期の復習、評価・受講上の注意など 2 母集団と標本・標本調査・中心極限定理 3 統計的推定 (1) 平均 4 統計的推定 (2) 比率 5 統計的仮説検定 (1) 概説 6 統計的仮説検定 (2) 平均 7 統計的仮説検定 (3) 分散 8 統計的仮説検定 (4) 比率 9 統計的仮説検定 (5) 分割表 10 統計的仮説検定 (6) その他検定 11 統計的仮説検定 (7) 推定と検定のまとめ 12 統計学のまとめ</p>	
テキスト、参考文献		評価方法	
参考文献などは、必要に応じて紹介する。		定期試験の結果により評価する。 出席状況・レポートなども考慮する。	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	本田 勝
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>我々の身の回りには大量のデータが存在する。それらは観測や測定あるいは実験のデータであったり、各種の調査から得られたデータであったり、その種類は様々である。これらのデータを解析し、推論していく、推測統計学を軸とする近代統計学の手法は、経済学や経営学分野でもいろいろな形で応用されている。</p> <p>この講義では、統計学の基本的考え方とそれらを具体的に適用していく方法について述べていく。</p> <p>講義は以下のような内容についてテキストを中心に進めるが、スライドを使用することもある。</p> <p>データの整理の方法</p> <p>確率の概念</p> <p>確率分布の考え方</p> <p>特殊な確率分布</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 統計学で何を学ぶか。 2 データの整理のしかた。平均、中央値、最頻値など。 3 ばらつきの尺度によるデータ特性の把握。 4 データ整理の演習。 5 確率導入の準備（集合および事象）。 6 確率の導入。 7 確率変数と確率分布の考え方。 8 確率分布の平均と分散。 9 2項分布の性質。 10 ポアソン分布の性質。問題演習。 11 一様分布、指数分布、正規分布の性質。 12 正規分布の確率の求め方と確率変数の標準化。問題演習。 	
テキスト、参考文献		評価方法	
本田 勝『基本統計学』 産業図書		定期試験および出席調査による総合評価	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	本田 勝
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>講義目的は統計学 a と同じ</p> <p>講義は以下のような内容についてテキストを中心に進めるが、スライドを使用することもある。</p> <p>標本分布の考え方といくつかの例</p> <p>統計学における推定の問題</p> <p>統計学における仮説検定の問題</p> <p>2変量間の関係のとらえ方</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 標本分布とは。中心極限定理。 2 標本比率の確率分布。2項分布の正規分布近似。 3 カイ2乗分布およびt分布について。標本分散の確率分布。 4 母数の推定について。点推定、区間推定の考え方。 5 母平均の区間推定。問題演習。 6 母集団比率及び母分散の区間推定。 7 仮説検定の考え方。母平均の検定法。 8 2変量間の相関関係について。 9 回帰直線とは（線形回帰、最小2乗法）。 10 カイ2乗検定の考え方。 11 問題演習 12 一年間の総復習。 	
テキスト、参考文献		評価方法	
本田 勝『基本統計学』 産業図書		定期試験および出席調査による総合評価	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	松井 敬
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>近代統計学の手法は、品質管理、種々の調査、実験データの処理などを通じて広く社会一般に受け入れられ、経済学、経営学を含む諸科学に大きく貢献してきた。近年は、コンピュータなどのデータ処理システムの発展もあって、人間活動のあらゆる分野で広く利用されている。本講義は、統計学の基礎的な概念と方法について正確な知識と応用能力を身につけることを目的とする。統計学は現実への応用に大きく関わった学問なので、出来るだけ具体的な問題を意識し、適宜計算演習をまじえながら進めてゆく。</p> <p>内容は記述的な統計から現代統計学の枠組み、データの得られるメカニズム（モデル）などである。</p> <p>試験問題は講義中の演習問題が中心になるので、普段からキチンと出席し、テーマ毎に理解しておくことが大切である。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 統計学とはどんな学問か、なぜ統計学を学ぶのか。ほかに授業の進め方、方針。 2. 統計的な見方、考え方とは。データを測定する尺度。 3. データを記述するための尺度の意味と特徴、計算など。 4. 探索的なデータ解析の方法と考え方。 5. 2つの変数間の関連性を説明する尺度について。 6. 2つの変数間の "線型" な関係を調べる。回帰直線。 7. 確率—統計と確率の接点。確率の基本的な考え方。 8. データの得られるしくみ。データとそのモデル（分布）。 9. 現代統計学の枠組み—母集団と標本。 10. 離散型の分布—二項分布、ポアソン分布など。 11. 連続型の分布—正規分布の意味と特徴など。 12. 正規分布とその周辺の事柄について。前期のまとめ。 	
テキスト、参考文献		評価方法	
池田、松井、富田、馬場著『統計学』—データから現実をさぐる、内田老鶴圃。		期末の試験と出席による。	

99～02 律/国 98 以前 律	統計学	担当者	松井 敬
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>本講義では、統計的応用のための様々な手法の意味や考え方を説明する。データは実験、観察、調査など社会の様々な場から得られるが、データの処理にはその背景にある諸条件を勘案しつつ、適切な統計的方法を選択する必要がある。その際に留意すべき点や問題となる点を明確にしながら説明してゆきたい。</p> <p>取り扱うのは推定、検定、ノンパラメトリック法などで、それぞれの方法が、どのような考え方で組み立てられているかを詳説したい。また、統計的概念の理解は、実際にデータを処理し、計算を行うことで（データ処理によって）深まってゆくの、随時演習を行い、各手法がより十分に理解されるようにしたい。例題や演習問題には積極的に取り組んでいただきたい。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. データ解析の考え方—母集団と標本の枠組み、統計的推測について。 2. 統計的推定—点推定、最尤推定、標本分布など。 3. 比率と母平均の推定、推定量の意味、性質、比較。 4. 区間推定。サンプルの大きさを決める方法。 5. 統計的仮説検定の考え方。 6. 比率の検定—考え方と定式化。1標本と2標本。 7. 正規分布の母平均の検定など。 8. 2×2分割表の考え方と方法。r×c表。 9. 適合度検定。 10. ノンパラメトリックな方法。符号検定など。 11. 順位にもとづく検定など。 12. 統計的推測：統計的方法の枠組みと様々な手法の関連を再考する。後期のまとめ。 	
テキスト、参考文献		評価方法	
池田、松井、富田、馬場著『統計学』—データから現実をさぐる、内田老鶴圃。		期末の試験と出席による。	

99～02 律/国 98 以前 律	健康学	担当者	中野 隆史
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>現代の社会では心の健康に関連するできごとが大きな問題となっている。とくに長引く経済不況下で中高年の自殺が増加し、自殺者は年間2万人台から3万人台へと激増したままである。精神衛生 (=精神保健=メンタルヘルス) の知識は現代を生きる上で不可欠である。本講義では精神保健と精神医学の基本的な知識を身につけることによって、自己を理解し、自身の学生生活とその後の人生を豊かにし、友人・家族など身近な人、職場の同僚や部下に対する援助のできる社会人を育成することを目標とする。</p> <p>精神保健の概念とその実践の対象から講義を始める。次いで精神保健の理解に必要な精神医学の基本的知識を学ぶ。これらを踏まえて、ライフサイクルから見た精神保健すなわち各ライフステージにおける発達課題とその障害について考えていく。講義全体を通して、自分の身の回りの事例やマスメディアの報道などを精神保健の視点からとらえ、これらの事例に関する討論を通じて精神保健の知識と理解を深めてゆく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 オリエンテーション 精神衛生 (=精神保健) を学ぶ意味 2 精神保健の実践の対象—健常者の精神の健康管理、精神保健不全者への対応、精神障害に対する社会的偏見 3 精神医学の基本的知識 (1) 精神障害の概念・成因・分類 4 精神医学の基本的知識 (2) 心因性精神障害 神経症 (不安障害など)、心因反応 (PTSD など) 5 精神医学の基本的知識 (3) 内因性精神障害 うつ病 (気分障害)、統合失調症 6 精神医学の基本的知識 (4) 精神科の治療 薬物療法、精神療法、精神科リハビリテーション 7 ライフサイクルから見た精神保健 (1) 乳幼児期 基本的信頼感、分離個体化、精神遅滞、広範性発達障害 8 ライフサイクルから見た精神保健 (2) 児童期 社会化、注意欠陥/多動障害(ADHD) 9 ライフサイクルから見た精神保健 (3) 思春期・青年期 自我同一性、モラトリアム、不登校、統合失調症 10 ライフサイクルから見た精神保健 (4) 成人期 職場不適応、ストレス反応、うつ病、自殺 11 ライフサイクルから見た精神保健 (5) 老年期 老化、喪失体験、うつ病、痴呆 (アルツハイマー病など) 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストはとくに指定しない。レジュメを配布する。 参考文献は講義の際に紹介する。</p>		<p>試験の成績による。 再試験・追試験は行わない。</p>	

99～02 律/国 98 以前 律	健康学	担当者	中野 隆史
講義目的、講義概要		授業計画	
<p>精神保健 (=メンタルヘルス) や精神障害の問題は一部の特別な人だけのものではない。現代のストレスフルな社会 (虐待、いじめ、リストラ……) では誰もが必ず関わることがある問題である。「明日はわが身」である。本講義では健常者の精神的健康の維持増進のためのストレス対処法やメンタルヘルス不全者への対応などの基本的な知識を身につけることによって、自己を理解し、自身の学生生活とその後の人生を豊かにし、友人・家族など身近な人、職場の同僚や部下に対する援助のできる社会人を育成することを目標とする。</p> <p>精神衛生論 a を踏まえて、それぞれの生活の場から見た精神保健を考えていく。さらに、精神障害の予防と精神の健康管理 (精神的健康の保持増進)、わが国の精神科医療の現状について学ぶ。講義全体を通して、自分の身の回りの事例やマスメディアの報道などを精神保健の視点からとらえ、これらの事例に関する討論を通じて精神保健の知識と理解を深めてゆく。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 生活の場から見た精神保健 (1) 家族の精神保健 夫婦関係、親子関係、育児不安、育児支援 2 生活の場から見た精神保健 (2) 学校の精神保健 (1) 小中高校—学校精神保健、スクールカウンセラー 3 生活の場から見た精神保健 (3) 学校の精神保健 (2) 大学—保健センター、摂食障害、統合失調症、うつ病 4 生活の場から見た精神保健 (4) 職場の精神保健 (1) 労働安全衛生法、産業精神保健 5 生活の場から見た精神保健 (5) 職場の精神保健 (2) メンタルヘルスケア、産業保健サービスシステム、 6 生活の場から見た精神保健 (6) 地域の精神保健 地域リハビリテーション、社会復帰のための社会資源 7 わが国の精神科医療の現状 入院治療中心から通院治療中心へ 8 精神障害の予防と健康管理 (1) 心の健康づくり、ストレスとその対処法 9 精神障害の予防と健康管理 (2) 再発予防、復職システム 10 精神障害の予防と健康管理 (3) 医療システム、保健システム、福祉システム 11 医療費の抑制・市場原理の導入・混合診療の解禁の 得失 12 まとめ 	
テキスト、参考文献		評価方法	
<p>テキストはとくに指定しない。レジュメを配布する。 参考文献は講義の際に紹介する。</p>		<p>試験の成績による。 再試験・追試験は行わない。</p>	

シラバス 法学部

2007年4月1日発行

獨協大学教務部

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

電 話 048-946-1664

※この冊子は、再生紙を使用しています。



DOKKYO UNIVERSITY

学 科	学年	氏 名
学科	年	